

学 生 要 覧

2 0 2 1

滋賀医科大学

目 次

1	沿革	1
2	組織機構図	7
3	教員名簿	8
4	学則	12
5	学則・ロゴ・学歌	31
6	学生生活	
	(1) 授業料納付額・方法・注意	33
	(2) 授業料等減免制度	35
	(3) 奨学金	36
	(4) 学生生活における諸注意	41
	(5) 学生教育研究災害傷害保険	47
	(6) 福利厚生施設	49
	(7) 課外活動支援	50
	(8) 国家試験・就職状況	56
	(9) 個人情報取り扱い	57
	(10) 授業を受けるマナーについて	58
	(11) 講義室の授業外利用及び福利棟学習室の利用について	58
	(12) 学生への連絡（掲示板配置図・連絡版）	59
	(13) その他	60
7	学生相談	
	(1) 学生支援制度	61
	(2) 健康相談	62
	(3) ハラスメント相談	63
	(4) 男女共同参画推進室の相談	65
8	諸手続き・諸証明	
	(1) 諸手続き	66
	(2) 諸証明	69
9	異常気象時における授業・試験の取り扱い	73
10	保健管理センター	74
11	附属図書館	77
12	マルチメディアセンター	78
13	敷地内の全面禁煙について	80

1 沿革

- 昭和49年 2月16日 滋賀医科大学創設準備室を京都大学に設置
6月7日 国立学校設置法の一部を改正する法律（49法律第81号）が公布され、昭和49年10月に開学決定
10月1日 滋賀医科大学開学（滋賀県守山市仮校舎）1学科目（独語）を開設
- 昭和50年 3月1日 参与を置く
4月1日 8講座（解剖学第一、生理学第一、生化学第一、病理学第一、微生物学、内科学第一、小児科学、外科学第一）
9学科目（哲学、社会学、人文地理学、物理学、化学、生物学、数学、英語、保健体育）を開設（8講座10学科目となる）
4月10日 第1回医学部医学科入学宣誓式の挙行
5月1日 総合病院大津赤十字病院を本学関連教育病院とする
5月2日 開学記念式典の挙行
11月12日 第1回解剖体慰霊式の挙行
- 昭和51年 5月10日 本学附属病院創設準備室を設置
7講座（解剖学第二、薬理学、保健管理学、放射線基礎医学、内科学第二、外科学第二、産科学婦人科学）1学科目（心理学）を開設
（15講座11学科目となる）
7月30日 一般教養棟、基礎研究棟（一期）、臨床研究棟（一期）、福利補導施設、中央機械室の竣工
8月16日 本校舎（大津市瀬田月輪町）の一部完成により仮校舎から移転
- 昭和52年 1月20日 体育館の竣工
3月22日 基礎研究棟（二期）の竣工
3月30日 基礎講義実習棟の竣工
4月18日 7講座（生理学第二、病理学第二、予防医学、法医学、整形外科学、麻酔学、放射線医学）を開設（22講座11学科目となる）
9月14日 保健管理室の設置
9月17日 解剖体慰霊碑の建立
11月30日 臨床研究棟（二期）、共同利用棟の竣工
- 昭和53年 3月25日 管理棟、看護婦宿舎（一期）の竣工
3月28日 事務局（福利補導施設内）が管理棟へ移転
3月30日 臨床講義棟の竣工
3月31日 附属病院（一期）、R I施設、動物実験施設の竣工
4月1日 医学部に附属病院を設置（附属病院創設準備室の廃止）
6講座（内科学第三、精神医学、皮膚科学、耳鼻咽喉科学、泌尿器科学、眼科学）を開設（28講座11学科目となる）
15診療科設置
5月24日 福利棟使用開始（福利補導施設を福利棟と改称）
6月28日 共同研究施設を設置（共同利用棟、R I施設、動物実験施設をそれぞれ共同研究センター、放射性同位元素研究センター、実験動物センターと改称）

	7月11日	第1回解剖体納骨慰霊法要の挙行
	7月15日	研究動物慰霊碑の建立
	9月30日	滋賀医科大学施設竣工並びに医学部附属病院開院記念式典の挙行
	10月1日	医学部附属病院開院（320床） 医学部附属病院中央診療施設の設置
	10月4日	医学部附属病院外来診療を開始
	10月11日	医学部附属病院入院患者受入れ開始
	12月25日	看護婦宿舎（二期）の竣工
昭和54年	3月22日	附属図書館の竣工並びに開館記念式典の挙行 附属図書館新館業務を開始
	4月1日	2講座（生化学第二、脳神経外科学）を開設 （30講座11学科目となる） 2診療科の設置（17診療科となる）
	11月30日	医学部附属病院（二期）の竣工
	12月12日	解剖センターの設置
昭和55年	1月9日	医学部附属病院の病床が120床増床（計440床）
	1月30日	高エネルギー治療施設の竣工
	3月21日	看護婦宿舎（三期）の竣工
	4月1日	医学部附属動物実験施設の設置（実験動物センターの廃止）
	5月21日	医学部附属病院の病床が160床増床（計600床）
昭和56年	3月25日	第1回医学部医学科卒業式の挙行
	3月26日	動物実験施設（二期）の竣工
	3月30日	武道場の竣工
	4月14日	大学院医学研究科の設置
	5月9日	第1回大学院医学研究科入学宣誓式の挙行
昭和57年	3月20日	職員会館の竣工
	4月1日	医学部附属実験実習機器センターの設置（共同研究センターの廃止）
昭和59年	10月1日	開学10周年記念式典の挙行
昭和60年	3月23日	第1回学位授与式の挙行
	3月30日	動物実験施設（三期）の竣工
	4月1日	1講座（歯科口腔外科学）を開設（31講座11学科目となる）
	12月25日	医学情報センターの設置
昭和61年	3月25日	水泳プールの竣工
昭和63年	3月31日	音楽棟の竣工
平成元年	5月31日	MR診療棟の竣工
	6月28日	分子神経生物学研究センターの設置
	7月15日	第1回公開講座の実施
平成2年	6月8日	保健管理センターの設置（保健管理室の廃止） 附属病院救急部の設置
平成4年	4月10日	1講座（臨床検査医学）を開設（32講座11学科目となる）

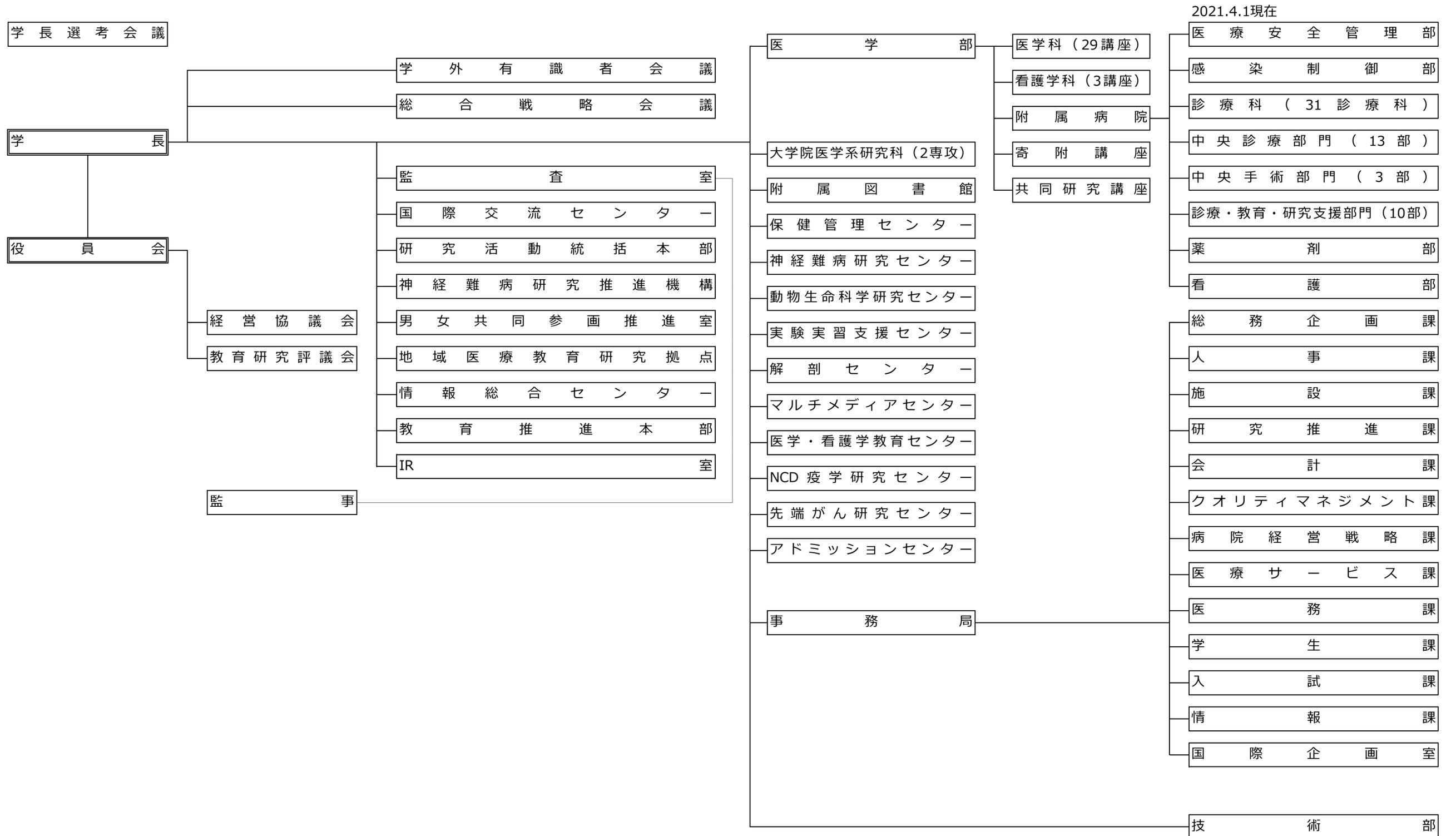
	7月20日	分子神経生物学研究センターの竣工
平成5年	4月1日	保健管理学講座を福祉保健医学講座に改める 附属病院集中治療部の設置
平成6年	3月25日	国際交流会館の竣工
	4月1日	医学部看護学科の設置
	4月25日	第1回医学部看護学科入学宣誓式の挙行
	5月20日	1学科目（歴史学）を開設（32講座12学科目となる）
	10月1日	開学20周年記念式典の挙行
平成7年	4月1日	3講座（基礎看護学、臨床看護学、地域生活看護学）を開設（35講座12学科目となる）
平成8年	4月1日	技術部の設置、附属病院輸血部の設置
	6月28日	看護学科校舎（一期）の竣工
平成9年	4月1日	マルチメディアセンターの設置 附属病院総合診療部の設置
	5月21日	附属病院無菌治療部の設置
	6月30日	看護学科校舎（二期）の竣工
平成10年	3月25日	第1回医学部看護学科卒業式の挙行
	4月1日	大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程）の設置
	4月24日	第1回大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程）入学宣誓式の挙行
平成11年	4月1日	分子神経科学研究センターの設置 （分子神経生物学研究センターの廃止） 1学科目（保健体育）を廃止（35講座11学科目となる） 治験管理センターの設置
	9月30日	コラボレーションセンター（附属図書館、マルチメディアセンター）の竣工
	12月15日	I VMR施設棟の竣工
平成12年	3月27日	第1回大学院医学系研究科修士課程看護学専攻学位授与式の挙行
	4月1日	運営諮問会議の設置（参与の廃止）
平成13年	4月1日	附属病院医療情報部の設置
平成14年	4月1日	動物生命科学研究センターの設置（医学部附属動物実験施設の廃止） 学科目を2大講座に統合し、医学科に再編（34講座となる） 生命科学講座（物理学、化学、生物学、数学、生命情報学） 医療文化学講座（哲学、心理学、歴史学、社会学、人文地理学、 英語、独語） 内科学第一、第二、第三講座を内科学講座に、外科学第一、第二講座を外科学講座に統合 光学医療診療部の設置 第一、第二、第三内科を循環器内科、呼吸器内科、消化器内科、血液内科、内分泌代謝内科、腎臓内科及び神経内科に、第一、第二外科を消化器外科、乳腺・一般外科、心臓血管外科、呼吸器外科に再編

- 4月17日 医療安全管理部、卒後臨床研修センター、地域医療連携室の設置
- 5月22日 MR医学総合研究センター、生活習慣病予防センターの設置、
医学情報センターの廃止
- 11月6日 医療福祉教育研究センターの設置
- 平成15年 3月14日 動物生命科学研究センター棟の竣工
- 4月1日 1講座（救急集中治療医学講座）を開設（35講座となる）
附属病院リハビリテーション部、病理部の設置
医学部附属病院の病床数を予算病床から実在病棟へ変更（600床→608床）
- 7月23日 国際交流支援室の設置
- 12月26日 NMR研究実験棟の竣工
- 平成16年 4月1日 国立大学法人法の施行に伴い、国立大学法人滋賀医科大学が設立
国立学校設置法の廃止及び国立大学法人法の施行に伴い、国立大学法人滋賀医科大学が滋賀医科大学を設置（設置者が、「国」から「国立大学法人滋賀医科大学」となった）
学外有識者会議の設置（運営諮問会議の廃止）
医療人育成教育研究センターの設置
睡眠学講座（寄附講座）を開設
情報収集分析室の設置、監査室の設置
中央診療施設等及び特殊診療施設を改組し、中央診療部（15部）、医療安全管理部、地域医療連携部、医療研修部、卒後臨床研修センター及び治験管理センターに再編
救急・集中治療部の設置（救急部及び集中治療部の廃止）
- 6月3日 スキルズラボの設置
- 8月1日 臨床工学部の設置
- 10月2日 開学30周年記念式典の挙行
- 平成17年 4月1日 実験実習支援センターの設置
（実験実習機器センター及び放射性同位元素研究センターの廃止）
基礎医学講座の再編（28講座となる）
解剖学第一講座、解剖学第二講座を解剖学講座に、生理学第一講座、生理学第二講座を生理学講座に、生化学第一講座、生化学第二講座及び放射線基礎医学講座を生化学・分子生物学講座に、病理学第一講座、病理学第二講座及び微生物学講座を病理学講座に、予防医学講座、福祉保健医学講座及び法医学講座を社会医学講座に統合
化学療法部の設置
- 8月1日 栄養治療部の設置
- 平成18年 6月29日 バイオメディカル・イノベーションセンターの設置
- 10月1日 産科婦人科を母子診療科と女性診療科の2つの診療科に分離
- 平成19年 2月1日 滋賀医科大学保育所の設置
- 4月1日 腫瘍センターの設置

	6月 1日	ペインクリニック科の設置
	8月 31日	D病棟竣工
	9月 1日	地域医療システム学講座 (寄附講座) を開設 (平成22年3月31日まで)
平成20年	1月 9日	家庭医療学講座の開設
	3月 31日	大津赤十字病院の滋賀医科大学関連教育病院としての協定 を解消
	4月 1日	リハビリテーション科の開設
	6月 1日	感染制御部の設置
	7月 1日	患者支援センターの設置
	9月 25日	産学連携推進機構の設置
平成21年	4月 1日	医師臨床教育センターの設置 (卒後臨床研修センターの廃 止) 分子神経科学研究センターの改組 (研究分野) 神経難病研究推進機構の設置
	4月 6日	クリエイティブモチベーションセンターの設置
	4月 7日	総合がん治療学講座 (寄附講座) の開設
	10月 20日	腫瘍内科の設置
	12月 1日	看護臨床教育センターの設置
平成22年	3月 1日	院内助産所の設置
	4月 1日	地域周産期医療学講座 (寄附講座) の開設
	6月 19日	総合内科学講座 (寄附講座)、総合外科学講座 (寄附講 座) の開設
	7月 1日	医学部附属病院の病床が6床増床 (計614床)
	10月 1日	地域精神医療学講座 (寄附講座) の開設
平成23年	7月 1日	男女共同参画推進室の設置
	8月 1日	化学療法部を腫瘍センターに統合
	10月 1日	臨床研究開発センターの設置 (治験管理センターの廃止)
平成24年	3月 31日	総合がん治療学講座 (寄附講座) の廃止
	4月 1日	地域生活看護学講座を公衆衛生看護学講座に名称変更 精神科神経科を精神科に名称変更 臨床遺伝相談科の設置 中央診療部、医療安全管理部等の各部を改組し、中央診療 部門、中央手術部門、診療・教育・研究支援部門に再編
	10月 1日	臨床腫瘍学講座の開設
平成25年	4月 1日	アジア疫学研究センターの設置 (生活習慣病予防センター の廃止)
	9月 11日	アジア疫学研究センターの竣工
平成26年	1月 1日	小児発達支援学講座 (寄附講座) の開設
	3月 31日	MR医学総合研究センターの廃止
	4月 1日	総合内科学講座、総合外科学講座の開設 (総合内科学講座 (寄附講座)、総合外科学講座 (寄附講 座) の廃止) 大学院医学系研究科博士課程の改組 (5専攻→1専攻) 分子神経科学研究センターの改組 (研究分野)

				地域医療教育研究拠点の設置
		5月20日		病理診断科の設置
		9月1日		医学部附属病院の病床が2床減床（計612床）
平成27年		1月1日		前立腺癌小線源治療学講座（寄附講座）の開設
		4月1日		臨床教育講座の開設
		11月26日		倫理審査室の設置
平成28年		3月31日		医療福祉教育研究センターの廃止 睡眠学講座（寄附講座）、地域周産期医療学講座（寄附講座）、地域精神医療学講座（寄附講座）の廃止
		4月1日		神経難病研究センターの設置（分子神経科学研究センターの廃止） 睡眠行動医学講座（寄附講座）の開設 救急科、総合周産期母子医療センター、再生医療室の設置
		10月1日		形成外科の開設
平成29年		4月1日		医学研究監理室の設置 看護師特定行為研修センター、診療の質管理室の設置
		5月1日		研究活動統括本部の設置（研究活動推進室、産学連携推進機構の廃止）
平成30年		3月31日		バイオメディカル・イノベーションセンターの廃止
		3月31日		小児発達支援学講座（寄附講座）の廃止（期間満了）
		4月1日		情報総合センターの設置
		4月1日		革新的医療機器・システム研究開発講座（寄附講座）の開設
		6月14日		教育推進本部の設置
		8月1日		神経内科を脳神経内科へ名称変更
平成31年		4月1日		形成外科学講座の設置 先端がん研究センターの設置 アドミッションセンターの設置 IR室の設置 総合戦略会議の設置
令和元年		7月1日		臨床教育講座の廃止 医療人育成教育研究センターの廃止 医学・看護学教育センターの設置
令和元年		12月31日		前立腺癌小線源治療学講座（寄附講座）の廃止（期間満了）
令和2年		4月1日		国際交流センターの設置（国際交流支援室の廃止）
令和3年		3月31日		睡眠行動医学講座（寄附講座）の廃止（期間満了）
令和3年		4月1日		アジア疫学研究センターの廃止 NCD疫学研究センターの設置

2 組織機構図



3 教員名簿

運 営 部 門	教 授	准 教 授
研究活動統括本部 研究戦略推進室 医学研究監理室 倫理審査室	松浦 昌宏 (特任教授) 小笠原 敦 (特任教授)	
地域医療教育研究拠点		梅田 朋子 中島 滋美 川合 寛道
情報総合センター	芦原 貴司	本山 一隆
IR 室		森野 勝太郎

医 学 科 基 礎 医 学	教 授	准 教 授
生 命 科 学 講 座		
物 理 学	目良 裕	成瀬 延康
化 学	古荘 義雄	
生 物 学	平田 多佳子	
数 学		川北 素子
生命情報学		
医 療 文 化 学 講 座		
哲 学	室寺 義仁	
社 会 学		
英 語	加藤 穰	Richard John Hodg e (特任准教授)
独 語		森田 一平
文化人類学	兼重 努	
心 理 学		小島 隆次
解 剖 学 講 座		
生体機能形態学	宇田川 潤	
神経形態学	勝山 裕	金田 勇人
生 理 学 講 座		
統合臓器生理学	等 誠司	
細胞機能生理学		尾松 万里子
生 化 学 ・ 分 子 生 物 学 講 座		
分子生理化学	縣 保年	寺田 晃士
分子病態生化学	扇田 久和	佐藤 朗
再生・修復医学	小島 秀人	寺島 智也
病 理 学 講 座		
人体病理学	九嶋 亮治	
疾患制御病態学	伊藤 靖	
微生物感染症学		旦部 幸博

医学科基礎医学	教授	准教授
薬理学講座	西 英一郎	大野 美紀子
社会医学講座		
衛生学		北原 照代 (特任准教授)
公衆衛生学	三浦 克之	門田 文
医療統計学		
法医学	一杉 正仁	

医学科臨床医学	教授	准教授
内科学講座		
循環器内科	中川 義久	
呼吸器内科	中野 恭幸	
消化器・血液内科	安藤 朗	稲富 理 木藤 克之
糖尿病内分泌・腎臓内科	前川 聡	荒木 信一
脳神経内科	漆谷 真	真田 充
小児科学講座 小児発達支援学部門	丸尾 良浩 竹内 義博 (特任教授)	多賀 崇 阪上 由子 (特任教授)
精神医学講座	尾関 祐二 角谷 寛 (特任教授)	藤井 久彌子
皮膚科学講座	藤本 徳毅	
外科学講座		
消化器・乳腺・一般外科	谷 眞至	飯田 洋也
心臓血管・呼吸器外科	鈴木 友彰	花岡 淳
整形外科学講座	今井 晋二	森 幹士
脳神経外科学講座	野崎 和彦	辻 篤司
耳鼻咽喉科・頭頸部外科講座 (令和3.5.1より)	清水 猛史	大脇 成広
産科学婦人科学講座	村上 節	木村 文則
泌尿器科学講座	河内 明宏	成田 充弘
眼科学講座	大路 正人	西信 良嗣
麻酔学講座	北川 裕利	
放射線医学講座	渡邊 嘉之	
歯科口腔外科学講座	山本 学	
臨床検査医学講座	(兼) 九嶋 亮治	茶野 徳宏
救急集中治療医学講座	江口 豊	
家庭医療学講座	松村 一弘 (特任教授)	
臨床腫瘍学講座	醍醐 弥太郎	
総合内科学講座	杉本 俊郎	大西 正人 伊藤 明彦
総合外科学講座	目片 英治	
形成外科学講座	鈴木 義久 (特任教授)	
医学科寄附講座	教授	准教授
革新的医療機器・システム研究開発講座	谷 徹 (特任教授)	山田 篤史 (特任准教授)

看護学科	教授	准教授
基礎看護学講座	相見 良成 佐々木 雅也	
臨床看護学講座	遠藤 善裕 宮松 直美 桑田 弘美 立岡 弓子 喜多 伸幸 河村 奈美 伊藤 美樹 辻村 真由	荻田 美穂子
公衆衛生看護学講座		

中央診療部門、中央手術部門 診療・教育・研究支援部門	教授	准教授
光学医療診療部		
放射線部		
リハビリテーション部		児玉 成人
病理部		森谷 鈴子
栄養治療部		
手術部		
医療安全管理部	清水 智治	
医療情報部		杉本 喜久
臨床研究開発センター	久津見 弘	
医師臨床教育センター		川崎 拓
看護臨床教育センター		多川 晴美
薬剤部		森田 真也
総合周産期母子医療センター		

教育研究施設	教授	准教授
神経難病研究センター センター長 基礎研究ユニット 分子神経病理学部門 橋渡し研究ユニット 神経診断治療学部門 MR医学研究部門 国際共同研究部門	西村 正樹 西村 正樹 田口 弘康 (兼任教授) WANZURINA WAN NGAH (兼任教授) 高橋 良輔 (客員教授)	柳 沢 大治郎 椎 野 顯彦

教育研究施設	教授	准教授
動物生命科学研究センター センター長	(兼) 等 誠 司 依馬 正次	
実験実習支援センター センター長	(兼) 扇 田 久 和	
解剖センター センター長	(兼) 九 嶋 亮 治	
マルチメディアセンター センター長	(兼) 芦 原 貴 司	
医学・看護学教育センター センター長 副センター長	松 浦 博 (理事) 伊 藤 俊 之 向 所 賢 一	
NCD疫学研究センター センター長 国際共同研究部門 最先端疫学部門	(兼) 三 浦 克 之 上 島 弘 嗣 (特任教授)	
附 属 図 書 館	教 授	准 教 授
図 書 館 長	(兼) 野 崎 和 彦	
保 健 管 理 セ ン タ ー	教 授	准 教 授
セ ン タ ー 所 長		小 川 恵 美 子
医学・看護学教育センター	教 授 等	
センター長 (副学長)	松 浦 博	
副 セ ン タ ー 長	伊 藤 俊 之 (兼) 佐々木 雅也 向 所 賢 一	
学部教育部門 部門長	伊 藤 俊 之	
大学院教育部門 部門長	縣 保 年	
学生生活支援部門 部門長	相 見 良 成	
障害学生支援室 室長	尾 関 祐 二	
里親学生支援室 室長	相 見 良 成	

4 学則

国立大学法人滋賀医科大学学則

平成16年4月1日制定

令和2年12月2日改正

第1章 総 則

(理念)

第1条 滋賀医科大学（以下「本学」という。）は、地域に支えられ、地域に貢献し、世界に羽ばたく大学として、医学・看護学の発展と人類の健康増進に寄与することを理念とする。

(使命)

第1条の2 本学の使命は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 豊かな教養，確かな倫理観，高い専門的知識を有する信頼される医療人を育成すること。
- (2) 研究倫理と独創性を有する研究者を養成し，特色ある研究を世界に発信すること。
- (3) 信頼と満足を追求するすぐれた全人的医療を地域に提供し，社会に貢献すること。

(自己評価等)

第2条 本学は，その教育研究水準の向上を図り，前2条の理念及び使命を達成するため，本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い，その結果を公表するものとする。

2 点検及び評価に関し必要な事項は，別に定める。

(学部の組織及び学生定員)

第3条 本学に医学部を置く。

2 医学部に置く学科及び教育研究上の目的は次のとおりとする。

- (1) 医学科は，幅広い教養と医学に関する専門的な知識・技能を備え，医の倫理に徹し，かつ旺盛な探究心を持った医師及び医学研究者を育成し，もって医学の進歩，発展に寄与し，併せて社会の福祉に貢献することができる人材の育成を目的とする。
- (2) 看護学科は，幅広い教養と倫理観に基づいた高い専門知識と技術を有し，広く健康生活を支援できる看護職者及び看護学研究者を育成し，もって看護学の進歩，発展に寄与し，併せて社会の福祉に貢献することができる人材の育成を目的とする。

3 各学科に置く講座の名称は，別表のとおりとする。

4 国立大学法人滋賀医科大学管理運営組織規程第16条第1項に掲げる教員は，教授，准教授，講師，助教及び助手とする。

5 医学部医学科においては，収容定員615名，入学定員90名，第2年次編入学定員15名とし，医学部看護学科においては，収容定員260名，入学定員60名，第3年次編入学定

員10名とする。

6 医学科に医学科長，看護学科に看護学科長を置き，各学科の運営を統括する。

7 医学科長は，次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 医学科の運営に関する校務を整理し，連絡調整をすること。
- (2) 教授会を召集し，議長となること。
- (3) その他医学科の運営に関し，医学科長が必要と認めること。

8 看護学科長は，次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 看護学科の運営に関する校務を整理し，連絡調整をすること。
- (2) 看護学科会議を召集し，議長となること。
- (3) その他看護学科の運営に関し，看護学科長が必要と認めること。

(大学院)

第4条 本学に大学院を置く。

2 大学院学則は，別に定める。

(教授会)

第5条 本学医学部に，教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は，別に定める。

(寄附講座)

第6条 本学に，寄附講座及び寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）を設置することができる。

2 寄附講座等に関し必要な事項は，別に定める。

(共同研究講座)

第6条の2 本学に，共同研究講座を設置することができる。

2 共同研究講座に関し必要な事項は，別に定める。

第2章 附属施設

(附属図書館)

第7条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は，別に定める。

(保健管理センター)

第8条 本学に保健管理センターを置く。

2 保健管理センターに関し必要な事項は，別に定める。

(学内教育研究施設)

第9条 本学に，学内教育研究施設として次のセンターを置く。

- (1) 神経難病研究センター
- (2) 動物生命科学研究センター
- (3) 実験実習支援センター

- (4) 解剖センター
 - (5) マルチメディアセンター
 - (6) 医学・看護学教育センター
 - (7) NCD疫学研究センター
 - (8) 先端がん研究センター
 - (9) アドミッションセンター
- 2 各センターに関し必要な事項は、別に定める。
- (医学部附属病院)**

第10条 医学部に、学部附属の教育研究診療施設として附属病院を置く。

- 2 附属病院に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第12条 学期は、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 各学期の授業実施日等は、別に定める。

(休業日)

第13条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学創立記念日 10月1日

別に定める春季休業、夏季休業及び冬季休業

- 2 前項の規程にかかわらず、教育上必要があるときは、変更するときがある。
- 3 臨時休業は、学長がそのつど定める。

第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第14条 医学部医学科の修業年限は、6年とする。

- 2 医学部看護学科の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第15条 医学部医学科の在学は、12年（第2年次編入学者にあつては、10年）を超えることができない。ただし、第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次並びに第5年次及び第6年次の各2学年において在学できる年限は、それぞれ4年（第2年次編入学者

にあつては、第2年次から第4年次までの3学年において在学できる年限は、6年)を
超えることができない。

- 2 医学部看護学科の在学は、8年(第3年次編入学者にあつては、4年)を超えること
ができない。ただし、第1年次及び第2年次並びに第3年次及び第4年次の各2学年
(第3年次編入学者にあつては、第3年次及び第4年次の2学年)において在学できる
年限は、それぞれ4年を超えることができない。

第5章 入学及び進級

(入学、進級の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 進級の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第17条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で
文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教
育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定
める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣
が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校
卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学
資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学検定資格に合格した者を含
む。)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の
学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第18条 本学への入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、入学願書その他
所定の書類に所定の検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- 2 検定料の免除の所定の申請書を受理された者については、前項の適用について、検定
料を納付したものとみなす。

(入学者の選考)

第19条 学長は、入学志願者に対して、別に定めるところにより、選考を行う。

2 学長は、教授会の議を経て、合格者を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第20条 前条の選考に合格した者は、本学が指定する日までに所定の書類を学長に提出し、かつ、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の手続を終えた者に入学を許可する。

3 入学料の減免又は徴収猶予の申請書を受理された者については、前項の適用について、入学料を納付したものとみなす。

(医学科の編入学, 再入学, 転入学等)

第21条 医学部医学科において、次の各号に掲げる者で、かつ、入学を志願する者は、選考のうえ、定員の範囲内で第2年次への入学を許可する。

(1) 大学(外国の4年制以上の大学を含む。)を卒業した者。ただし、医学部医学科の卒業生及び在学者を除く。

(2) 大学院(外国の大学院を含む。)の修士課程又は博士課程を修了した者

(3) 学校教育法第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者

第22条 医学部医学科において欠員のある場合、次の各号に掲げる者で、かつ、入学を志願する者は、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

(1) 本学医学部医学科を中途退学した者

(2) 他の大学の医学進学課程を修了した者

(3) 他の大学の医学部医学科に在学する者又は中途退学した者

(看護学科の編入学, 再入学, 転入学)

第23条 医学部看護学科において、次の各号に掲げる者で、かつ、入学を志願する者は、選考のうえ、定員の範囲内で第3年次への入学を許可する。

(1) 短期大学の看護学科を卒業した者

(2) 学校教育法第132条に定める者で専修学校の看護系専門課程を修了した者

(3) 学校教育法第58条の2に定める者で高等学校の看護系専攻科の課程を修了した者

第24条 医学部看護学科において欠員のある場合、次の各号に掲げる者で、かつ、入学を志願する者は、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

(1) 本学医学部看護学科を中途退学した者

(2) 他の大学の看護系の学科に在学する者又は中途退学した者

2 前項第1号に掲げる者のうち、本学の看護学科に3年以上在学し、早期に本学大学院医学系研究科修士課程へ進学し、課程の修了又は退学した者が再入学を志願する場合は、欠員の有無にかかわらず、選考のうえ、相当の年次に入学を許可することがある。

(編入学者等の取扱い)

第25条 前4条の規定により、編入学等を志願する者及び入学を許可された者については、第18条から第20条の規程を準用する。

第6章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第26条 教育課程は、次の各号に掲げる編成方針に基づき、教授会の議を経て、学長が編成する。

- (1) 医学科及び看護学科の教育上の目的を達成するため必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。
- (2) 医学科及び看護学科の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法)

第27条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目、自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

- 2 医学科の授業科目は、一般教育科目、外国語科目Ⅰ、外国語科目Ⅱ、総合生命科学(以下「一般教育科目等」という。)及び専門教育科目に区分し、編成するものとする。
- 3 看護学科の授業科目は、一般教養科目Ⅰ、一般教養科目Ⅱ、外国語科目、専門基礎科目Ⅰ、専門基礎科目Ⅱ、専門看護科目Ⅰ、専門看護科目Ⅱ、専門看護科目Ⅲ及び専門看護科目(実習)に区分し、編成するものとする。
- 4 前2項の各授業科目の名称、単位数又は時間数、配当年次等については、別に定める。

(単位の計算方法)

第28条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義及び演習については15時間から30時間、並びに実験・実習及び実技については30時間から45時間の授業の時間をもってそれぞれ1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して別に単位数を定める。

(授業時間制をとる授業科目)

第29条 大学設置基準第32条第2項の規定に基づき、医学科の専門教育科目は、全科目について授業時間制とし、そのすべてを必修科目とする。

(1年間の授業期間)

第30条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業の方法)

第31条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技又はこれらの併用による多様な方法により実施するものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、教授会の議を経て、当該授業を行う教室等以外の場所及び多様なメディアを利用して実施することができる。
- 3 医学部の教育上有益と認めるときは、第1項の授業を外国において履修させることができる。

(関連教育病院)

第32条 医学部医学科における臨床教育を充実するため、必要に応じて国公立又は法人の設立に係る病院を関連教育病院に定め、当該病院において、学生に専門課程の授業科目に必要な臨床教育の一部を行わせるものとする。

- 2 前項の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(協力施設)

第33条 前条に定めるもののほか、より多様な医療形態における臨床実習を実施し、さらに臨床教育を充実させるため、必要に応じて国公立又は法人の設立に係る病院等を臨床実習協力施設に定め、当該施設において、学生に専門課程の授業科目に必要な臨床教育の一部を行わせるものとする。

- 2 医学科の早期体験学習、地域医療体験実習Ⅰ、地域医療体験実習Ⅱ及び研究室配属並びに看護学科の看護実習等についても、必要に応じて国公立又は法人の設立に係る病院等を協力施設に定め、当該施設において、学生に当該授業科目に必要な教育の一部を行わせるものとする。
- 3 前2項の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善)

第34条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るため、必要に応じて研修会等を企画し、実施する。

第7章 卒業の要件等

(履修科目の登録)

第35条 医学部の各学科の学生は、毎学年の始めに、その学年において履修する授業科目を学長に届け出なければならない。

(履修科目の登録の上限)

第36条 1年間に履修できる授業科目は、原則として当該学年に配当した科目のみとする。

(授業科目の修得及び修了の認定並びに進級及び課程修了の認定)

第37条 医学部の各学科の課程における授業科目の修得又は修了の認定は、試験その他の審査により行う。

- 2 医学部の各学科の進級及び課程修了の認定は、教授会の議を経て、学長が行う。
- 3 医学部各学科の授業科目の試験及び進級の取扱いに関し必要な事項は、それぞれ別に定める。

(成績の評価)

第38条 試験等による学業成績の評価は、秀、優、良、可、不可の5種の評語をもって表わし、秀、優、良、可を合格とする。ただし、特定の科目については、合格又は不合格

の評語をもって表わす。

(卒業の要件)

第39条 本学医学部の医学科に6年(第2年次編入学者にあつては、5年)以上在学し、又は看護学科に4年(第3年次編入学者にあつては、2年)以上在学し、それぞれ各学科の課程を修了した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 医学部医学科(第2年次編入学者を除く。)においては、一般教育科目等について所定の必修科目を含めて63単位以上を修得し、かつ、専門教育科目における所定の授業科目を履修し、修了の認定を受けなければならない。
- 3 医学部医学科第2年次編入学においては、一般教育科目について選択科目を8単位以上修得し、かつ、専門教育科目における所定の授業科目を履修し、修了の認定を受けなければならない。
- 4 医学部看護学科(第3年次編入学者を除く。)においては、所定の必修科目を含めて124単位以上を修得しなければならない。
- 5 医学部看護学科第3年次編入学においては、所定の必修科目を含めて、かつ、認定単位と合わせて124単位以上を修得しなければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第40条 医学部の教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、別に定めるところにより60単位(医学科の専門教育科目にあつては60単位に相当する授業時間数。以下同じ。)を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第41条 医学部の教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項の規定により修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第42条 医学部の教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 医学部の教育上有益と認められるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第40条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を

超えないものとする。

- 4 第21条から第24条の規定により、入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得単位数の取扱いについては、別に定める。

(授業時間制をとる授業科目の取り扱い)

第43条 前3条の規定において、授業時間制をとる授業科目については、大学設置基準第33条の規定に基づき取り扱うものとする。

第8章 学位の授与

(学士の学位の授与)

第44条 第39条の規定により卒業した者に対し、学士の学位を授与する。

- 2 学士の学位に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 休学, 転学, 留学及び退学

(休学)

第45条 疾病その他特別の事由により2月以上修学することができない者は、学長の許可を受けて休学することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、医学科に置く PhD-MD 制度を利用する医学科学生が、本学大学院学則第11条第1項第6号の規定により博士課程に入学するときは、学長の許可を得て休学することができる。PhD-MD 制度の取扱いについて必要な事項は別に定める。
- 3 疾病その他の事由により修学することが適当でないと認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第46条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度としてその期間を延長することができる。

- 2 休学期間は、通算して4年(医学科第2年次編入学者にあつては3年、看護学科第3年次編入学者にあつては2年)を超えることができない。ただし、前条第2項の規定により休学するときは、その期間を通算しない。
- 3 休学期間内に復学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。
- 4 休学期間は、第15条の在学期間に算入しない。

(転学)

第47条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第48条 外国の大学で学修することを志願する者は、学長の許可を受けて留学することができる。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、第39条に定める在学期間に算入する。

3 第1項の規定により外国の大学に留学する場合の授業科目の履修等については、第40条の規定を準用する。

(退学)

第49条 退学しようとする者は、その事由を申し出て、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第50条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 入学料の減免を申請した者のうち、減免が不許可になった者又は一部免除が許可になった者で、入学料を所定の期日までに納付しない者
- (2) 入学料の徴収猶予を申請した者のうち、徴収猶予が許可若しくは不許可になった者で、入学料を所定の期日までに納付しない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 第15条に定める在学年限を超えてなお成業の見込みのない者
- (5) 第46条第1項又は第2項の休学期間を超えてなお修学できない者
- (6) 長期間にわたる行方不明等により、成業の見込みのない者

第10章 賞 罰

(表彰)

第51条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

(懲戒)

第52条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があった者は、教授会及び教育研究評議会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 第2項の規定により停学となり、その期間が3以上にわたる場合、当該停学期間は第39条に定める必要在学年数に算入しない。

5 本条に定めるもののほか、懲戒に関する基本的事項及び手続き等については、学長が別に定める。

第11章 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生

(聴講生)

第53条 本学において特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第54条 本学において特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第55条 他の大学又は外国の大学の学生で、大学間の協議に基づき、本学において特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、特別聴講学生として入学を許可する。

(研究生)

第56条 本学において特定の専門的事項の研究を志願する者があるときは、学部の研究教育に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(外国人留学生)

第57条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学志願する者があるときは、別に選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

(その他)

第58条 この章に定めるもののほか、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 授業料、その他の費用

(授業料、入学料及び検定料)

第59条 本学において徴収する授業料、入学料及び検定料の額については、国立大学法人法（平成15年7月16日法律第112号）第22条第4項及び国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年3月31日文部科学省令第16号）第2条の規定に基づき、本学において別に定める額とする。

2 授業料及び検定料は、別に定める期日までに納付しなければならない。

3 休学、退学等の場合の授業料の額、徴収方法等については、別に定める。

(授業料の減免、徴収猶予及び月割分納)

第60条 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者、その他やむを得ない事情があると認められる者については、本人の申請により、授業料の減免又は徴収猶予若しくは月割分納を許可することができる。

2 前項の規定により授業料の減免又は徴収猶予を受けている者は、その事由が消滅したときは、その月から授業料を納付しなければならない。

3 前2項の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(入学料の減免及び徴収猶予)

第61条 特別な事情により入学料の納付が困難と認められる者については、本人の申請により、入学料の減免又は徴収猶予を許可することができる。

2 前項の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(検定料の免除)

第61条の2 特別な事情により、検定料の免除を申請した者については、検定料を免除することができる。

2 前項の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(既納の検定料等の不返還)

第62条 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額は本人の申し出により返還するものとする。

- (1) 第2次の学力検査等を2段階の選抜方法で行った場合において、第1段階目の選抜で不合格となった者の第2段階目の選抜に係る検定料に相当する額
- (2) 個別学力検査出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者に対する前号に準じた額
- (3) 第18条第1項に規定する検定料を納付した者が、特別な事情により、検定料の免除が認められた場合の当該検定料に相当する額
- (4) 入学を許可するときに授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月末日までに入学を辞退した場合の当該授業料に相当する額
- (5) 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合の後期分の授業料に相当する額

第13章 公開講座

第63条 地域社会の発展に寄与し、教養と文化の向上に資するため、必要に応じて本学に公開講座を設けることができる。

2 前項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正後の第39条第4項及び第5項の規定は、平成16年度及び17年度入学者から適用する。

3 平成15年度以前の入学者については、改正後の第39条第4項及び第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成17年6月24日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年12月27日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年6月28日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年10月26日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年1月9日から施行する。ただし、第3条第3項の別表中の「地域医療システム学講座」については、平成19年9月1日から適用する。
- 2 第6条の規定は、医療人育成教育センター規程に定める教務担当教員及び学生支援担当教員を教員に改めることに鑑み削除する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年6月26日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第3条第5項、第27条第3項及び第39条第4項の規定は、平成21年度入学者から適用する。
- 3 改正後の第27条第3項及び第39条第5項の規定は、平成23年度医学部看護学科第3年次編入学者から適用する。
- 4 平成20年度以前の入学者は、改正後の第27条第3項及び第39条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 平成22年度以前の医学部看護学科第3年次編入学者は、改正後の第27条第3項及び第39条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 第3条第5項に規定する医学部医学科の収容定員、入学定員及び第2年次後期編入学定員は、平成29年度までとする。

附 則

- 1 この学則は、平成20年10月30日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の収容定員は、同条同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
医学部	医 学 科	595 人	605 人	615 人	625 人	635 人

附 則

この学則は、平成21年6月25日から施行し、平成21年4月7日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の収容定員は、同条同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
医学部	医 学 科	610 人	625 人	640 人	655 人	668 人

- 3 改正後の第3条第5項に規定する平成22年度から5名の増とした医学部医学科の入学定員は、平成31年度までとする。

附 則

この学則は、平成22年7月29日から施行する。ただし、第3条第3項の別表中の「地域周産期医療学講座」については、平成22年4月1日から適用し、「総合内科学講座」及び「総合外科学講座」については、平成22年6月18日から適用する。

附 則

この学則は、平成22年10月28日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員		収容定員
		平成23年度 ～ 平成29年度	平成30年度 ～ 平成31年度	平成23年度
医学部	医 学 科	100 人 (17)	97 人 (15)	627 人

収 容 定 員

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 ～ 平成29年度	平成30年度
644 人	661 人	676 人	683 人	685 人	680 人

収 容 定 員

平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度

675 人	663 人	651 人	639 人	629 人	622 人

() 内は、第2年次後期編入学を外数で示す。

- 平成22年度以前に医学部医学科に入学した者は、改正後の第39条第2項の規定にかかわらず、一般教育科目等について所定の必修科目を含めて91単位以上を修得するものとする。

附 則

- この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 改正後の第39条第4項の規定は、平成24年度入学者から適用する。
- 改正後の第39条第5項の規定は、平成26年度医学部看護学科第3年次編入学者から適用する。
- 平成23年度以前の入学者については、改正後の第39条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成25年度以前の医学部看護学科第3年次編入学者は、改正後の第39条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成24年10月1日から施行する。
- 改正前の学則第3条第3項の別表中の「総合がん治療学講座」については、平成24年3月31日までとする。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年1月8日から施行し、平成26年1月1日から適用する。

附 則

- この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 滋賀医科大学MR医学総合研究センター規程(平成16年4月1日制定)及び滋賀医科大学MR医学総合研究センター運営委員会規程(平成16年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この学則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 改正後の第39条第4項の規定は、平成28年度入学者から適用する。
- 改正後の第39条第5項の規定は、平成30年度医学部看護学科第3年次編入学者から適用する。

- 4 平成27年度以前の入学者については、改正後の第39条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 平成29年度以前の医学部看護学科第3年次編入学者は、改正後の第39条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 滋賀医科大学分子神経科学研究センター規程（平成16年4月1日制定）及び滋賀医科大学分子神経科学研究センター運営委員会規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この学則は、平成28年5月26日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の医学部医学科入学者及び平成29年度以前の医学部医学科第2学年次後期編入学者については、改正後の第33条第2項及び第39条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成29年6月13日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員		収容定員
		平成30年度	平成31年度	平成30年度
医学部	医学科	100人 (17)	100人 (17)	685人

収 容 定 員					
平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
685人	673人	661人	649人	637人	625人

() 内は、第2年次後期編入学を外数で示す。

- 3 滋賀医科大学バイオメディカル・イノベーションセンター規程（平成18年6月29日制定）及び滋賀医科大学バイオメディカル・イノベーションセンター運営委員会規程（平成18年6月29日制定）は廃止する。

附 則

この学則は、平成30年10月24日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第39条第2項及び第4項の規定は、平成31年度入学者から適用する。
- 3 改正後の第3条第5項、第15条第1項、第16条第1項、第35条、第39条第1項、第46条第2項及び第62条第2項第4号の規定は、平成31年度入学者（医学部医学科第2年次編入学者については、令和2年度編入学者）から適用する。
- 4 改正後の第21条及び第39条第3項の規定は、令和2年度医学部医学科第2年次編入学者から適用する。
- 5 改正後の第39条第5項の規定は、令和3年度医学部看護学科第3年次編入学者から適用する。
- 6 平成30年度以前の入学者については、改正後の第39条第2項及び第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 平成30年度以前の入学者（医学部医学科第2年次後期編入学者については、平成31年度以前の編入学者）については、改正後の第3条第5項、第15条第1項、第16条第1項、第35条、第39条第1項、第46条第2項及び第62条第2項第4号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 8 平成31年度以前の医学部医学科第2年次後期編入学者については、改正後の第21条及び第39条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 9 令和2年度以前の医学部看護学科第3年次編入学者は、改正後の第39条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員		収容定員
		令和2年度	令和3年度	令和2年度
医学部	医学科	95人 (15)	95人 (15)	678人

収 容 定 員

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
-------	-------	-------	-------	-------	-------

671 人	659 人	647 人	635 人	625 人	620 人
-------	-------	-------	-------	-------	-------

() 内は、第2年次編入学を外数で示す。

附 則

この学則は、令和2年4月8日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年5月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和2年10月15日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年12月2日から施行し、令和2年11月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第15条第1項の規定は、令和3年度入学者（医学部医学科第2年次編入学者については、令和4年度編入学者）から適用する。
- 3 改正後の第15条第2項の規定は、令和3年度入学者（医学部看護学科第3年次編入学者については、令和5年度編入学者）から適用する。
- 4 令和2年度以前の入学者（医学部医学科第2年次後期編入学者及び医学部医学科第2年次編入学者については、令和3年度以前の編入学者）については、改正後の第15条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 令和2年度以前の入学者（医学部看護学科第3年次編入学者については、令和4年度以前の編入学者）については、改正後の第15条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別 表

医学科

(基礎医学講座)

生命科学講座, 医療文化学講座, 解剖学講座, 生理学講座, 生化学・分子生物学講座, 病理学講座, 薬理学講座, 社会医学講座

(臨床医学講座)

内科学講座, 小児科学講座, 精神医学講座, 皮膚科学講座, 外科学講座, 整形外科科学講座, 脳神経外科学講座, 耳鼻咽喉科学講座, 産科学婦人科学講座, 泌尿器科学講座, 眼科学講座, 麻酔学講座, 放射線医学講座, 歯科口腔外科学講座, 臨床検査医学講座, 救急集中治療医学講座, 家庭医療学講座, 臨床腫瘍学講座, 総合内科学講座, 総合外科学講座, 形成外科学講座

看護学科

基礎看護学講座, 臨床看護学講座, 公衆衛生看護学講座

5 学章・ロゴ・学歌

(1) 学章



「さざ波の滋賀」のさざ波と「一隅を照らす」光の波動とを組み合わせたもの。

中心に向かって、外からさざ波の波動—これは人々の医への期待である。外に向かって中心から一隅を照らす光の波動—これは人々の期待に返す答えである。

(2) 滋賀医科大学の三大使命

滋賀医科大学は、地域に支えられ、地域に貢献し、世界に羽ばたく大学として、人々の健康、医療、福祉の向上と発展に貢献するために、次の3Cを推進します。



- Creation : 優れた医療人の育成と新しい医学・看護学・医療の創造
- Challenge : 優れた研究による人類社会・現代文明の課題解決への挑戦
- Contribution : 医学・看護学・医療を通じた社会貢献

(3) 滋賀医科大学 『ロゴ』 について

滋賀医科大学では、(1) 大学のイメージの確立、(2) 大学の理念の表現、(3) 他大学との差別化を目的に、ビジュアル面からブランディング戦略を推進しています。平成20年5月、戦略の中核となるロゴマークを策定しました。



- ・シンボルマークは学章の「医」の文字を綺麗なラインでリファインしました。
- ・ロゴタイプは、人のやさしさと知性を感じる、読みやすく親しみやすいオリジナル書体です。シンボルマークと連動させ、濃いブルーとしています。

《ロゴバリエーション》

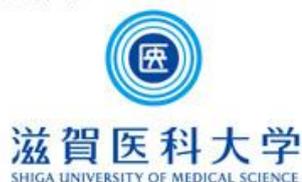
■ サークルタイプ



■ 和文タイプ



■ 上下タイプ



■ 英文タイプ



学 歌

♩ = 88 明るく、力強く

友吉 唯夫 作詞
玉井 明 作曲 1987



1. せんこのうみーをみはるかすじんるいあ
いりにとおきいのみちをきよえいのゆ
んりゅうはるかぶんかしのみらいをひ



い--のこうろーにえいちのひかりてらしつつた
め--にはしるなくしょうじのおもみおそれつきわ
ら--くまなびやにしんりのもりをそだてつつた



えよたかくくおんのいのちきよきほし
めよふかくじんじのかがくひろきさと
えよながくこうきのれきしたかきみね



われらがしがいかだいがく
2. め
3. げ



く

一、

千古の湖を見はるかす
人類愛の高楼に
叡知の光照らしつつ
讃えよ 崇く 久遠の生命
清き星 われらが滋賀医科大学

二、

名利に遠き 医の道を
虚栄の夢に 奔るなく
生死の重み 畏れつつ
究めよ 深く 仁慈の科学
広き郷 われらが滋賀医科大学

三、

源流遙か 文化史の
未来を拓く 学舎に
真理の森を 育てつつ
伝えよ 永く 光輝の歴史
高き峰 われらが滋賀医科大学

6 学生生活

(1) 授業料納付額・方法・注意

① 授業料納付額

区分	授業料 (円)	入学 (円)	検定料 (円)
学部学生	年 額 535,800 半期額 267,900	282,000	17,000
大学院学生	年 額 535,800 半期額 267,900	282,000	30,000
転入学、編入学、再入学の場合	年 額 535,800 半期額 267,900	282,000	30,000
聴講生	1 単位 14,400	28,200	9,800
科目等履修生	1 単位 14,400	28,200	9,800
研究生	月 額 28,900	84,600	9,800
特別聴講学生	1 単位 14,400	—	—

② 授業料等納付方法

区分	納付方法
授業料	本学から送付する所定の振込依頼書により、本学指定の銀行口座に振り込み 【送付時期】 前期分：4月下旬 後期分：10月下旬 【納付期限】 前期分：5月下旬 後期分：11月下旬
入学料	本学から送付する所定の振込依頼書により、本学指定の銀行口座に振り込み
検定料	本学から送付する所定の振込依頼書により、本学指定の銀行口座に振り込み

③ 授業料等納付についての注意

i 授業料

授業料は、原則として年度ごとに、前期分は5月中に、後期分は11月中にそれぞれ半期額を納付してください。

なお、申し出により、前期分の納付時に、後期分も併せて納付することができます。

ii 入学料

入学料は、入学手続きの際に納付してください。

iii 検定料

検定料は、入学、転入学、編入学又は再入学の出願の際に納付してください。

iv 授業料の滞納

納付期限までに授業料を納付せず、督促を受けてもなお納付しないときは、学則により除籍されることがありますので、十分注意してください

(2) 授業料等減免制度

① 大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料・入学料減免制度

令和2年4月から、大学等における修学の支援に関する法律に基づき、留学生を除く学部学生を対象とした新しい修学支援制度が始まっております。本制度は、これまでの日本学生支援機構（JASSO）給付型奨学金と比べて対象者の範囲と支援額が拡充します。また、併せて授業料減免の対象となるため、給付型奨学金と合計した支援額は大幅に拡充します。新しい支援制度はこの2つの支援をあわせることにより、大学等の高等教育機関で安心して学んでいただくものです。

この制度による支援を受けるには、日本学生支援機構（JASSO）の給付型奨学金に申請し、採用されること、大学の授業料減免の申請手続きを完了すること、の2つが必要です。採用された奨学金の支援区分により、授業料等の減免額も決定します（支援額は世帯収入に応じた3段階の基準で決まります）。

申請は年2回となっており、申請期日や手続き等はメールで案内するため、両方の申請スケジュールを確認のうえ、漏れなく必要な手続きを行ってください。



<http://www.mext.go.jp/kyufu/>（文部科学省特設ページ「学びたい気持ちを応援します」）



<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>（日本学生支援機構（JASSO）「特設サイト」）

② 令和元年以前入学生及び大学院生への経過措置

令和3年度については、上記の制度の認定対象外となる令和元年度以前入学生及び大学院生を対象に、制度移行に伴う経過措置として従来の授業料免除基準（平成13年3月28日付け12文科高第二九五号による通知に基づく）によって授業料等減免の申請を受け付けます。

こちらも申請期日や手続き等はメールで案内するため、漏れなく必要な手続きを行ってください。

③ 入学料・授業料徴収猶予制度

令和3年度については、本学に在籍するすべての学生を対象に、授業料等徴収猶予の申請を受け付けます。なお、申請が許可された場合、猶予の期限は以下のとおりとなっているため注意すること。

申請期日や手続き等はメールで案内するため、漏れなく必要な手続きを行ってください。

[猶予期限]

- ・入学料：当該年度3月末日
- ・授業料（前期／後期）：9月末日／3月末日

(3) 奨学金

本学が取り扱っている奨学金は、日本学生支援機構奨学金のほか、湖医会（同窓会）による奨学金（湖医会奨学金及び藤原よしみ奨学金）、地方公共団体及び民間育英事業団体の奨学金、海外留学のための各種奨学金等があります。また、奨学金以外に提携ローン等もあります。

① 日本学生支援機構奨学金

i 貸与型奨学金

日本学生支援機構の貸与型奨学金は、第一種奨学金（無利子貸与）、第二種奨学金（有利子貸与）及び入学時の一時金として貸与する入学時特別増額貸与奨学金（有利子貸与）があり、これらはいずれも学業・人物ともに優れ、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者に貸与される制度です。

奨学金の返還義務の保証として、「人的保証」と「機関保証」の2つの制度から貸与者が選択します。

貸与される金額については、入学年度、給付奨学金の受給の有無や所属（学部・大学院）により異なりますので、日本学生支援機構のホームページを参照してください。また、卒業後は奨学金返還の義務が生じ、必ず返還しなくてはなりません。返還された奨学金は、後輩の奨学金として再び活用されます。

ii 給付型奨学金

2017年から始まった返還が不要な奨学金で、2020年4月より新しい制度で実施されます。制度の内容や受給できる金額については、日本学生支援機構又は文部科学省のホームページを参照してください。

なお、本奨学金の採用者については、大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等減免の対象となります。授業料等減免については、本学ホームページ「高等教育修学支援新制度」をご確認ください。

※本学ホームページ>教育・学生支援 > 学生生活 > 高等教育修学支援新制度「高等教育修学支援新制度」

iii 申込手続き 高等教育就学支援新制度

日本学生支援機構奨学金の申込は、予約採用・在学採用に分け、下表のとおり行います。いずれの種類の手続きについても、4月に実施する学内説明会において詳細な手続きを案内しますので必ず参加してください。また、給付型奨学金の予約採用候補者となっている方は、本学から送付している「入学手続きの手引き」を参照して手続きを行ってください。給付型奨学金の在学採用希望者は、4月に実施する学内説明会において詳細な手続きを案内しますので必ず参加してください。

なお、日本学生支援機構の貸与型奨学金は、学生本人に貸与されるものであり、貸与終了後に返還する義務があります。ご自身の経済状況や卒業後の生活設計等を考慮し、修学に必要な額を慎重に検討したうえで、申請してください。

日本学生支援機構の Web サイトでは、奨学金の貸与総額や返還額などを試算することができます。月々の返還額や返還期間などを把握することが出来ますので、申請を検討する際の参考にしてください。



<http://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/> (日本学生支援機構 奨学金貸与・変換趣味レーション)

予約採用	
対象者	高等学校等在学中に、日本学生支援機構奨学金の貸与申込を行い、機構から「採用候補者決定通知」を交付されている新入生
申請時期	高等学校等在学中
振込開始月	4～6月のいずれか(大学入学後の手続きの時期によって異なります。)初回は、貸与を希望する月から振込開始月までの分がまとめて振込みされます。
備考	入学後に「採用候補者決定通知」(進学先提出用)を学生課学生支援係まで提出してください。提出の際に「ID」と「パスワード」を渡しますので、各自でインターネットを使って、「進学届」の提出を行ってください。この手続きを怠ると採用取消となりますので、十分注意してください(詳細は新入生研修期間中に開催する説明会において案内します)。
在学採用	
対象者	学部・大学院の全学年(留年生等を除く)
申請時期	4～5月上旬
振込開始月	6～7月のいずれか。初回は、貸与を希望する月から振込開始月までの分がまとめて振込みされます。
備考	併用貸与(第一種と第二種両方)及び別の種類(第二種から第一種、または第一種から第二種)への申し込みができる場合があります。

※上記の定期採用のほか、「家計を支えている者の失職・破産・会社の倒産・病気・死亡等又は火災・風水害等により、家計が急変した場合に貸与を受けられることができる制度」として緊急採用(無利子)及び応急採用(有利子)があります。また、秋季に二次採用(臨時採用)を行うことがあります。これらの定期外採用への申し込みについては、学生課学生支援係に相談してください。

iv 継続手続き（適格認定）

「適格認定」は、年1回（例年12月中頃）奨学生が「奨学金継続願」を提出した上で実施され、継続が認められると翌年度（4月から）も貸与（給付）が受けられます。給付奨学生は、適格認定に加えて、7月と10月の年2回「在籍報告」を提出する必要があります。いずれも手続きを怠った場合や、奨学生として適格でないと判断された場合は「停止」「廃止」等の処置がなされることがあります。また、奨学生として不適切であると認定される事由が生じた場合は、その都度「適格認定」が行われます。

※手続き期間等については、メール等にてお知らせします。

※「適格認定」の概要については日本学生支援機構ホームページをご確認ください。

v 異動・月額変更手続き

異動等手続きに該当する事由が発生した場合、速やかに手続きを行ってください。所定期日までに提出がない場合は、延滞金・超過振込金の発生、貸与開始の遅延等、不利益を被る場合がありますので注意してください。

異動内容	必要手続き
在学猶予願	自身でスカラネットから願出後、学生課学生支援係へ在学猶予を提出した旨、メールで連絡。 ※「スカラネットPS」HP (https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/)
奨学金振込口座変更	様式4を学生課学生支援係へ提出
月額変更	様式2-1～2-4のいずれかを学生課学生支援係へ提出 ※月額変更後の金額は窓口で確認できます。
異動届（退学・辞退・休止）	様式1-1を学生課学生支援係へ提出
復活の異動届（復学）	様式1-2を学生課学生支援係へ提出
改氏名届	様式3を学生課学生支援係へ提出
住所変更届	様式15を学生課学生支援係へ提出
連帯保証人・保証人等変更	様式5を学生課学生支援係へ提出 ※連帯保証人・保証人の変更があった場合、連帯保証人等の署名・実印が必要。
第一種奨学金 返還方式変更	様式31を学生課学生支援係へ提出 ※定額返還から所得連動方式への変更の場合、別途書類が必要となります。
第二種奨学金「利率の算定方式」変更	様式11を学生課学生支援係へ提出

※表に記載のない異動に関する手続きについては学生課学生支援係まで問い合わせてください。

※様式は学生課学生支援係窓口で配付します。

vi 貸与終了に伴う手続き

貸与終了（満期、辞退、退学等）に伴い、手続きが必要です。返還確認票、「返還のてびき」等の交付を受け、金融機関にて振替口座（リレー口座）加入の手続きを行ったうえで、加入申込書（預貯金者控）のコピーを学生課学生支援係まで提出してください。

貸与終了後も引き続き在学する場合、願出により返還期限が猶予されます。希望者は「在学猶予願」をスカラネット・パーソナルにて提出してください。

<奨学金の返還猶予>

留年や休学等により、最短修業年限を超えて在学する場合は、あらためて1年ごとに「在学猶予願」を提出する必要があります。また、奨学生であった者が、卒業・修了又は退学の後、災害や傷病等やむを得ない事情によって返還が困難になったときは、本人からの願い出により一定の期間にわたって、その返還が猶予されます。

※返還が困難な場合に利用できる制度の概要については日本学生支援機構ホームページをご確認ください。

② 湖医会（同窓会）による奨学金

i 湖医会奨学金

学業・人物ともに優れており、かつ経済的理由により学資負担が困難な学生について、面談及び選考を経て、本学同窓会の湖医会から貸与されます。

出願資格	医学部医学科・看護学科のすべての学生
出願期間	毎年度5月下旬～6月中旬
貸与額	月額60,000円まで
貸与期間	1年間
利子	無利子
その他	出願方法、提出書類、返還方法等については、募集要項を参照。

ii 藤原よしみ奨学金

学生のさまざまな自主的活動の支援（ボランティア活動資金、国内外研修費用、子育て支援等）を目的とし、面談及び選考を経て、本学同窓会の湖医会から貸与されます。

出願資格	医学部医学科・看護学科のすべての学生
出願期間	毎年度5月下旬～6月中旬
貸与額	総額300,000円（一括）
貸与期間	卒業（退学を含む）まで
利子	無利子
その他	出願方法、提出書類、返還方法等については、募集要項を参照。

③ 地方公共団体及び民間育英事業団体の奨学金

地方公共団体及び民間育英事業団体の奨学金については、その受給要件として、団体の所在地出身者に限るものや卒業・修了後の就職先が指定されているものが多く、出願期間もさまざまであり、また本学を通さずに希望者本人が直接手続きするものも多くあります。

本学に募集があったものについては、その都度メールにてお知らせするとともに、その募集要項等を閲覧ファイルに綴じ学生課学生支援係にて公開しています。

※毎年4月から6月にかけて募集時期が集中する傾向にありますので、これらの奨学金への申し込みを検討している場合は、その時期には特に注意してください。

④ 海外留学のための各種奨学金

海外留学のための奨学金としては、地方公共団体や民間育英事業団体、滋賀医学国際協力会等による海外渡成事業等があります。

なお、出願要件や手続き方法等の詳細については、学生課学生支援係へ問い合わせてください。

⑤ 各種提携ローン

本学では、株式会社滋賀銀行と包括連携協定を締結しています。これに関連して、滋賀銀行の提携ローンを紹介します。

また、日本政策金融公庫が行っている教育ローンについても紹介します。いずれも各個人で申込みを行うものです。



i 滋賀銀行の提携ローン



ii 日本政策金融公庫の教育ローン

(4) 学生生活における諸注意

① 薬物乱用防止・飲酒問題に関すること

学生の飲酒や薬物乱用に関する事件・事故が社会問題になっており、本学においても、その対策に取り組んでいます。未成年者の飲酒は当然禁止ですが、成人であっても節度ある飲酒を心がけてください。また、薬物乱用の背景には、「好奇心、周囲の人々からの誘い、断りにくい人間関係、薬物を入手しやすい環境」等があります。薬物の問題で困ることがあれば、保健管理センター、または学生課までご相談ください。

② 消費者教育に関すること

i 悪徳商法等

以下は主な悪徳商法です。それぞれの手口を知って未然に被害を防いでください。

ネットワークビジネス	友人や SNS 上で知り合った人から「よいアルバイトがある」などと声を掛けられ、高額な商品等の契約をさせる。
アポイントメントセールス	「当選した」等を口実に、販売目的を隠して電話等で喫茶店や営業所に誘い出し、商品やサービスを売りつける。
キャッチセールス	アンケート等を装い、街頭で通行人に近づき、喫茶店や営業所に連れて行って、商品やサービスを売りつける。
架空請求	不正に入手した名簿等を元に、無作為に根拠のない請求書を文書やメールで送りつける。

ii インターネット上のトラブル

「オークションで落札して代金を入金したが商品が届かず、相手と連絡が取れない。」「クリックしたら突然、料金請求画面が表示された。」等、インターネットを介してのトラブルが多く発生しています。被害にあわないよう、以下のことに注意してください。

- ・パスワード等を入力するときは、正規のサイトであるかを必ず確認する。
- ・パスワードは生年月日などの個人と結びつかないものにし、定期的に変更する。
- ・ID・パスワードは他人に教えない。
- ・信頼できない（不明な）電子メール及びその添付ファイルは開封しない。
- ・不特定多数の人が使用するパソコンでは、個人情報情報を極力入力しない。

iii ストーカー・デートDV等

昨今、ストーカー被害や、交際相手から身体的、精神的及び性的な暴力を受ける「デートDV」が増加しています。被害にあわないよう、以下のことに注意してください。

- ・むやみに電話番号やメールアドレスを教えないこと。
- ・いたずら電話とわかったらすぐに切ること。
- ・心当たりや不安なことがあれば、一人で悩まず、家族や友人、教員や学生課に相談すること。
- ・つきまとい、待ち伏せ、監視、押しかけなどの行為に恐怖を感じたらすぐ 110 番すること。

消費者トラブルに巻き込まれた場合は...

- ・クーリング・オフ制度
 契約日を含めて8日（マルチ商法等は20日）以内などの一定要件の下であれば、消費者が業者との間で締結した契約を一方的に解除できる制度。
- ・未成年者の契約の取消
 未成年者が契約する場合、原則として法定代理人（両親などの親権者、または後見人）の同意が必要であり、同意のない契約は本人または法定代理人が取消することができます。

<相談窓口>

*何でも相談室（学生課）	077-548-2142
*県民の声 110 番（警察県民センター）	077-525-0110
*滋賀県消費生活センター	0749-23-0999
*大津警察署	077-522-1234
*草津警察署	077-563-0110

③ 住居・アルバイトに関すること

i 住居

賃貸マンション・アパート、貸間等を求める際には以下の留意点に注意してください。また、「滋賀医科大学生活協同組合」では、下宿先の紹介を行っています。なお、住所を変更したときは、すみやかに「住所等登録変更届」を学生課学生支援係に提出してください。

<住居（賃貸マンション・アパート、貸間）を求める際の留意点>

- ・環境、通学の便
- ・入居条件 契約期間、退去時の敷金の返還条件、入退去時の家賃（例：日割計算の可否等）、光熱費、自炊・暖房器具使用の可否、門限の有無等
- ・現地確認 必ず現地を確認し、納得して契約すること
- ・おとり広告（物件が存在しない広告）等に十分注意すること

ii アルバイト

一般のアルバイト求人情報誌やウェブサイト等には、学生として就労することが好ましくない求人もありますので、十分注意注意してください。なお、アルバイトに従事していて職務内容について条件と比べて危険が伴う等不審な点があるときは、学生課学生支援係に相談してください。また、本学ではアルバイトの紹介は行っておりません。

④ 災害・事故に関すること

以下の対応方法を確認し、適切に対応してください。

緊急時の連絡先 : 学生課 077-548-2066・2142

(※夜間、休日、年末年始等は、防災監視室(24時間対応) 077-548-2773)

i 災害が起こった場合

「災害時対応マニュアル」を参照してください。



「災害時対応マニュアル」

ii 不審者・不審な車を発見した場合

「おかしい、危害を加えられる」と感じたら、近くの研究室などへ避難 ⇒ 学生課へ連絡

iii 痴漢・窃盗など犯罪に遭遇・目撃した場合

周囲に助けを求めると ⇒ 警察署へ通報(110番) ⇒ 学生課や近くの研究室へ通報

iv 事故を起こした場合

物損事故の場合 : 警察署へ通報(110番) ⇒ 学生課へ連絡

人身事故の場合 : 人命救助するとともに、必要に応じて消防署へ通報(119番)
⇒ 警察署へ通報(110番) ⇒ 学生課へ連絡

※医師法第4条及び保健師助産師看護師法第9条には、医師／保健師／助産師／看護師免許の相対的欠格事由(免許を与えないことがある事由)として、「**罰金以上の刑に処せられた者**」と定められています。くれぐれも、事件・事故等を起こさないよう注意してください。

なお、万が一、事件・事故等を起こしたときは、速やかに所定の「**事故(違反)届**」を学生課学生支援係へ提出してください。また、**判決謄本又は略式命令書・罰金の領収証書は、免許申請の手續きに必要**となりますので、大切に保管しておいてください。

⑤ 海外留学等の危機管理マニュアル(学生用)

学生の皆さんが海外留学をし、国際感覚を磨くことは、国際体験を通じた国際理解・知識の拡大、語学力の向上など学生の能力や可能性を広げ、留学を通じ国境を超えた幅広い人的ネットワークの形成につながるものです。

一方で、学生の皆さんが日本を離れ、海外で生活する中で、これまでも、怪我、疾病、盗難、自然災害等のリスクは存在していましたが、昨今のテロ、暴動、デモ等が頻発する治安情勢や、感染症が国境を越えて流行する状況を踏まえると、危機事象を予見して回避することがより難しい状況にあります。

本マニュアルは、海外留学における学生の皆さんへの意識啓発の一層の徹底及び危機管理体制の確立を図るために、全学的なルールとして取り扱うものです。なお、学生の皆さんの休学中の海外旅行等、独自で海外に渡航する際も、本マニュアルの趣旨を踏まえ、滋賀医科大学の学生である自覚を持ちながら、本マニュアルに沿って適切に行動してください。

「自分の身は自分で守る」という基本原則

- ・ 海外渡航中の事件・事故を回避するためには、「自分の身は自分で守る」、すなわち 自己責任という意識をもって常に行動することが最も重要です。
- ・ 渡航先の治安状況等を自分自身が事前に熟知し、日本にいるときとは意識を切り替えることで多くの事件・事故を防ぐことができます。

「自分の身は自分で守る」ための心構え

トラブルに巻き込まれないためには、海外においては日本にいるとき以上に自らの安全確保について意識して行動することが必要です。特に以下の事項については、外務省ホームページの「海外安全虎の巻」も参照し、十分に注意することが必要です。

- ・ 危険な場所には近づかないこと
- ・ 多額の現金・貴重品は持ち歩かない、目立つ服装や言動は慎む等、渡航先で有効な危機事象回避の方法を身につけること
- ・ 犯罪にあったら抵抗しないこと
- ・ 見知らぬ人を安易に信用しないこと
- ・ 常に自分の所在を明らかにし、連絡がとれるようにしておくこと
- ・ 家族に定期的な連絡をすること
- ・ 現地の法律を守り、宗教、文化等を理解し尊重すること
- ・ 滞在先の法律遵守はもちろんのこと、薬物使用など日本国内の法律に抵触する行為は行わないこと

危機等に関する情報収集のためのツールやその活用方法について

- ・ 海外には治安情勢が極度に悪化していることなどの理由から、渡航を避けるべき国や地域があります。このような「危険な場所には近づかない」ことが安全確保の最も確実な方法であり、渡航先の治安状況や安全対策等について事前に情報収集することが重要です。
- ・ 外務省の「海外安全ホームページ」では、治安が悪化したり、災害、騒乱、その他の緊急事態が発生したり、その危険性が高まっていると判断される場合に発出される海外安全情報等、日本人が海外に渡航するにあたり、知っておくべき安全確保に関する情報が掲載されています。また、厚生労働省の「感染症ホームページ」や「海外で健康に過ごすために」には、海外での感染症予防等に関する情報が掲載されています。渡航先の決定や渡航中の旅行等の計画を立てる際に、これらのホームページを参照し、渡航先の危険情報を十分に把握した上で、危険地域への渡航を控える等、危機事象を回避するようにしてください。

海外渡航時の連絡先の登録について

渡航前に十分な情報収集を行った上で計画を立てた場合であっても、渡航後に現地の治安情勢等が大きく変化することは十分に考えられます。こうした状況に備え、海外渡航時は常に所在を明らかにしておくことが必要です。

- ・ 外国に 3 ヶ月以上滞在する日本人は、日本の大使館又は総領事館（在外公館）に「在留届」を提出するよう義務付けられています。なお、3 ヶ月未満の滞在の場合には、外務省 海外安全情報配信サービス「たびレジ」へ登録してください。
- ・ 在留届やたびレジの登録をすることで、最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール等、リアルタイムで現地の安全情報を受け取ることができます。また、危機事象が発生した際には、現地の日本国大使館及び総領事館（在外公館）は、在留届やたびレジへの登録情報をもとに邦人の安否確認や援護を行います。
- ・ 海外渡航をする場合は学生課に「海外渡航について（チェックシート）（学生用）」を提出してください。
- ・ 滞在先の連絡先が変更になった場合や海外渡航中に当初予定していなかった国や地域に行く場合には大学や家族等に変更の連絡を入れてください。
- ・ 渡航前に滞在先の緊急連絡先（渡航先の電話番号、住所等）を家族と確認し、学生課にも届け出してください。

事件・事故等に巻き込まれた場合の対応について

海外留学中に事件・事故等に巻き込まれた場合、特に生命・身体が危険にさらされるような事態に巻き込まれた場合には、現地の警察、救急又は在外公館に援護等を依頼することが重要です。

海外留学前に渡航先の在外公館等の連絡先を確認してください。

万一、海外留学中に事件・事故等に巻き込まれた場合には、速やかに大学（指導教員）へ連絡（だれが、いつ、どこで、なにを、なぜ、どのように、連絡先）してください。指導教員に連絡がつかない場合には、学生課に連絡してください。夜間や休日等で学生課にも連絡がつかない場合には、防災監視室に連絡してください。

- ・ 日本人学生：学生課長（+81-77-548-2066、
E-mail:hqgkikak@belle.shiga-med.ac.jp）
- ・ 夜間、休日等：防災監視室（+81-77-548-2773）



「学生が海外で事故・事件に巻き込まれた場合の対応フロー・（危機管理体制）」

海外旅行保険について

海外で入院・手術が必要となった場合、医療費が非常に高額になる場合や、家族が留学先を複数回訪問する必要が生じて渡航費用が高額になる場合もあります。また、医療施設・医療水準が日本に比べて著しく低い国では、国外への緊急移送が必要となり、高額な費用が必要とな

ります。こうした事態に備えるため、本学では、留学生活全般に対応できる補償制度として「学研災付帯海外留学保険制度」への加入を義務付けていますので必ず加入してください。また、保険の補償内容等については、家族にも内容を確認してもらうようにしてください。

本マニュアルは、政府として推進する「海外留学」に特化して、平成 29 年 3 月 31 日 付で文部科学省が作成した「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」に基づき、本学の対応方針を定めたものであるが、ここに示されている内容は、海外留学に限らず、すべての学生の海外渡航に適用できるものである。

⑥ 通学方法に関すること

本学では、原則として自動車での通学を禁止しています。ただし、以下に該当する者は、特例として自動車での通学を認めていますので、学生課学生支援係に申し出てください。

自動車を利用する者は、短時間であっても必ず指定の駐車場に駐車してください。駐車場以外の場所や枠外に不正駐車した場合には、警告書の貼付、チェーンロックの取り付け、駐車許可の取り消し等の措置を行い、当該者には第 5 学年以上の駐車許可を認めない場合があります。

- i 疾病、介護、子育て等の特別な事情により、自動車を使用しなければ通学が困難である者
- ii 大学が許可した課外活動や若鮎祭、浜松医科大学との交流会等において、止むを得ず自動車を使用しなければならない場合で、大学が認めた者
- iii 医学科第 5 学年学生で、自宅からの通学距離が 2 km 以上で、特定の臨床実習の実施に伴い自動車を使用しないと所定の時間に間に合わない者
- iv 医学科第 6 学年学生で、自宅からの通学距離が 2 km 以上で、国家試験対策のため遅くまで自主学習を行おうとする者

※ ii、iii の場合は一定の駐車料金が発生します。詳細は学生課学生支援係で確認してください。

また、滋賀県では、平成 28 年 10 月 1 日から、自転車を利用するときには、自転車損害賠償保険等（自転車の交通事故により生じた他人の生命または身体の損害を補償する保険または共済）に加入することが義務化されましたので、個人で必ず加入してください（学部学生については、付帯学総の全員加入を義務付けているため、他の自転車損害賠償保険等への加入は不要です）。

⑦ 国民年金の学生納付特例制度に関すること

日本に住む 20 歳以上 60 歳未満の方は、外国人の方を含めて国民年金に加入し、保険料を納めることが法律で義務づけられていますが、学生は一般に所得がないため「学生納付特例制度」によって在学中は保険料納付の猶予を受けることができます。学生納付特例制度の手続きについては、住民登録をしている市（区）役所・町村役場の国民年金担当窓口か最寄りの年金事務所で行ってください。

なお、国民年金制度及び学生納付特例制度の詳細については日本年金機構のホームページから確認できます。

(5) 学生教育研究災害傷害保険

本学では、教育研究活動中に不慮の災害事故が発生し傷害を受けた場合に保険金の給付が受けられるよう、下表のとおり加入することとしています。

	学研災	付帯賠償	付帯学総	付帯海学
医学科	◎	×	◎	※
看護学科	◎	×	◎	※
医学系研究科	○	○	○	※

◎：全員加入 ○：任意加入 ×：非加入 ※：正課で海外渡航を行う場合は必ず加入

* 医学系研究科博士課程リーディングプログラム在籍者のうち、学外研究機関短期研修において海外研究機関で研修を行う学生については学研災及び付帯海学への加入が、国内研究機関で研修を行う学生については学研災及び付帯賠償への加入が必須。

制度概要

① 学生教育研究災害傷害保険（学研災）

教育研究活動中の急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合、通学中の事故・学校施設等相互間の移動中に発生した事故により身体に傷害を被った場合及び臨床（臨地）実習中に接触感染により感染症予防措置を受けた場合、それらの治療等に要した費用について、請求に基づき保険金が支払われる保険です。ただし、本学が許可していない通学方法による事故については、この保険の補償の対象となりません。なお、治療日数によっては保険金が支払われない場合もあります。

② 学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）

正課、学校行事及びその往復中で、他人に傷害を与えたり他人の財物を損壊したりしたことにより、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について、請求に基づき保険金が支払われる保険です。被保険者1名の1年あたりの支払限度額は、対人賠償と対物賠償とを合わせて1事故につき1億円です（免責金額0円）（令和3年4月1日現在）。

③ 学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）

学研災に賠償責任保険等を追加し、補償範囲を学生生活全般に広げたものです。学生本人の傷病に加えて、臨床（臨地）実習中に針刺事故による感染予防のための措置等を受けた場合や患者さんに傷害を与えた場合等の補償をするための保険です。

④ 学研災付帯海外留学保険（付帯海学）

学研災では補償されない留学中における傷病のほか、加害事故時の賠償責任補償、救援者費用等、留学生生活を24時間総合的に補償する保険です。

各種手続き

① 加入手続き

学部学生の保険加入については、入学時に保険料を徴収し、大学において加入手続きを行っています。

なお、休学・留年等により、補償期間よりも在学期間が長くなった場合には、不足する補償期間分の保険料を追加でお支払いいただく必要があります。また、大学院生の保険加入については、原則、入学宣誓式から1週間を加入申込期間としていますので、期間中に学生課学生支援係にて保険料をお支払いください。

② 保険金請求手続き

ケガをした場合、賠償責任が生じた場合の保険金請求については、まずは学生課へ報告してください。必要書類等をお渡しします。付帯海学の保険金請求を行う場合は、保険加入時に配付する「海外旅行保険あんしんガイドブック」を参照してください。

③ 契約内容の変更

保険期間中に通算して1年以上休学した場合は、休学期間を終了した後、その期間に係る保険料分担金を年単位で返還します。ただし、休学期間中の事故について保険請求等を行った時は返還対象となりません。また、保険期間中に退学した場合は、退学した年度以降についての保険料分担金を年単位で全額返還します。ただし、年度の中途に退学した時は、その年度にかかる保険料分担金は返還しません。保険料の返還を希望する場合は、学生課学生支援係まで契約内容変更の申請を行う旨申し出てください。

④ 加入証明書の発行

学研災及び付帯賠償の加入証明書については、「証明書交付願」にて学生課学生支援係まで願い出てください。なお、付帯学総及び付帯海学については、加入時に加入証明書を配付します。

(6) 福利厚生施設

① 滋賀医科大学生活協同組合（大学生協）

大学生協は学生・教職員が組合員となって、出資し、利用し、運営していく組織です。生協は、組合員の利用によって支えられ、利用すればするほど、その利益が組合員に還元される仕組みになっています。なお、卒業等によって脱退した場合、出資金は返還されます。

大学生協では、食堂事業、購買事業、書籍事業、共済事業の4つの事業を行っています。詳細はHP（<https://shiga-med.u-coop.net/>）を参照してください。

<営業時間>

	営 業 日	営 業 時 間
食 堂	月～金曜日	11:00～14:00・17:30～19:30
購買・書籍	月～金曜日	8:30～18:30

※土・日曜日、祝日及び年末年始は休業するほか、棚卸等で臨時休業する場合があります。

② 附属病院内の食堂、喫茶、売店等

附属病院には次のような施設があり、利用が可能です。

なお、年末年始等については、営業時間等の変更もありますので、事前のお知らせにご注意ください。

院 内 の 諸 施 設

6 階	レ ス ト ラ ン	11:00～19:00（月～金） 11:00～15:00（土・日） （ラストオーダーは終了30分前） 祝日・年末年始休業	定食類、軽食類、ドリンク類
	医 療 機 器 販 売 所	9:00～17:00（月～金） 土・日・祝は休業	医療用器具、消耗品、お産用品、 付添い用ベッド貸出
1 階	簡 易 郵 便 局	9:30～15:30（月～金） 土・日・祝は休業	貯金、郵便物、はがき・切手、 ゆうパック
	理 髪 店	8:45～18:00（月～土） 日・祝は休業	理髪全般
	財 団 事 務 室	9:00～17:00（月～金） 土・日・祝は休業	テレホンカード、バス回数券、駐車 場定期券の発行など
	キ ャ ッ シ ュ コ ー ナ ー *滋賀銀行 *関西みらい銀行	9:00～18:00（月～金） 9:00～17:00（土） 日・祝は休業	預金の自動引出し、通帳記入、入金、 残高照会、振替、振込
	駐 車 場 定 期 券 更 新 機	24時間稼動	
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア	7:00～22:00（年中無休）	日用雑貨（入院用品含む）、文具、 食料品、贈答品、新聞、雑誌など
	ク リ ー ニ ン グ	13:00～15:00（月～金） 土・日・祝は休業	衣類のクリーニング
	コ ー ヒ ー シ ョ ッ プ	7:00～20:00（月～金） 9:00～18:00（土・日・祝）	軽食、ドリンク類

(7) 課外活動支援

正課活動以外に、大学の許可のもとに学生が自発的に自らの責任において行っている文化的、社会的、体育的な諸活動を課外活動と呼んでいます。学生の課外活動は、グループ活動を通じて自主的創意的能力を発揮し、情操豊かな教養を養い、また大学社会の責任ある一員として共同生活の経験を積むことによって、社会性を涵養する場であるとともに、今日の大学の理念とする全人教育実現の機会でもあります。

本学においても、平成 12 年に文部科学省から発せされた「大学における学生生活の充実方策について（報告）」に基づき、大学教育における課外活動を、学生の人間的成長を促す方略の一つととらえ、学生の自由な活動を奨励し、支援しています。

① 課外活動団体について

i 活動に関するルール

・団体情報の届出

課外活動団体を「結成」、「継続」、「解散」する際や、「届出事項の変更」を行う場合は、それぞれ定められた様式（「学内団体結成願」、「学内団体継続届」、「学内団体解散届」「学内団体変更届」）を学生課学生支援係まで提出してください。なお、「学内団体継続届」の提出は毎年 4 月末日を期限としており、提出がなかった団体については解散したものとして扱います。

・学外での活動等

課外活動団体が、学外における活動（対外試合、登山、合宿等）又は、学内における学外者を含む活動（試合、合同練習等）を行う場合は、突発的な事件・事故の発生に備えて、救援その他必要な連絡が取れるよう、事前に「課外活動届」を学生課学生支援係へ提出すること。

なお、海外渡航を行う際には、併せて「海外渡航について（チェックシート）（学生用）」を提出すること。

また、集会を開催するときは、責任者は集会の 3 日前（特別の詮議を経る必要があるときは 5 日前）までに「集会許可願」を学生課学生支援係へ提出してください。

・掲示物の掲示

学内周知を目的として印刷物（立て看板等を含む）を掲示、発行・配布するときは、事前に学生課学生支援係へ届け出て許可を受けてください。

※各様式については学生課に配架しています。また、本学ホームページからダウンロードすることもできます。

ii スポーツ安全協会の保険制度

この制度は、「スポーツ・社会教育活動のグループ育成、運営の円滑化を図り、これらのスポーツ団体やサークル等の課外活動を行う者が、その活動中に発生した事故について、傷害や法律上の賠償責任を負うことによって被った損害をその程度に応じて救済補償しようとすること」を趣旨とした、全国的規模の相互共済による傷害保険です。責任者をおく団体員 5 名以上の団体、グループ等の団体員が対象となり、加入できる団体は体育系だけでなく、文化系の団

体も可能です（個人単位の加入不可）。本学では、体育会に所属するすべての団体が加入しています。保険の加入方法、保険料等の詳細については、下記に照会してください。

公益財団法人 スポーツ安全協会 滋賀県支部（滋賀県体育協会内） 077-523-3860

iii 課外活動団体一覧

課外活動団体一覧	
区分	名称
文化系（16団体）	写真部
	軽音楽部
	コンピュータークラブ
	SUMS ESS
	美術部
	管弦楽団
	囲碁・将棋部
	混声合唱団
	若鮎祭実行委員会
	茶道部
	遊書会
	アカペラサークル Jingle-Jangle
	国際保健・地域医療研究会 TukTuk
	園芸部
	医学研究サークル Affiniche
救急医療研究サークル SALSA	

課外活動団体一覧	
区分	名称
体育系（21団体）	バドミントン部
	硬式庭球部
	剣道部
	サッカー部
	バスケットボール部
	ラグビー部
	スキー部
	バレーボール部
	準硬式野球部
	ヨット部
	水泳部
	端艇部
	ハンドボール部
	ワンダーフォーゲル部
	陸上競技部
	ソフトボール部
	柔道部
	ゴルフ部
	合気道部
	空手道部
	卓球部

課外活動団体一覧	
区分	名称
同好会（7団体）	学習支援ボランティアサークル「アトラス」
	スノーボード部
	ダンスサークル AMU' S
	リレー・フォー・ライフ・ジャパン滋賀医科大学実行委員会
	しがぬいぐるみ病院
	メンタルヘルス研究会 HAMMOCK
	大道芸サークル ーPATCHー

② 課外活動施設について

体育実技等の授業がない時間帯で、他に公的な行事等での使用もされていないときは、課外活動等に使用できます。

施設名	使用可能時間等	使用手続き
体育館	8 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0 の間は自由に使用できます。それ以外の時間は、次の手続きをおこなってください。 ・ 体育会所属団体が長期にわたって定期的に使用するときは、体育会と調整のうえ、各年度当初に「体育施設使用願」を提出してください。 ・ 学生及び教職員個人が使用するときは、使用予定日の7日前までに「体育施設使用願」を提出してください。
武道場		
グラウンド		
テニスコート		
水泳プール	7 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用予定日の7日前までに「体育施設使用願」を提出してください。
ヨット艇庫	8 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用する団体は、各年度当初に「体育施設使用願」を提出してください。
ボート艇庫		
福利棟サークル活動室	8 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課外活動団体が活動の場として長期にわたって定期的に使用するときは、体育会、文化会、学園祭実行委員会と調整のうえ、各年度当初に「福利厚生施設使用願」を提出してください。 ・ 学生及び教職員個人が使用するときは、使用予定日の7日前までに「福利厚生施設使用願」を提出してください。
音楽棟		
クリエイティブモチベーションセンター（課外活動ゾーン）		

※各種使用願の提出先は学生課学生支援係です。各様式については学生課に配架しています。また、本学ホームページからダウンロードすることもできます。

※各施設の使用に当たっては、それぞれの使用規程を遵守するとともに、次の事項に留意してください。

- 火災予防に留意すること。
- 許可された目的以外の使用及び転貸をしないこと。
- 使用時間を厳守すること。
- 施設、設備、備品等を損傷、滅失しないこと。
- 整理、整頓を心がけ、清掃を怠らないこと。
- 使用後の戸締り及び消灯を怠らないこと。
- その他管理事務担当者の指示に従うこと。

③ 貸出物品について

課外活動団体や学生個人への貸出物品として、以下の物品を備えています。貸出を希望する場合は、学生課学生支援係へ「課外活動用具借用願」を提出すること。なお、貸出した物品を紛失破損した場合は「課外活動用具紛失・破損届」を提出すること。

品名	個数	品名	個数
キャッチャーミット	1	シャツ	3
グローブ	2	バドミントンラケット	5
ソフトボール	4	自転車空気入れ	1
ボール（軟式）	3	マイク・アンプ	4
ベース（セット）	1	マイクスタンド	5
キャッチャーマスク	1	スクリーン	1
バット	4	プロジェクタ	10
テニスボール（軟式）	4	ノートパソコン	2
テニスラケット	4	拡声器	2

(8) 国家試験・就職状況

① 国家試験

医師国家試験及び保健師／助産師／看護師国家試験は、例年2月中旬に実施されます。その詳細については、官報に告示された時点で掲示等により通知します。また、卒業見込者を対象とした受験に関する説明会を、11月上旬頃に行います。

なお、合格後の免許申請時には、罰金以上の刑に処せられたこと（交通事故・違反を犯し、告げ状（赤切符）を交付され、簡易裁判所に出頭した場合等）の有無について記載することが求められます。**有の場合は、判決謄本又は略式命令書・罰金の領収証書の提出が必要となりますので、大切に保管しておいてください（交通事故・違反を犯したときは、速やかに所定の「事故（違反）届」を学生課学生支援係へ提出すること）。**その他の不明な点については、学生課学生支援係へ問い合わせてください。

② 就職・進路状況

企業・病院等からの募集要項（求人案内）を閲覧ファイルに綴じ学生課学生支援係にて公開しています。

就職希望者は普段から求人情報に関心を持ち、就職指導担当教員（学年担当教員）、家族や先輩などの意見も参考にして就職活動を行ってください。

i 医学部医学科学生の就職

医師免許取得後は、大学院等へ進学する場合等を除いて、原則として2年間の初期臨床研修を行なう必要がありますが、初期臨床研修を行なう病院は医師臨床研修マッチングを経て決定し、初期臨床研修医として就職することとなります。

医師臨床研修マッチング（組み合わせ決定）とは、医師免許を取得した研修希望者と、初期臨床研修を行う研修病院の研修プログラムとを、研修希望者及び研修病院の希望に基づき、一定の規則（アルゴリズム）にしたがってコンピュータにより組み合わせを決定するシステムです。医師臨床研修マッチングへの参加方法等については、毎年6月中旬に医学科第6学年学生を対象に説明会を実施します。

なお、医師臨床研修マッチングを経て最終的に研修病院が決定するまでの間に、各研修病院によって筆記、面接等の就職試験が実施されることが一般的です。また、各研修病院では、第6学年はもちろん、それ以外の学年の学生による見学等を受け付けている場合もありますので、長期休暇中等に積極的にその機会を活用してください。

ii 医学部看護学科学生の就職

看護学科では、就職指導担当教員（学年担当教員）を中心に、職業指導、就職先の開拓、就職の斡旋を行っています。また、看護学科棟4階に就職資料コーナーを設け、保健師・助産師・看護師等の募集要項（求人案内）、病院案内、就職情報誌等の資料を備え公開しています。

なお、学生課学生支援係にて公開している看護職員等の募集要項（求人案内）の閲覧ファイルの内容については、地域ごとに掲載し、随時更新しています。

(9) 個人情報の取扱い

本学は、平成17年4月1日に施行された「個人情報保護法」を遵守し、個人情報を安全かつ適正に管理・運用することに努めています。皆さんからは、次の取扱いについて入学時に同意書を提出していただき適正に管理することとしています。

《個人情報の収集》

個人情報とは、学生、保証人等について特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいいます。具体的には、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書き等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や映像、音声による情報も含まれます。

但し、「要配慮個人情報（本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等）」については、収集する必要がある場合にのみ個別に同意書を取り、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いには特に配慮をいたします。

本学では教育・研究、学生支援等の大学運営に際して必要な、学生、保証人等の、個人情報について、以下の目的により収集し、利用します。

《利 用 目 的》

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ○学籍・学業成績の管理 | ○附属図書館の利用に係る各種手続き |
| ○履修登録に係る各種手続き | ○学業成績の保証人への通知 |
| ○授業科目等の実施 | ○学修・生活指導に関する保証人との連携 |
| ○学生の健康管理 | ○文章・画像・映像等による大学の広報活動 |
| ○奨学金に係る各種手続き | ○寄付金等の案内 |
| ○学生証・各種証明書の発行・交付 | ○卒業時の同窓会への名簿の提供 |
| ○学生生活・課外活動に係る各種手続き | ○卒業後の同窓会との連携 |
| ○就職・進学に係る各種手続き | ○卒業後の各種案内の送付 |
| ○授業料等の徴収に係る各種手続き | ○その他上記に附随する業務 |
| ○学内施設・設備の利用に係る各種手続き | |

個人情報を含んでいるパソコン、外部記録媒体（USBメモリ、SDカード等）及び紙媒体等の紛失には十分注意することはもちろん、許可なく学外に持ち出してはいけません。また、講義や実習等で知り得た情報をSNS等で発信することも禁止されています。

特にUSBメモリは、データ保存装置として最も容易で形状も小さく、紛失や置忘れなどが生じやすい機器です。また、USBメモリを安易に利用することで、個人情報や研究データ等の漏洩の危険性が増加します。

つきましては、2019年4月1日より本学においてUSBメモリの使用を禁止しています。やむを得ずUSBメモリを使用する際は、暗号化機能搭載タイプのUSBメモリ(※1)を使用してください。

※1 ソフトインストール不要で暗号化できるUSBメモリのみ使用可能

(10) 授業をうけるマナーについて

大学での授業は、学ぶ者と教える者との協同によって成立します。

学生同士や教員が気持ち良く集中して授業に参加できるよう基本的なマナーを守ってください。

例えば、

- ① 止むを得ず遅刻をしたり途中退席する場合は、授業の支障にならないようにすること。
- ② 授業中に立ち歩きや飲食をしないこと。
- ③ 授業中の私語、携帯電話やスマートフォン等の操作、その他“内職”をしないこと。
- ④ 遠隔形式で受講する場合も、対面と同様に身なりを整え、①～③のマナーを守ること。

教員が目に見ると認めた場合は、学則第52条により懲戒処分とする場合があります。

学生として自覚し行動するよう心がけてください。

(11) 講義室の授業外利用及び福利棟学習室の利用について

① 講義室の授業外利用について

講義室は、授業（講義・実習等）での使用を原則としますが、授業がない時間帯で、他に公的な行事等での使用もされていない場合は、8:00～22:00の間で自主学习等での利用が可能です。

ただし、休日の利用希望の場合は、あらかじめ学生課で利用申請が必要です。なお、この他に利用申請等に関する諸条件がありますので、必ず利用申請前に学生課窓口で詳細を確認してください。

② 福利棟学習室の利用について

学習室は、グループ学習での使用を原則としています。使用時間は、8:00～22:00です。Webにて予約状況を確認の上、「福利棟学習室使用願」を記入し、使用希望日の属する週の前週月曜日から木曜日(午前中)の間に、学生課前に設置する提出専用ボックスに提出してください。

金曜日の午後に予約を反映しますのでご確認ください。回収以降の予約につきましては、学生課窓口へ提出してください。

(例： 2021年4月14日(水)に予約したい場合、2021年4月5日(月)から4月8日(木)の期間内に使用願を提出してください。)

③ 節電・節水等

講義室の照明や冷暖房等に要する光熱水費の節約のため、次のことに協力願います。

- ・ 不要な冷暖房や照明を使用しない。
- ・ 最後に教室を出るときは冷暖房や照明を消す。

(12) 学生への連絡

学生に対する連絡は、原則として以下の方法で行います。

① 学内配信メール

大学での生活上の大切な事項は原則メールにて発信しています。1日に1度は必ず確認し、未確認により重大な不利益を招くことのないようにしてください。なお、未確認により生じた重大な不利益等について大学は一切責任を負いません。

② 学生用 Web サービス

教務関連情報（時間割変更情報等）については、学内メールでの通知に併せて学生用 Web サービスのトップページにも掲載していますので、ご活用ください。



③ 連絡版

学生生活支援／課外活動支援関係情報については、学内メールでの通知に併せて連絡版にも掲示していますので、必ず確認してください。なお、未確認により不利益が生じる可能性がありますのでご注意ください。

連絡板

福利棟（2階廊下）・・・・・・・・・・・・・・・・学部学生用

(13) その他

① 個人ロッカー等

更衣ロッカー室を設け、1人1台ロッカーを貸与していますので、実習、体育実技、課外活動等の更衣、教科書・教材用具の保管に利用してください。

ただし、盗難の可能性もあるため、現金、時計、カメラ等貴重品を入れないことはもちろん、扉は確実に施錠してください。また、ロッカーの上・床等のロッカー以外に私物を放置しないでください。

なお、本学では不審者の侵入防止のため、更衣室の扉の開閉はテンキーロックで行っています。

注 意 事 項

- ・数字の配列は使用の都度ランダムに変わる。
- ・暗証番号を続けて4回間違えると3分間作動停止する。
- ・扉を閉めると自動的に施錠する。
- ・暗証番号は漏洩防止のため不定期に変更する。その都度、全学生あてメールで通知するので、各自で確認すること。
- ・暗証番号は他人に教えないようにすること。
- ・電池切間近の表示が出た場合は学生課学生支援係まで申し出ること。

※学内校舎の出入口の電気錠については新入生研修で取り扱いを説明します。

② 郵便物等

各課外活動団体宛の郵便物は、福利棟2階に設置してある課外活動団体の連絡箱に入れておきますので、各課外活動団体代表者は適宜受領してください。ただし、課外活動団体で物品を注文した場合や、個人宛ての荷物については、自宅宛てやコンビニで受取るようにし、宛先を学生課にしないでください。

③ 電話による照会・呼出し

試験結果等に関する電話での照会には応じません。

7 学生支援制度

(1) 学生支援制度

本学では、学生支援のための制度として、クラス担任・学年担当制度、アドバイザー制度、オフィスアワー制度、何でも相談室、臨床心理士によるカウンセリングルーム、ご意見箱の6つの制度を設けています。

① クラス担任・学年担当制度

クラス担任教員は、医学部医学科の第1学年に配置（各2名）しています。

また、学年担当教員は、医学部医学科においては第2学年以上に、医学部看護学科においては各学年に配置（各2名）しています。

クラス担任・学年担当教員は、授業等に関してクラス又は学年全員に周知する必要がある事項等について連絡するとともに、個別の学修相談や就学指導にも対応します。また、不祥事等が発生した場合は責任を持って指導・助言にあたります。

※各年度、各学科・学年におけるクラス担任・学年担当教員は、別途通知します。

② アドバイザー制度

アドバイザー教員は、医学部医学科及び看護学科の第1学年学生全員に対して、学生4～5名あたり1名を配置します。また、医学部医科学士編入生及び看護学科編入生に対しても、入学初年度に配置します。

アドバイザー教員は、本学へ入学直後の学生全員に対して面談をおこなうとともに、学修、進路や課外活動あるいは精神面や経済面のなやみ等についての個別の相談にも対応し、個々の学生に寄り添う存在として学生生活のスタートアップを支援します。

※各年度、各学科におけるアドバイザー教員は、別途通知します。

③ オフィスアワー制度

オフィスアワーは、授業内容に関する質問や学修に関する相談について、各教員が相談に応じることができる時間です。講義概要（シラバス）を参照し、各教員のオフィスアワーについて曜日・時間帯・予約の必要の有無等を確認のうえ、有効に活用してください。

④ 何でも相談室

何でも相談室は、学生課及び保健管理センターが合同で組織し、保健管理センター内に開設しています。

何でも相談室は、学生のみなさんが抱えるさまざまな問題やなやみについて、相談相手となり、また必要に応じて家族又は警察、消費者センター、弁護士会等の学外の関係機関と連携をとり、その問題等の解決に向けた支援をおこないます。プライバシーの保護を厳守のうえ対応しますので、気軽に相談してください。

相談先

- ・相談可能時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）9：00～17：00
- ・メールでの相談：hqsoudan@belle.shiga-med.ac.jp

- ・電話での相談：077-548-2142（学生課課長補佐（学生支援担当））

⑤ 臨床心理士によるカウンセリングルーム

医学・看護学教育センターに専属の心理カウンセラーを配置し、週1回、臨床心理士によるカウンセリングルームを開いています。

学生の皆さんは、学生生活で生じる様々な悩み、友人のこと、家族のこと、健康のこと、身体のこと、その他生活リズム一般に関して、アドバイスを求めたい、一緒に考えたいことがあれば、相談内容などの秘密は守られますので安心してご利用ください。

相談申込は、電話、メールのほか、学生課窓口でも受け付けています。

- ・開室日時：毎週木曜日：13時00分～16時00分（祝日を除く）

- ・利用方法：原則予約制。詳しくはこちらから

- ・電話：077-548-2142（学生課学生支援担当）

- ・E-mail：hqsoudan@belle.shiga-med.ac.jp

*件名に「カウンセリング申込」と明記してください。

- ・受付時間：8時30分～17時15分（月曜日～金曜日*祝日を除く）

⑥ ご意見箱

ご意見箱は、学生のみなさんからの本学に対するさまざまな意見・提案を集約するため、一般教養棟1階ロビー及び看護学科棟1階ロビーに設置していますので、多数のご意見・ご提案をお寄せください。

(2) 健康相談

本学では、保健管理センターを設置し、学生のみなさんの身体的な健康相談に対応しています。

また、日常生活においては、学修、友人関係あるいは人生についての不安や疑問等を抱くこともあります。このような精神的、心理的ななやみがあるときも、保健管理センターの専任医師・看護師が相談に対応しますので、気軽に保健管理センターを訪ねてください。

保健管理センターの利用方法等は、同センターのホームページを参照してください。

保健管理センターホームページ：<http://www.shiga-med.ac.jp/~hqheadm/>

(3) ハラスメントの相談

ハラスメントをなくすためには、人を大切にする気持ちがなによりも大切です。

① さまざまなハラスメントについて

昨今は、セクシャル、パワー、アカデミック、マタニティ、パタニティ、ジェンダー、ソーシャルメディア、アルコール、ドクターなどさまざまなハラスメントが問題になっています。受け止め方も人によって差があり、微妙な問題でもあります。

本学も、適切な教育・研究・医療、そして職場環境を整えるために、いかなるハラスメントも生じないように取り組みたいと思います。

② ハラスメントを防ぐには

- i 相手の立場に立って考えることが、何よりも大切です。
- ii お互いの意識の差が誤解を生むことがあります。好意をもっていればどんな行動をとってもよいというものではありません。
- iii 教員、医師、上級生、職場の上司は、自分たちが優位な立場にあることを自覚してください。
- iv あなたの行動をいやだと感じても、「やめてほしい」と言えない弱い立場の人を思いやってください。
- v ハラスメントかどうかは、行為者本人の認識に関わらず、原則として人権侵害が生じたか否かを基準として判断することとなります。

③ ハラスメント被害にあったら

- i あなたは悪くない！
 - ・自分を責める必要はありません。
 - ・いやだという気持ちをはっきりと相手に伝えましょう。
 - ・ひとりではまんせず、周囲の人に相談しましょう。
 - ・記録をつけておきましょう。
- ii あきらめないで！
 - ・ひとりきりで悩まず、すぐに相談窓口へ行きましょう。
 - ・なんの準備もいりません。いつでも来てください。
 - ・友人といっしょでもかまいません。

④ ハラスメントで困っている人に気づいたら

- i 不快な場面を目撃したら、すぐに行為者に注意しましょう。
- ii 証人になってあげましょう。
- iii 相談窓口へ行くようにすすめ、同行してあげましょう。

ハラスメントは黙っていることでは解決しません。

ハラスメントに関する 相談窓口

本学には、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談に対応するため、相談窓口を置いています。相談においてはプライバシーを厳守します！

相談員名簿及び連絡先は、

**大学ホームページ「在学生の方」>「まるっと滋賀医大（学内専用）」
>管理運営>「ハラスメント相談窓口など」を参照してください。**

(4) 男女共同参画推進室の相談制度

この相談制度は、大学の教職員及び学生の方々を支援するために開設しました。

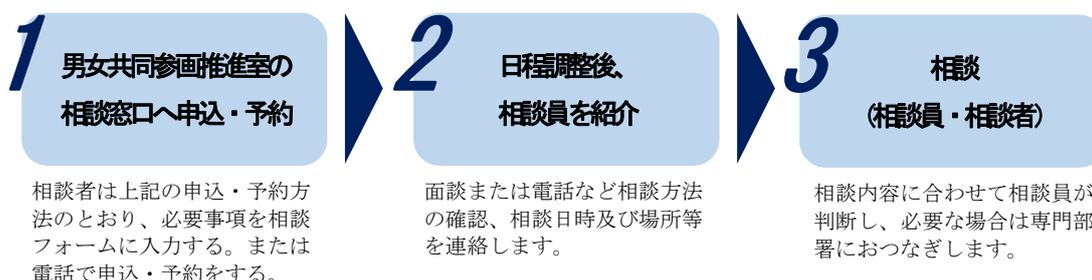
男女共同参画推進の視点にたつて、子育て・介護、キャリアサポート（研究助成、研修）相談等（下記の①相談制度利用の手引き「相談内容」を参照）を受付け（予約制）、支援いたします。お気軽にご相談ください。

① 相談制度利用の手引き

受付窓口	男女共同参画推進室
対象者	滋賀医科大学の教職員・学部学生・大学院生
相談内容	① 子育て、介護相談 ② キャリアサポート相談（研究助成、研修等） ③ 就業雇用問題、待遇改善相談 ④ ハラスメント相談員の紹介 ⑤ その他 ☆ 必要な場合は、専門部署におつなぎします。
相談の方法	面談、電話、メール
申込・予約	【メール】男女共同参画推進室 HP の相談窓口フォームより https://danjokd.shiga-med.ac.jp/consultation ※受付確認のメールが自動返信されます。 【電話】077-548-3599（月～金 9:00～16:00） ※土・日・祝、年末年始の休日を除きます。 下記事項を記載またはお伝えください。 （1）相談内容の種類（①～⑤から選択）と内容（簡潔に） （2）相談の方法（面談・電話・メール） （3）相談希望日時（第1～第3希望）（※相談時間は約1時間） なお、メールでの相談希望の方は、入力フォームに詳細を記載して送信してください。
予約確認	面談または電話などの相談方法、相談日時及び場所を改めてご連絡いたします。
その他	● 相談者のプライバシーは、必ず守ります。 ● 産休・育休中の方もご利用いただけます。

② 相談の流れ

滋賀医科大学男女共同参画推進室の相談制度は、相談者が推進室の相談窓口でメールまたは電話により申込・予約し、適任の相談員が直接相談者の悩みや問題の内容を聞き、時には専門部署へつなぐことにより、そこから解決の手立てを共に考え悩みを解消する支援です。



8 諸手続・諸証明

(1) 諸手続

在学中には、種々の願出、届出等の手続が必要となる場合があります。手続きを怠ったり、遅れたりすると事務上の支障をきたすだけでなく、自己の不利益となりますので十分注意してください。

学生関係の諸手続は、原則として、学生証の提示による署名によって申請することができるため本人印の押印は不要ですが、一部のものについては本人印の押印が必要です。

また、提出書類によっては、保証人、クラス担任教員、学年担当教員、指導教員又は顧問教員の承認印又は確認印が必要です。

① 修学関係の願出、届出等

種 類	担 当 係 等	交 付 日	備 考	
宣 誓 書	学 生 課 学部教育支援係 ・ 大学院教育支援係	入 学 時		
学 生 身 上 カ ー ド				
個 人 情 報 取 扱 同 意 書				
改 姓 名 願 ★		そ の 都 度		改姓名の事実が確認できる公的書類(戸籍抄本、運転免許証等)の写しを添付
旧 姓 名 使 用 願 ★				
通 称 名 使 用 願 ★				
休 学 願 ★				傷病による場合は、医師の診断書を添付
休 学 延 長 願 ★				傷病により休学していた場合は、医師の診断書を添付
復 学 願 ★				
転 学 願 ★				
留 学 願 ★				
退 学 願 ★				
履 修 届		各 学 期 の 指 定 期 間 内		
履 修 登 録 変 更 届				
追 試 験 願 ★	特 別 の 理 由 が ない 限 り、該 当 す る 試 験 の 実 施 日 か ら 1 週 間 以 内		やむを得ず欠席したことが確認できる書類(医師の診断書等)を添付	
住 所 届	学 生 課 学 生 支 援 係	入 学 時		
住 所 等 登 録 変 更 届		住 所 等 の 変 更 の 都 度		
海 外 渡 航 に つ い て (チ ェ ッ ク シ ー ト)		そ の 都 度		

(注1) ★印が付されているものは、本人印の押印が必要です。

(注2) 「提出時期」欄に「指定期間内」と記載がある場合は、その期間を別途掲示及びメールにて通知します。

(注3) 留学願及び海外渡航届に関することは、別途「6 (4) 学生生活における諸注意」も参照してください。

(注4) 学生教育研究災害傷害保険に関することは、別途「6 (5) 学生教育研究災害傷害保険」も参照してください。

② 異動（休学、復学、転学、留学、退学）の手続き

学生の身分上の異動は、いずれも学長の許可を受けて承認されます。そのため手続きに時間を要します。また、異動の願出には、クラス担任教員、学年担当教員又は指導教員の確認印が必要ですので、早いうちから相談し、期日までに所定の願出を学生課学部教育支援係又は大学院教育支援係へ提出してください。

なお、休学、転学、退学については、期日までに所定の願出が提出されなかったときは、次学期分の授業料納付の義務が発生しますので、十分注意してください。

異動を希望する日	異動の願出の期日
3月31日又は4月1日	2月下旬の別途通知する日
9月30日又は10月1日	8月下旬の別途通知する日
上記以外の任意の日	担当係へ要相談

i 休学したいとき

傷病その他やむを得ない事由により休学を希望するときは、「休学願」を提出してください。1回の休学期間は1年以内ですが、特別の事由があるときは1年を限度として延長することができます。

原則として、休学の始期は各月の1日、終期は各月の末日です。1年中任意の月から休学することが可能ですが、本学は前期（4月～9月）及び後期（10月～3月）の二学期制をとっており、突発的な傷病等を事由とするときを除き、前期については4月1日から、後期については10月1日から半年間、あるいは1年間の休学を原則とします。

なお、休学できる年数の上限は4年です。

また、休学期間は、在学年限に含まれません。（※在学年限の詳細については、別途学則第15条を参照してください。）

ii 復学したいとき

許可された休学期間が満了すると、自動的に復学となります。ただし、休学期間の途中で復学しようとするとき又は傷病を事由として休学していたときは、「復学願」を提出してください。

iii 転学したいとき

他の大学への転学を希望するときは、「転学願」を提出してください。

iv 留学したいとき

外国の大学等へ留学を希望するときは、「留学願」を提出してください。

なお、「留学願」が許可された場合の留学期間は、在学年限に含まれます。（※在学年限の詳細については、別途学則第15条を参照してください。）

v 退学したいとき

やむを得ない事由により退学を希望するときは、「退学願」を提出してください。

③ 課外活動関係の願出、届出

提出書類	担当係等	提出時期	備考
施設・設備使用願	学 生 課 学部教育支援係	使用希望日の5日前まで	
体育施設使用願	学 生 課 学 生 支 援 係	使用希望日の14日前から7日前まで	
福利厚生施設使用願	学 生 課 学 生 支 援 係	使用希望日の7日前まで	
福利棟学習室使用願		使用希望日の属する週の前週月曜日～木曜日の午前中	
学内団体結成願		そ の 都 度	学生課にて配付
学内団体届出事項変更届			
学内団体解散届			学生課に要相談
学内団体継続届		毎年4月末日まで	学生課にて配付
課外活動届		そ の 都 度	学外で活動を行う場合（合宿を含む）及び、他大学等と本学において活動を行う場合
課外活動用具借用願			
集会許可願		使用希望日の3日前まで	特別の詮議を経る場合は5日前まで
印刷物の掲示・配布		そ の 都 度	学生課で許可を得る
事故（違反）届		発生後、速やかに	交通事故（違反）の場合 ①反則金を課された場合は、交通反則告知書（青切符）・反則金の領収書を添付 ②罰金以上の刑を受けた場合は、別途、判決謄本又は略式命令書・罰金の領収書を提出

（注1）課外活動及び課外活動施設の使用方法に関することは、別途「6（7）課外活動支援」も参照してください。

（注2）事故（違反）届に関することは、別途「6（4）学生生活における諸注意」や「6（8）国家試験・就職状況」も参照してください。

※ 提出書類の様式については、
 大学ホームページ > 「教育学生支援」 > 「諸手続・諸証明」 > 諸手続
 からダウンロードできます。
 また、学生課にも配架しています。

(2) 諸証明

在学生に発行、交付可能な証明書は、次のとおりです。

学生関係の諸証明は、原則として、学生証の提示による署名によって申請することができるため本人印の押印は不要です。

なお、学生証による本人確認ができないときは、証明書を交付できない場合がありますので、注意してください。

① 在学生の証明書

証 明 書	担 当 係 等	交 付 日	備 考	発 行 、 交 付 の 可 否				
				学部学生	大学院学生	聴講生	科目等履修生	研究生
学生証(和文)	学 生 課 学部教育支援係 ・ 大学院教育支援係	入学時、再発行の場合は申請日の翌日午後	再発行の場合は有料紛失による場合は2,000円 破損による場合は1,500円	○	○	×	×	×
身分証(和文)			×	×	○	○	○	
在学証明書(和文・英文)		申請日の翌日午後		○	○	×	×	×
在籍証明書(和文・英文)				×	×	○	○	○
学業成績証明書(和文・英文)			厳封は原則として提出先からの指定がある場合のみ可	○	○	×	○	×
卒業(修了)見込証明書(和文・英文)				○	○	×	×	×
卒業(修了)証明書(和文・英文)				○	○	×	×	×
通学証明書(和文)	学 生 支 援 係	申請日の翌日午後	有効期間は各年度内	○	○	×	×	×
実習用通学証明書(和文)		原則として、実習開始日の1週間前の日	原則として実習開始日の1ヶ月前までに申請	○	○	×	×	×
学生旅客運賃割引証(学割証)(和文)		申請日の翌日午後	有効期間は3ヶ月間	○	○	×	×	×
学生団体旅行割引証明(学生団体割引乗車券)(和文)		申請日の1週間後の日	団体旅行申込書(JR主要駅又は旅行代理店等で配付)を添付	○	○	×	×	×
健康診断証明書(和文)	保 健 管 理 セ ン タ ー	申請日の翌日午後	原則として本学で定期健康診断を受診した場合のみ申請可能	○	○	○	○	○
ワクチン接種証明書(和文)				○	○	○	○	○

(注1) 交付日が土曜日、日曜日、祝日等にあたる場合は、翌業務日に交付します。

(注2) 申請当日の交付はできません。

(注3) 学生証又は身分証の再発行を除き、証明書の発行手数料は無料です。

(注4) 必要最小限の部数で申請してください。

(注5) 上表に記載のない特殊な証明書等の発行、交付については、担当係等へ相談してください。

※ 提出書類の様式については、

大学ホームページ>「教育学生支援」>「諸手続・諸証明」>諸証明（在学生）からダウンロードできます。また、学生課にも配架しています。

② 学生証・身分証についての注意事項

学生証・身分証は、本学の学生等であることを証明するものですから、通学の際は必ず携行し、本学の教職員や学外諸機関の職員（警察官、公共交通機関の定期券等発売窓口担当者等）の求めがあったときは提示してください。

学生証・身分証は、本学附属図書館・マルチメディアセンターの入館証・利用カードや校舎等の各施設出入口の電子鍵でもありますので、学生証・身分証を携行していないとこれらの施設等が利用できません。

なお、証明書交付や各種願出・届出の際にも、本人確認のために学生証・身分証の提示を必要とします。学生証・身分証による本人確認ができないときは、証明書を交付できない場合がありますので、必ず常時携行し、取り扱いには十分注意してください。

また、学生証・身分証が他人に悪用され何らかの被害を受けることのないよう、自己の責任において管理し、紛失等に気づいたら、ただちに学生課学部教育支援係・大学院教育支援係へ再交付を申請するとともに、警察へ届け出てください。

i 入館証や電子鍵としての機能が使用できなくなった場合

入館証や電子鍵としての機能が使用できなくなったときは、学生証・身分証のICチップや磁気ストライプが破損している可能性がありますので、学生課学部教育支援係・大学院教育支援係へ申し出て破損の有無を確認してください。

確認の結果、破損していた場合は、再交付の申請をしてください。

なお、確認の結果、磁気データが消失していただけた場合の磁気データ再書き込みは、無料です。

ii 初期不良の場合

ICチップや磁気ストライプの初期不良の場合は、無料で学生証・身分証を再交付しますので、学生課学部教育支援係・大学院教育支援係へ申し出てください。

iii 記載事項に誤記載がある場合

記載事項を訂正する必要がありますので、学生課学部教育支援係・大学院教育支援係へ再交付を申請してください。

なお、誤記載の原因が本学にあった場合の再交付は、無料です。

iv 改姓名の場合

改姓名の届出をした場合であって、かつ旧姓名使用の願出をしない場合は、記載事項を新姓名に訂正する必要がありますが、改姓名届の提出をもって再交付の申請に代えますので、別途再交付の申請は不要です。なお、この場合の再交付は、無料です。

また、改姓名の届出をした場合であって、かつ旧姓名使用の願出をした場合は、従来使用していた学生証・身分証を継続して使用できます。

v 卒業・修了・退学した場合

卒業・修了・退学する日以降に、すみやかに学生課学部教育支援係・大学院教育支援係へ返納してください。

vi 有効期限を過ぎて在籍する場合

留年その他の事由により、学生証・身分証に記載された有効期限を過ぎて在籍する場合は、有効期限を延長し記載事項を訂正する必要がありますので、すみやかに学生課学部教育支援係・大学院教育支援係へ申し出てください。

③ 通学証明書・学生旅客運賃割引証（学割証）等についての注意事項

i 通学証明書

通学定期券の購入のために通学証明書が必要なときは、学生課学生支援係へ交付を申請してください。

通学定期券は、利用交通機関所定の「通学定期乗車券購入申込書」に必要事項を記入し、通学証明書に学生証を添えて発売窓口に応じれば、JRのほか私鉄でも購入できます。（JRの場合、原則として新規・継続ともに14日前から購入可能です。）

なお、通学に利用する公共交通機関によっては、継続購入の場合に限り、発売窓口での通学証明書の提示が省略され、旧通学定期券と引き換えにより購入できる取り扱いがなされる場合もあります。詳細については、学生課学生支援係又は各公共交通機関の発売窓口を確認してください。

ii 実習用通学証明書

実習用の通学定期券の購入のために実習用通学証明書が必要なときは、学生課学生支援係へ交付を申請してください。申請に関する詳細については、実習ガイダンス等で通知します。

実習用通学定期券は、医学部医学科第6学年の学外臨床実習、医学部看護学科第3学年以降の地域看護学実習等の正課実習に限り、利用することができます。

なお、本学への通学定期券を利用のうえ途中下車し、実習先へ通学することができる場合は、実習用通学証明書の申請は不要です。

iii 学生旅客運賃割引証（学割証）

学割証が必要なときは、学生課学生支援係へ交付を申請してください。

学割証は、J R線で片道100kmを超える区間を乗車する正課教育活動、課外活動のための旅行や帰省等に利用でき、運賃が2割引になります。学割証は、学生個人の自由な権利として使用することを前提にしたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的とした制度ですので、盗難や紛失等には十分注意するとともに、他人の学割証で乗車券を購入する等の不正使用は厳に慎んでください。

なお、学割証の有効期間は発行日を含めて3ヶ月ですので、計画的に申請し使用してください。

iv 学生団体割引乗車券

学生団体としてJ R線の割引乗車券の購入ができるのは、学生8人以上が指導教員、顧問教員等に引率されて同一経路を一緒に旅行する場合です。

学生団体割引乗車券の購入を希望する場合は、J R主要駅や旅行代理店等で配布される団体旅行申込書に本学の証明が必要ですので、J R主要駅や旅行代理店等へ購入を申し込む日（※申し込みの受付期間は、乗車日の9ヶ月前から14日前まで）の1ヶ月前までに、学生課学生支援係へ申請してください。

なお、割引率は、学生については5割引、引率教員については3割引です。

9 異常気象時における授業・試験の取り扱い

台風等の異常気象時や非常時における授業（講義、演習、実習等。以下同じ。）、試験の取り扱いは、原則として次のとおりです。

（1）特別警報又は暴風警報が発せられた場合

滋賀県南部に特別警報又は暴風警報（以下「警報」という。）が発令された場合は、授業、試験を休止します。

ただし、午前6時までに警報が解除された場合は、当日の午前から平常どおり授業、試験を実施します。また、午前10時までに警報が解除された場合は、当日の午後から授業、試験を実施します。午前10時を過ぎても警報が解除されない場合は、当日の授業、試験をすべて休止します。

（2）交通機関が運休した場合

JR西日本・琵琶湖線が災害等により全面運休した場合及び同線が運行している場合においても京都以西の全ての交通機関が運休した場合は、授業、試験を休止します。

ただし、午前6時までに交通機関が運行された場合は、当日の午前から平常どおり授業、試験を実施します。また、午前10時までに交通機関が運行された場合は、当日の午後から授業、試験を実施します。午前10時を過ぎても交通機関が運行されない場合は、当日の授業、試験をすべて休止します。

（3）臨床（臨地）実習等における学外施設訪問時の取り扱い

実習（訪問）先の指導者と相談のうえ、帰学、一時待機、宿泊等を決定し、「災害・事件・事故等の危機管理体制」により大学へ連絡してください。

（4）その他

上記の他、緊急時等のやむを得ない場合は、学長の判断により措置します。

なお、休止となった授業、試験の取り扱いについては、別途通知します。

10 保健管理センター

学生の健康管理のために保健管理センター（以下「センター」という。）が設置されています。詳細は、ホームページ（<http://www.shiga-med.ac.jp/~hqheadm/>）をご確認ください。

（１）業 務

- ① 保健管理計画の企画・立案
- ② 健康相談及び精神衛生に係るカウンセリング
- ③ 定期及び臨時の健康診断
- ④ 健康診断の事後措置等健康の保持増進に必要な指導助言
- ⑤ 環境衛生並びに伝染病の予防及び対策についての指導助言
- ⑥ 保健管理に関する専門的な調査研究
- ⑦ 健康診断書・証明書の発行
- ⑧ その他健康管理に関する専門的業務

（２）利 用

- ① 利用時間：平日午前 9 時から午後 5 時
- ② 連絡先：077-548-2087

hqheadm@belle.shiga-med.ac.jp

センターからの連絡は、原則メールで行います。

（３）定期健康診断及び証明書の発行

① 定期健康診断

年 1 回定期健康診断を行っています。学部学生及び大学院生の全学生（長期休学者除く）の受診が義務づけられています。センターの指定した日時に必ず受診してください。

滋賀医科大学学生健康診断規程第 7 条により、定期健康診断を受診しなかった学生は、当該学年に実施する試験を受けることができません。

やむを得ない事情により受診できない場合は、事前にセンターへ届け出るとともに受検項目を確認の上、他の医療機関で健診を受け、当該年度の 4 月 20 日までに診断書を提出してください。

なお、本学医学部附属病院では、健康診断は実施していません。

② 健康診断証明書

奨学金、研修及び就職活動に必要な健康診断証明書は、定期健康診断の結果に基づき発行します。したがって、定期健康診断を全項目受診していなければ、証明書の発行はできません。健康診断証明書の発行を希望する場合は、センターに証明書交付願を提出してください。

③ 免許申請のための健康診断

医師、保健師、助産師、看護師免許申請のための診断及び診断書発行を行います。

(4) 感染症対策（ワクチン指示等）

大学における感染症対策が重要となっており、センターでは、麻疹、風疹、水痘、ムンプスのウイルス抗体価及びワクチン接種歴の管理を行っております。個別にワクチン接種の指示を行いますので、指定された期日までに接種を完了してください。（滋賀医科大学学生健康診断規程参照）B型肝炎ワクチンは、自費でセンターにて実施します。

また、インフルエンザをはじめとする感染症の発症時には、出席停止等の指示を行います。海外自主研修など長期渡航後は、報告に来てください。

<新型コロナウイルス感染対策>

総ての学生は、土日祝日を問わず、必ず毎日午前8時半までに体温を測定し、症状とあわせて、「学生の体温管理システム」へ入力してください。体温や症状を入力後、「本日は登校せず、自宅で療養し、9時半までに stnetsu@belle.shiga-med.ac.jp に連絡を入れてください。」と指示された場合は、速やかに stnetsu@belle.shiga-med.ac.jp へ報告し、保健管理センターからの指示に従ってください。

保健管理センターでは、毎日皆さんの体調を確認しています。

(5) 応急処置・健康相談及び精神保健相談

専任の講師（医師）及び保健師、看護師、学校医による健康相談を行っています。センターでは保険診療は行っていません。必要に応じて他の医療機関を紹介します。

なお、実習中の血液・体液曝露については、マニュアルに従い（ホームページ参照）各講座の責任者からセンター（内線 2087）または、学生課学生支援係（内線 2142）に連絡してもらってください。

(6) その他

- ① 電子体温計を常備しておいてください。
- ② 大学内は全面禁煙です。禁煙サポートが必要な学生は、センターまで相談に来てください。
- ③ 新型コロナウイルス感染症対策として、共用エリア（食堂、部室、更衣室）では三密（密接、密集、密接）を避け、マスクの着用、手洗いなど感染予防対策を徹底するようにしてください。通学途中、公共交通機関を利用する際、皆さんには滋賀医大生として目が向けられています。大学の新型コロナウイルス感染拡大に係る注意喚起にしたがって行動してください。

滋賀医科大学学生健康診断規程

平成16年4月1日制定

平成29年1月26日改正

第1条 学生は、本学が行う定期及び臨時の健康診断を受検するとともに、保健管理センター所長が別に定める抗体検査やワクチン接種による感染予防対策（以下「学生ワクチンプログラム」という。）に従わなければならない。

第2条 健康診断及び学生ワクチンプログラムの実施方法等については、保健管理センターが別に定める。

第3条 疾病その他の事由によって本学が行う健康診断を受検することができない場合、又は学生ワクチンプログラムに従えない場合は、その事由を附してあらかじめ学長に届け出なければならない。

2 前項の事由がなくなったときは、保健管理センターの指定する期日までに健康診断を受検、又は学生ワクチンプログラムに従わなければならない。

第4条 学生は、健康診断の結果又は学生ワクチンプログラムに基づき、保健管理センターが行う指示に従わなければならない。

第5条 休学を許可された場合においても、特段の事情がある場合を除き、健康診断を受検し学生ワクチンプログラムに従わなければならない。

第6条 疾病を理由として休学していた者が復学しようとするときは、復学が可能であることを確認できる主治医による診断書を提出しなければならない。

第7条 この規程による健康診断を受検しなかった者は、当該年度に実施する試験を受けることができない。

また、保健管理センターが指定する期日までに、学生ワクチンプログラムに定めるワクチン接種を終了しなかった者は、臨床（臨地）実習に参加することができない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

1 1 附属図書館

附属図書館（以下、図書館）は、学生・教職員の学習・研究支援のために、医学・看護学及び関連分野を中心とした、図書や学術雑誌、視聴覚資料、データベース、電子ジャーナルなどの資料や情報の収集に努めています。

所蔵資料の館内複写・貸出のほか、学内に所蔵していない資料を学外機関から取り寄せる文献複写・貸借サービスも行っています。また、必要とする文献情報を的確に入手できるように文献検索に関する講習会を開催したり、調査・相談にも対応しています。

図書館資料を効率よく利用することは、充実した大学生活を送るための重要な要件です。本学をはじめとして全国の大学図書館等にある学術情報を十分活用するために、図書館サービスを上手に利用してください。分からないことがあれば、お気軽にカウンターにてご相談ください。

図書館利用の詳細は、「図書館利用案内」または図書館ホームページ (<http://www.shiga-med.ac.jp/library/>) を参照してください。

(1) 開館時間

月～金曜日 午前9時～午後8時

土曜日 午後1時～午後5時

休館日 日曜日、祝日、年末年始（12月28日～1月4日）

特別利用 本学学生は、特別利用により閉館時間中も図書館を利用できます。
ただし、一部利用できないサービスがあります。

○ 臨時に変更する場合は、事前にお知らせします。

※ 2021年4月現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、学部学生の特別利用は休止していますが、日曜日午後1時～5時を臨時開館しています。
今後、感染状況によって運用を見直すことがあります。

(2) 利 用

① 入館に際しては学生証が必要です。

② 図書・製本雑誌を借りる場合は、カウンター前に設置されている「自動貸出返却装置」をご利用いただくか、学生証を添えてカウンターへお持ちください。未製本雑誌・視聴覚資料を借りる場合は、カウンターへお持ちください。ただし、「禁帯出」のシールの貼付された資料は貸出できません。

<貸出冊数及び期間>

図書・製本雑誌 5冊、1週間以内

未製本雑誌・視聴覚資料 10冊、3日間以内

注 意 事 項

(1) 館内では静粛にし、他人に迷惑をかけないように注意してください。

(2) 「附属図書館利用規程」の違反者に対しては、利用を制限又は禁止することがあります。

1 2 マルチメディアセンター

マルチメディアセンターは、教育・研究を支援するための基盤サーバおよび情報ネットワークの管理・運営に当たるとともに、施設内に設置した各種情報機器を円滑に利用していただくためのサービスを行っています。マルチメディアセンターでは、メールアドレスの発行をはじめ、利用者に役立つ様々な講習会を企画・実施しています。これらの講習会やマルチメディアセンターからのお知らせ等のご案内は、すべてホームページ（大学 TOP ページ＞講座・施設＞マルチメディアセンターHP）や電子メールを介して行っています。

また、ホームページを利用して、利用者への広報活動も積極的行っています。

(1) マルチメディアセンターの利用

- ① マルチメディアセンター内各室のドアの横にはカードリーダーが設置されており、一部の時間帯及び土日祝日の入室に際しては学生証による解錠が必要となりますので、施設内では常に学生証を携帯してください。
- ② マルチメディアセンターが行なっているサービスの詳細については、マルチメディアセンターのホームページ (<https://www.shiga-med.ac.jp/mmc/>) を参照してください。
- ③ マルチメディアセンター内設置パソコンの利用に際しては、本学発行のメールアドレス（メールアドレスの@より前の部分）ならびにパスワードの入力が必要となります。

(2) 利用時間

臨時に利用停止する場合は、事前に掲示します。

	利用可能時間
演習室	8:30～19:00（注1・2）
ブラウジング室	7:00～24:00（注2・3）
1階ホール、2階ホール	24時間
ブラウジングコーナー	24時間

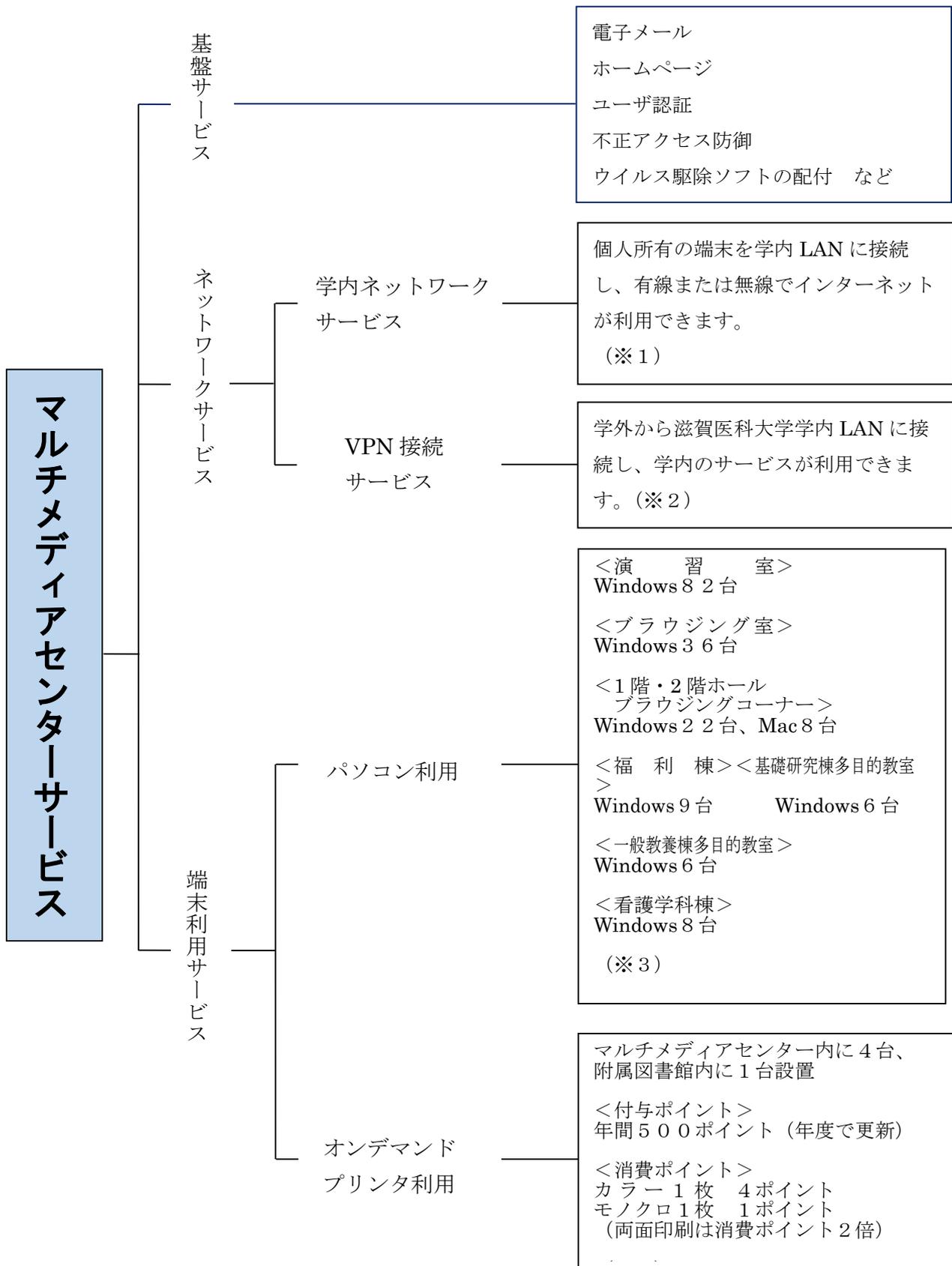
（注1）土日祝日、年末年始を除く。

（注2）講義・講習会・会議等で利用できない場合があります

（注3）土日祝日：終日、平日：7:00～8:30/19:00～24:00 は学生証による解錠が必要です。

(3) 注意事項

- ① センター内では静粛にし、他の利用者に迷惑をかけないように注意してください。
- ② 食物の持ち込み、喫煙はできません。（本学敷地内は全面禁煙です。）
- ③ 「滋賀医科大学情報ネットワーク利用内規」の違反者に対しては、利用を制限または禁止することがあります。
- ④ 各部屋については利用制限がありますので、センター教員室横の掲示板・液晶ディスプレイにて確認してください。
- ⑤ センターの利用について不明なことがあれば、カウンターまたはメールでお問い合わせください。（admin@belle.shiga-med.ac.jp）



(※1) 個人所有端末の学内 LAN 接続には、マルチメディアセンターホームページから申請が必要です。

(※2) 利用方法は、マルチメディアセンターホームページをご参照ください。

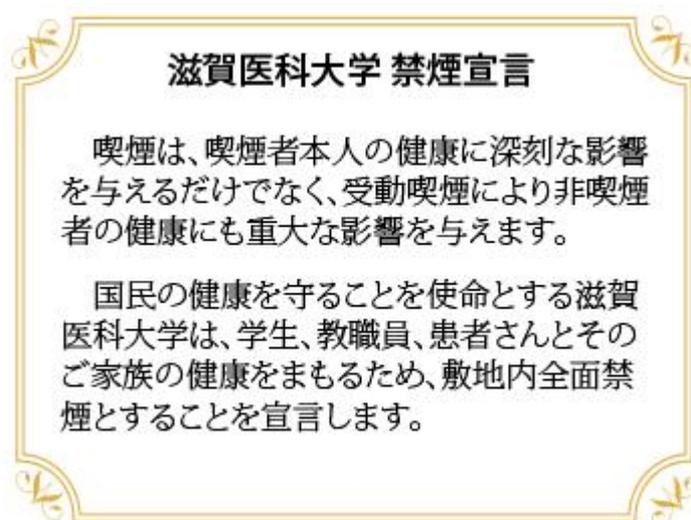
(※3) ネットワーク利用、ワープロ・表計算・データベース・画像処理・統計処理等のソフトウェアが利用できません。

1 3 敷地内の全面禁煙について

本学は、平成 23 年度に禁煙宣言を掲げ、敷地内全面禁煙といたしました。

また、以下の取組を実施し、教職員をはじめ学生に対しても禁煙の啓発を行っています。

- ① 禁煙パトロールの実施
- ② 禁煙啓発カードを全教職員・学生へ配付
- ③ 全学メール・Web ページによる注意喚起等
- ④ 「禁煙外来」受診の推奨
- ⑤ 各種講演会の実施
- ⑥ 禁煙週間でのポスター展示



敷地内全面禁煙・禁煙宣言へのあゆみ

本学の敷地内全面禁煙・禁煙宣言へのあゆみ	
平成 15 年 4 月	館内全面禁煙
平成 18 年 8 月	禁煙区域を拡大し、喫煙場所を 5 か所に限定
	第 1 回禁煙講習会を開催
平成 18 年 11 月	第 2 回禁煙講習会「大学禁煙化ーみんなで考えよう、たばこと健康」を開催
	病院敷地内全面禁煙予告イベント開催（禁煙ラウンド・禁煙サンバ）
平成 18 年 12 月	病院敷地内全面禁煙

平成 19 年 1 月	禁煙区域を拡大し、喫煙場所を 4 か所とする
平成 21 年 3 月	全教職員に喫煙に関するアンケートを実施
平成 22 年 4 月	「入院患者さんへの禁煙支援について」講演会を開催
平成 22 年 8 月	キャンパス内の喫煙場所を 1 か所とする
平成 22 年 12 月	特別講演会「今、なぜ大学の敷地内禁煙か？そして、敷地内禁煙を維持するために必要なこと」を開催
平成 23 年 4 月	大学敷地内全面禁煙・禁煙宣言

学内案内図

※ 一部、改修工事・移転等が進められているため、完了次第更新致します。

滋賀医科大学

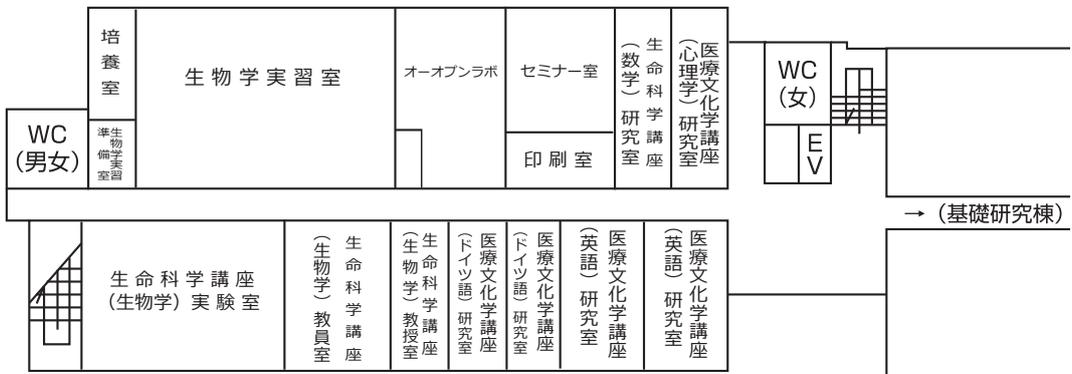
② 棟別略図

一般教養棟

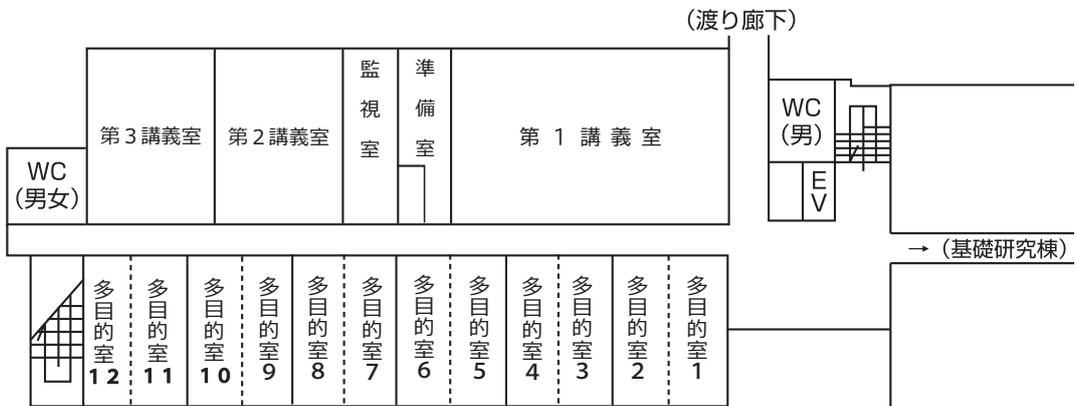
4階



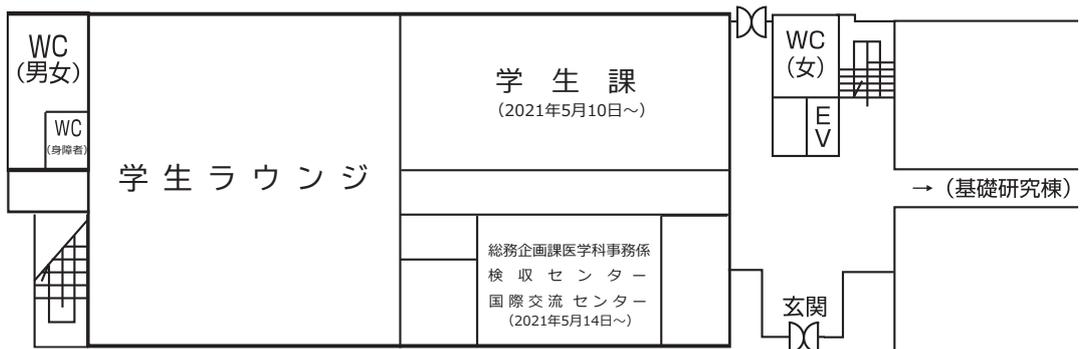
3階



2階

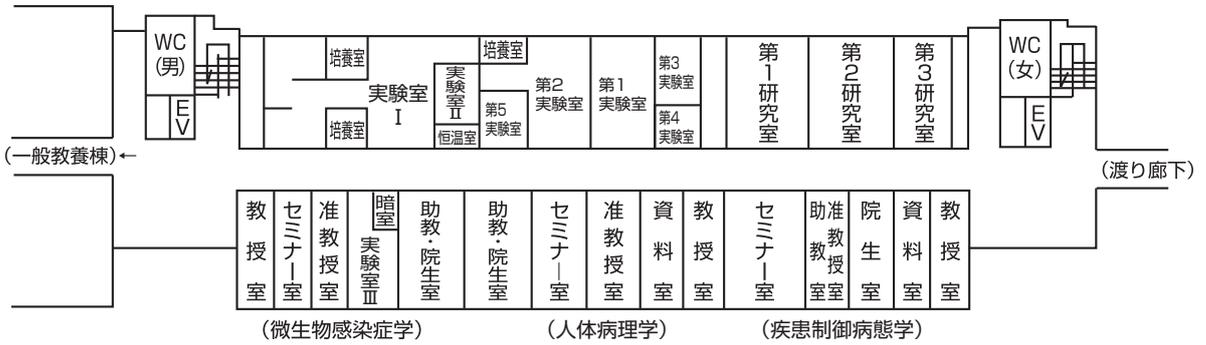


1階

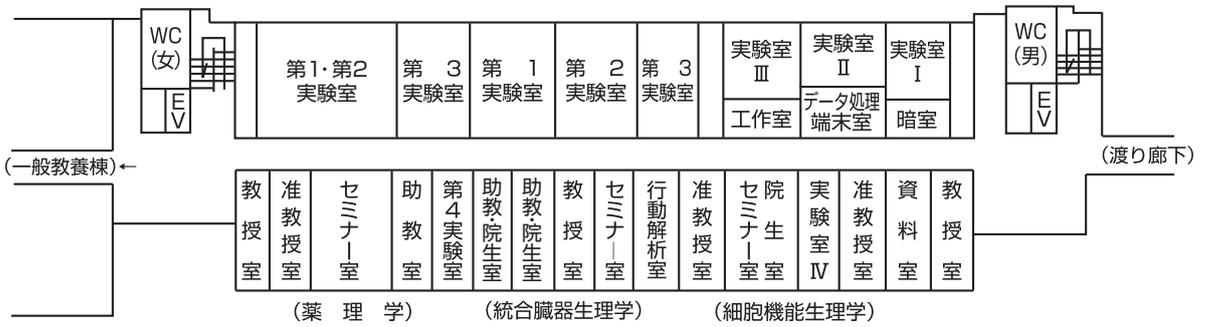


基礎研究棟

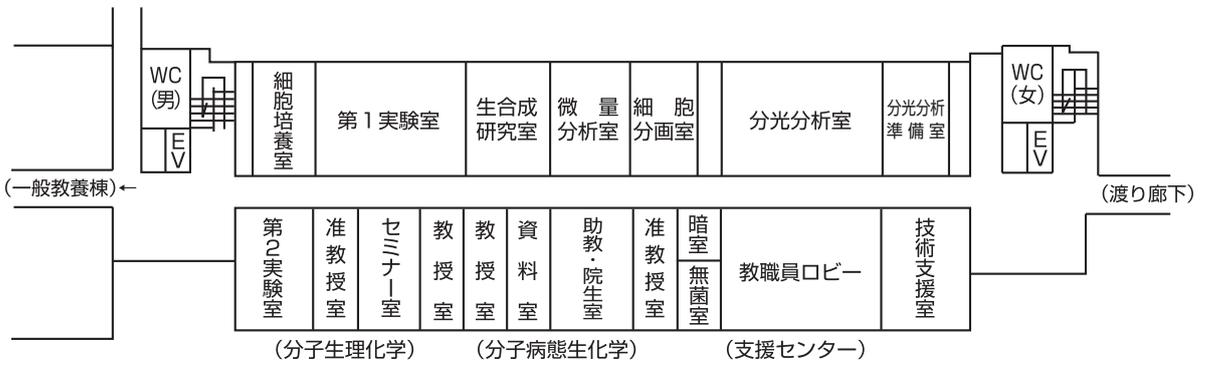
4階



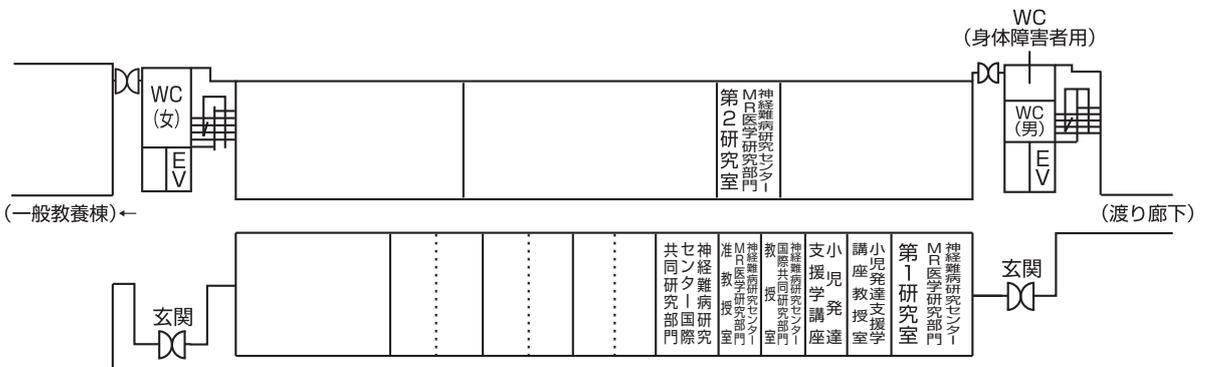
3階



2階

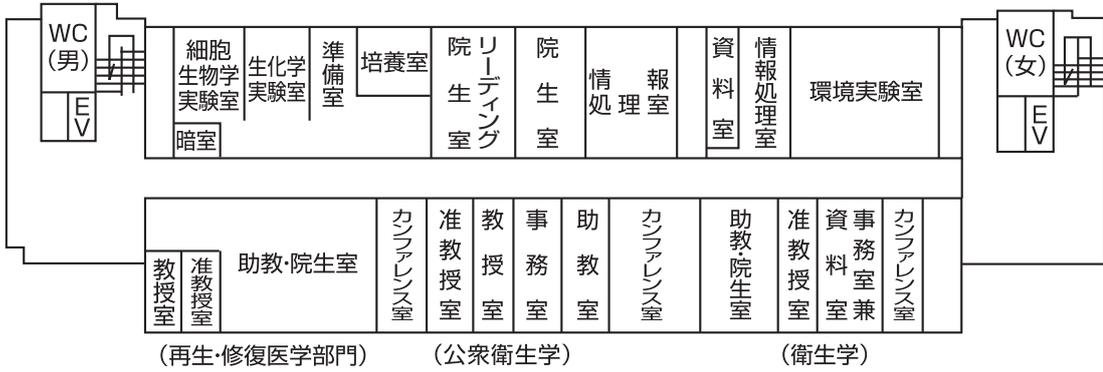


1階

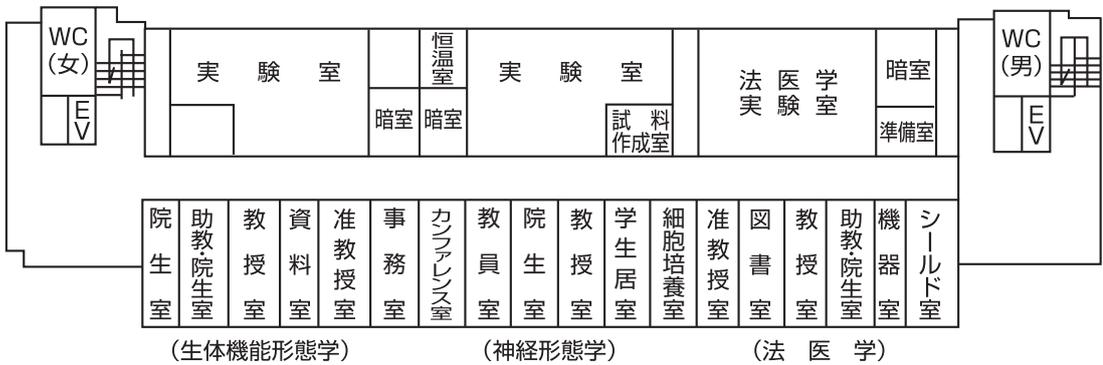


基礎研究棟

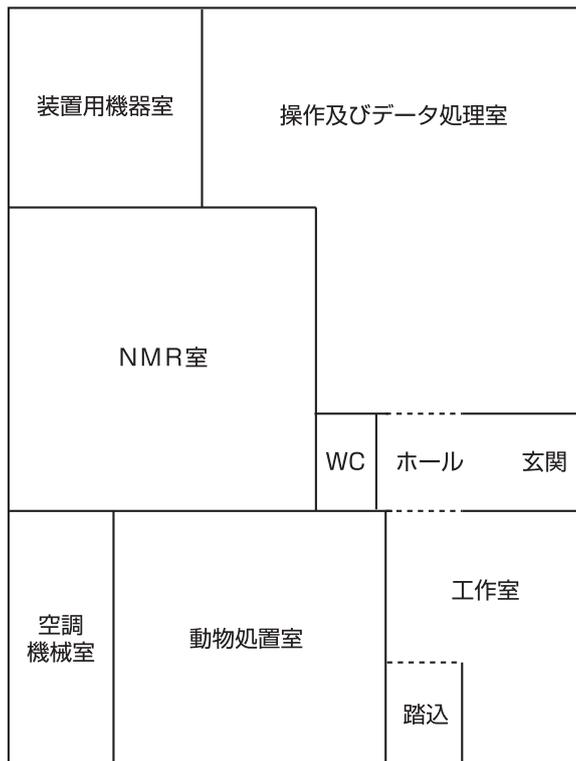
6階



5階

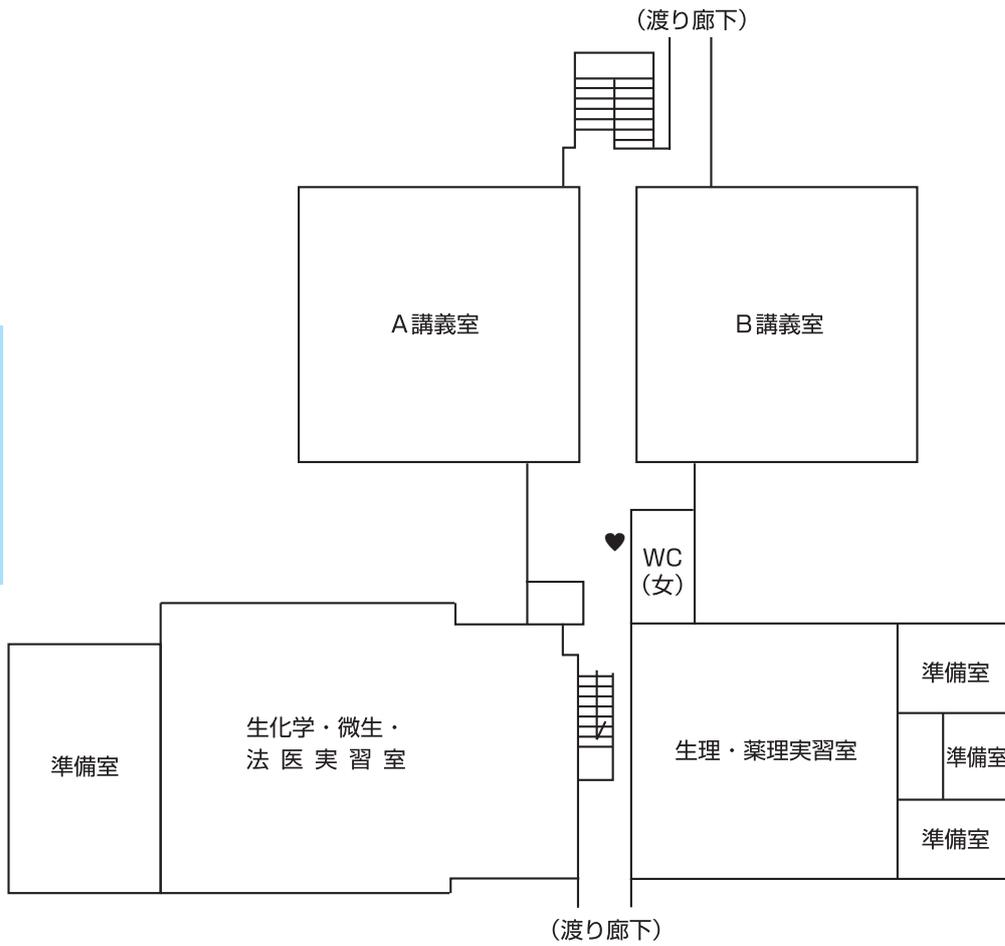


NMR研究実験棟



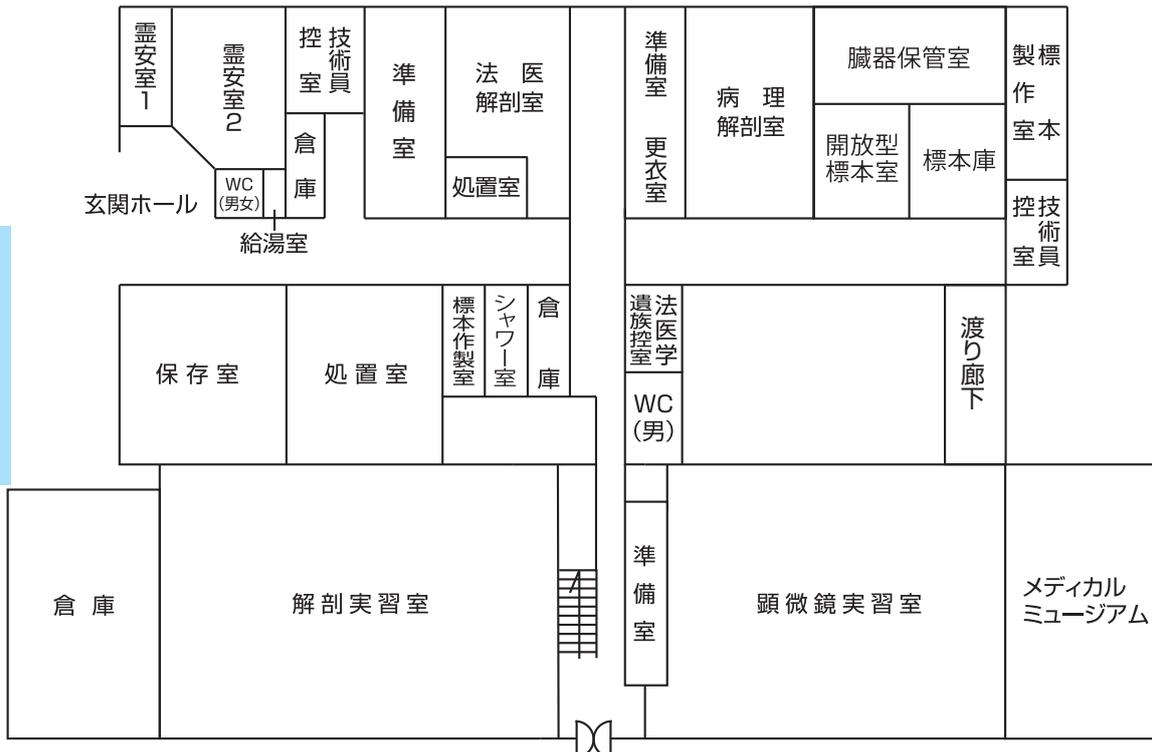
基礎講義・実習棟

2階



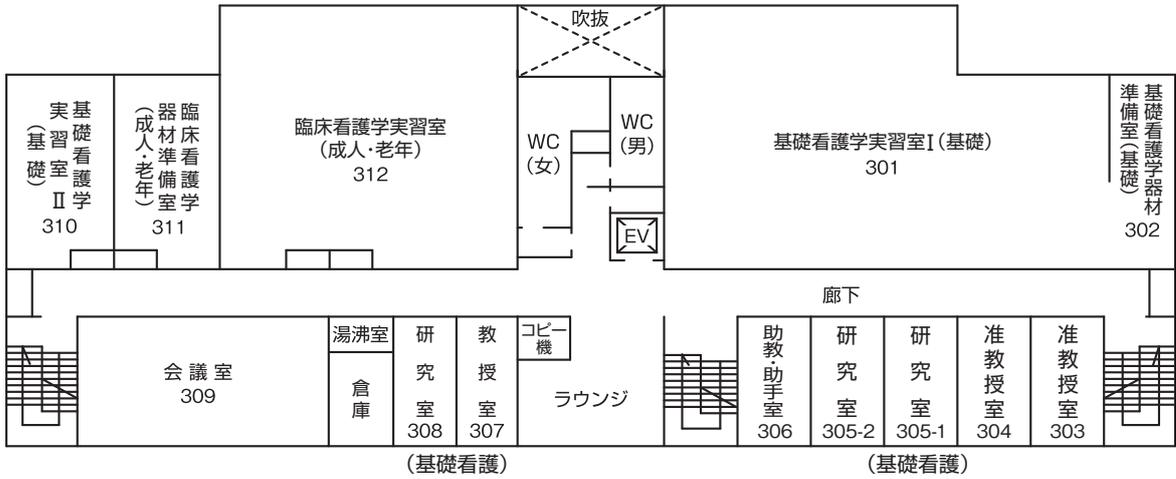
解剖センター

1階

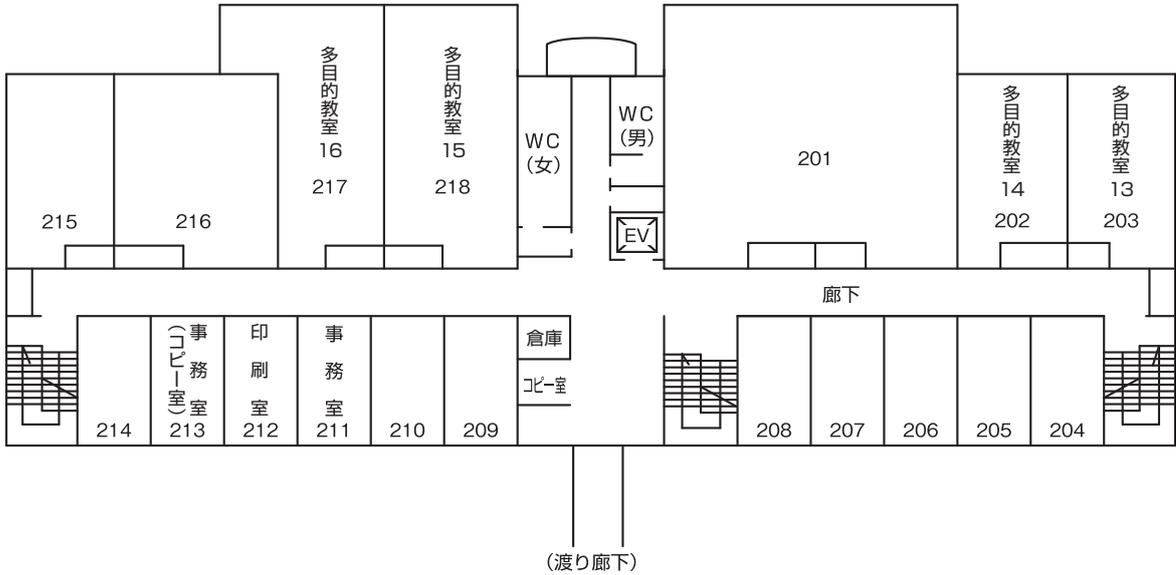


看護学科棟

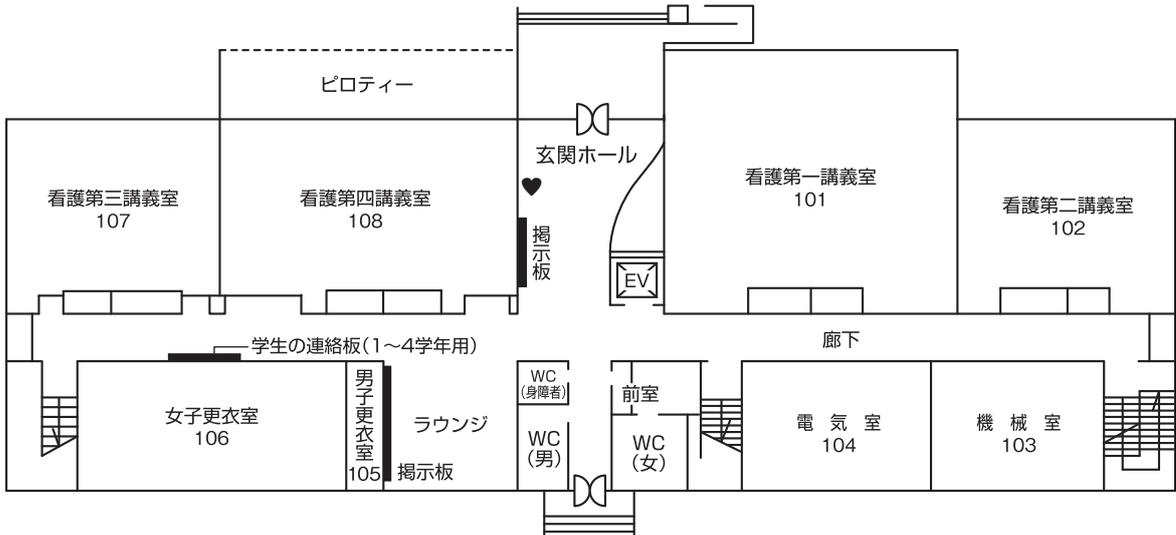
3階



2階

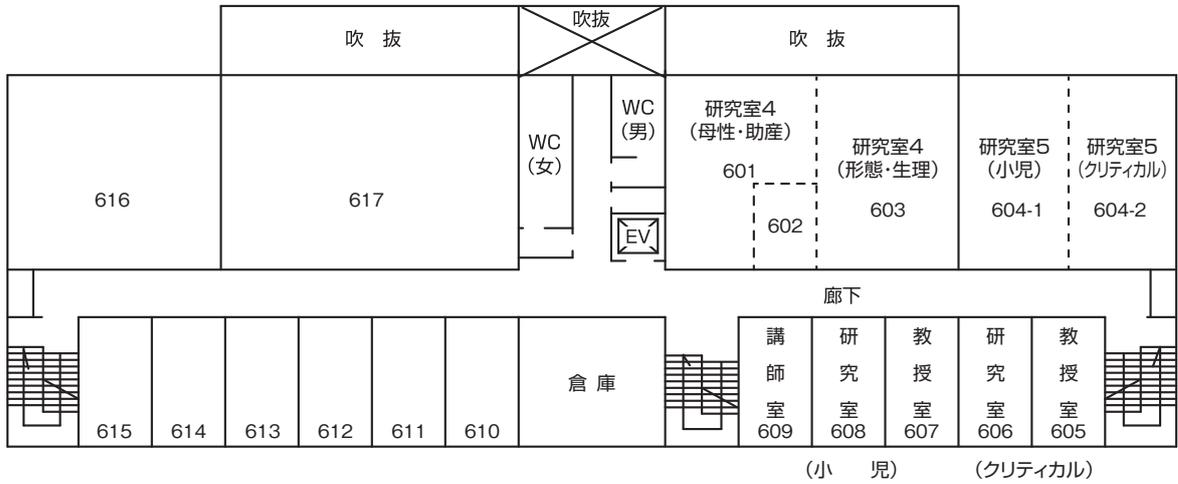


1階

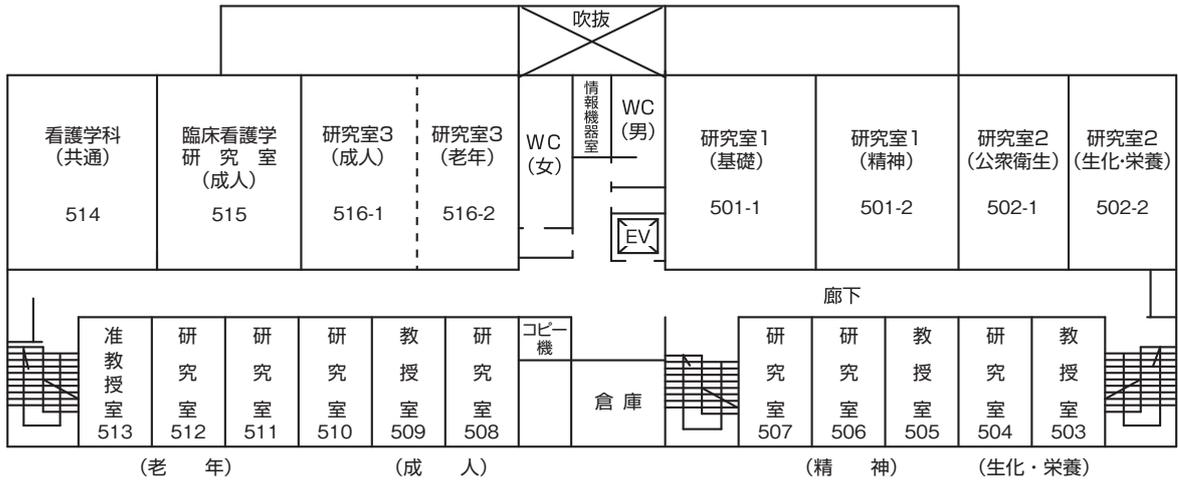


看護学科棟

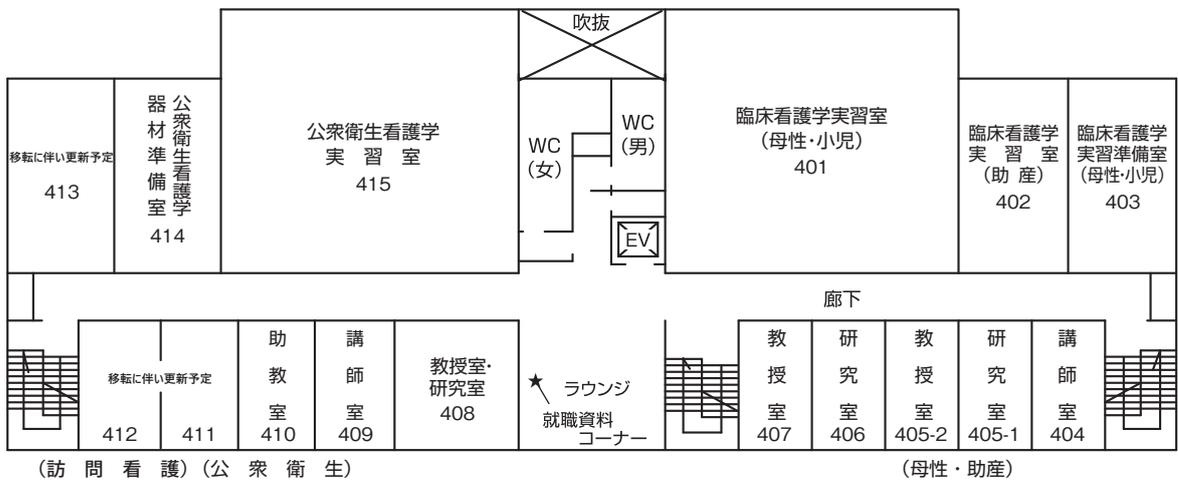
6階



5階

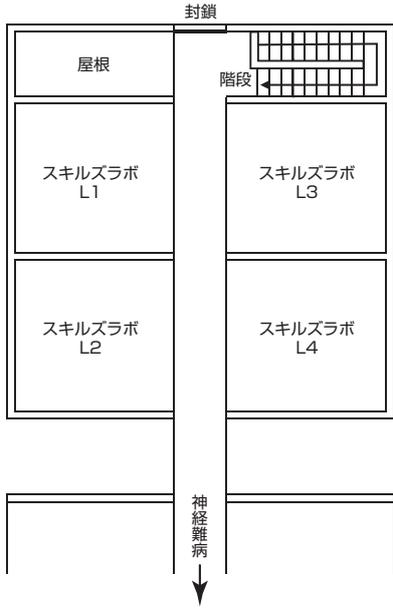


4階



スキルズラボ棟

3階



2階

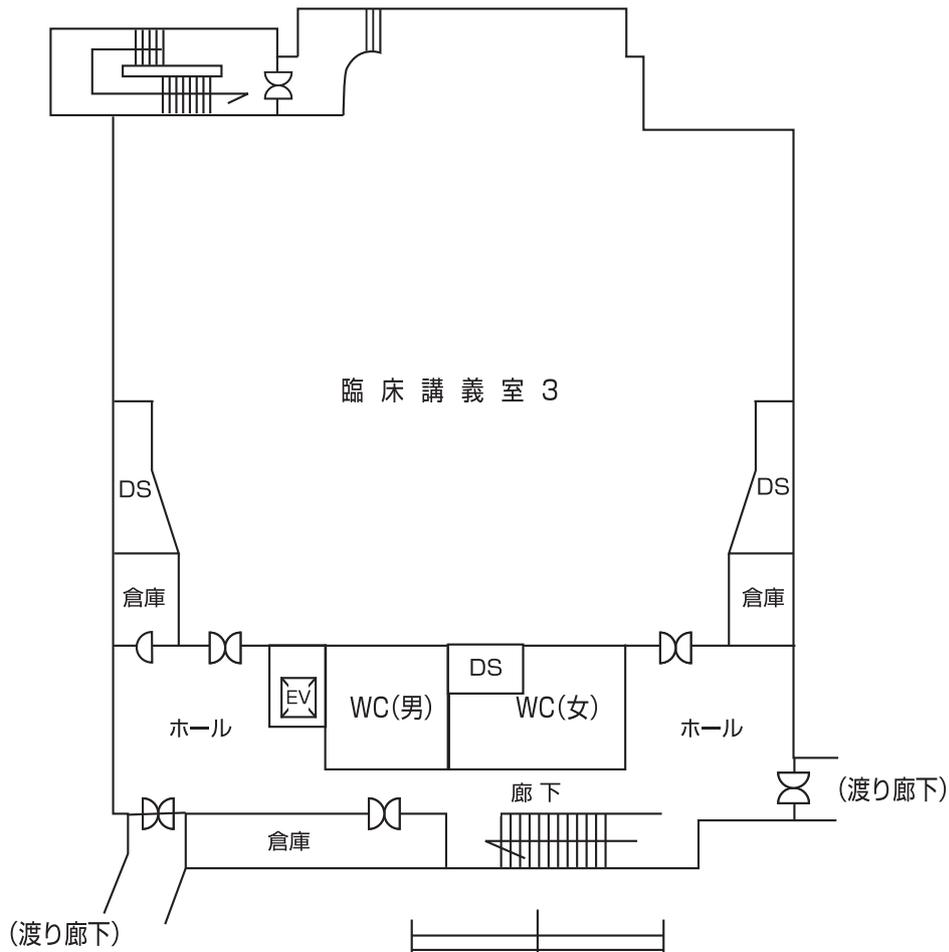


1階

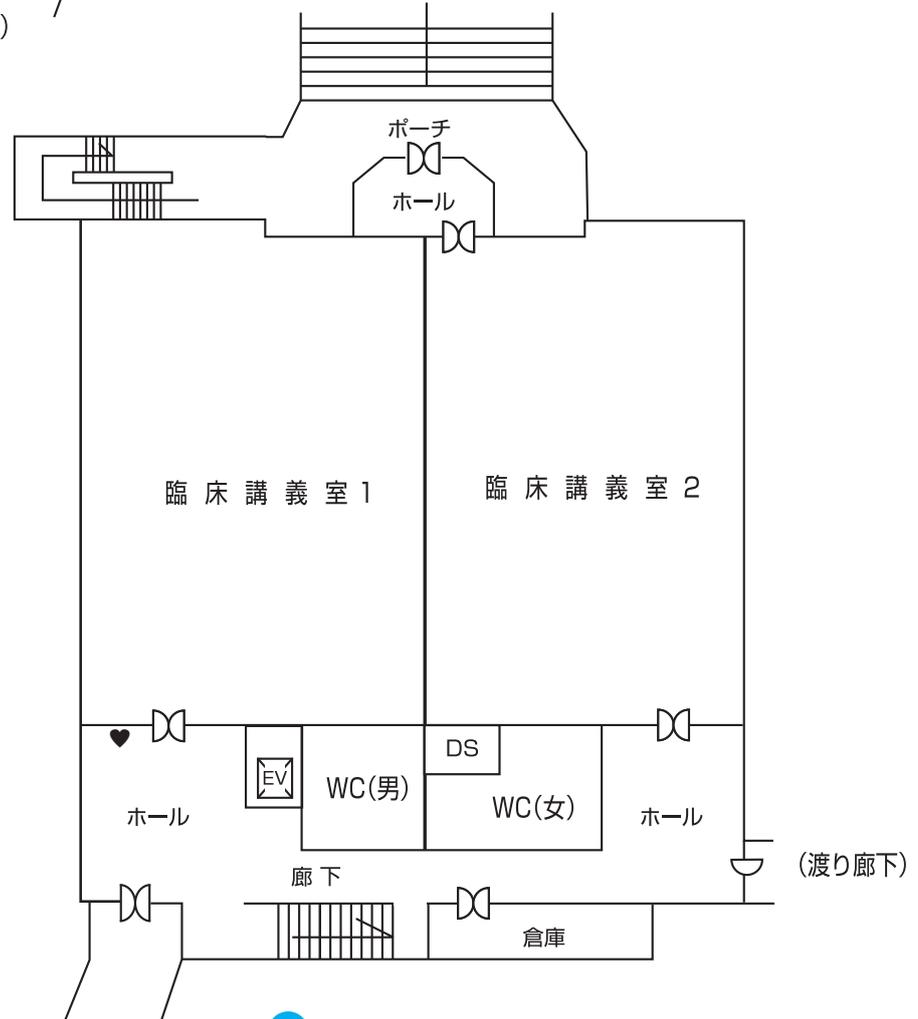


臨床講義棟

2階

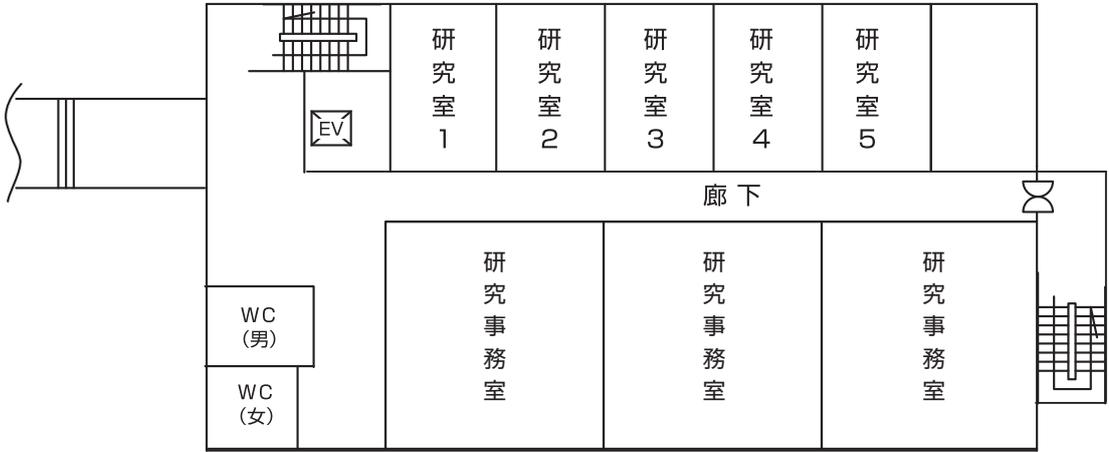


1階

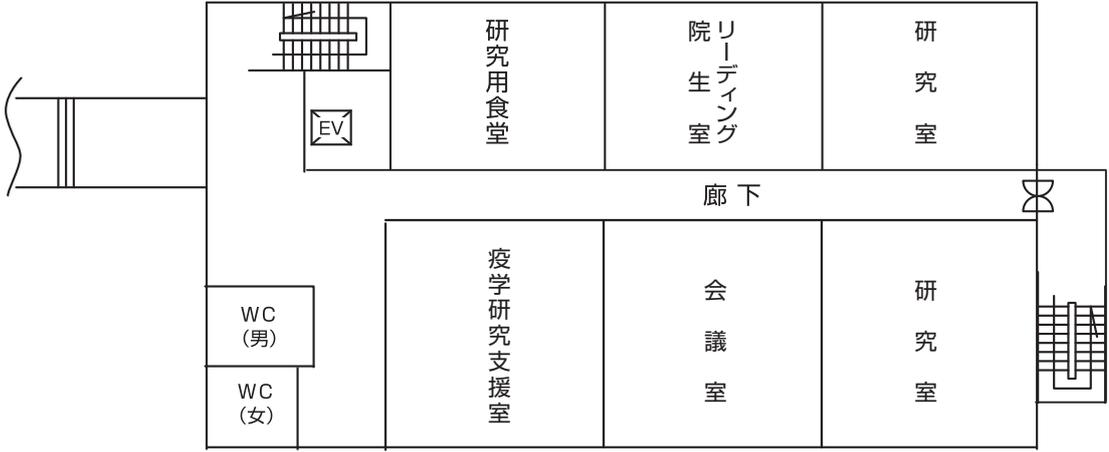


NCD 疫学研究センター

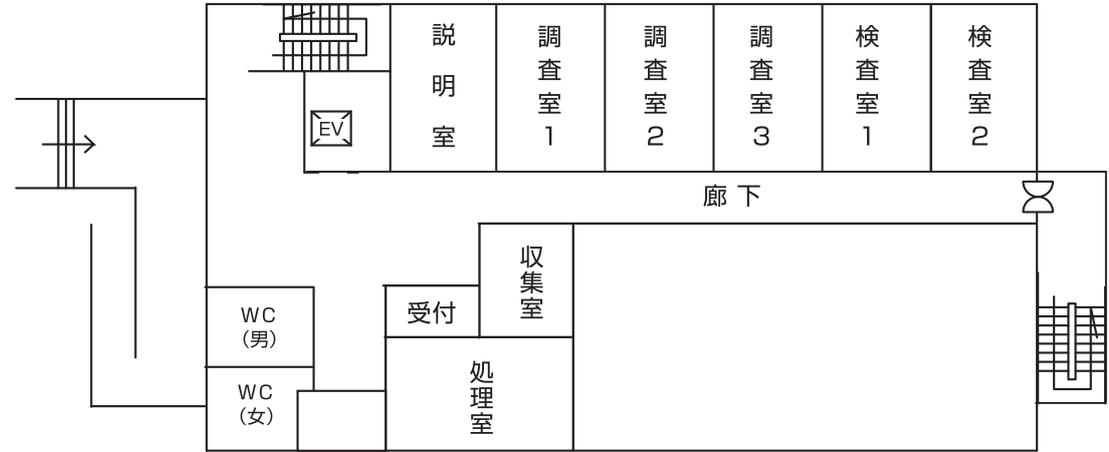
3
階



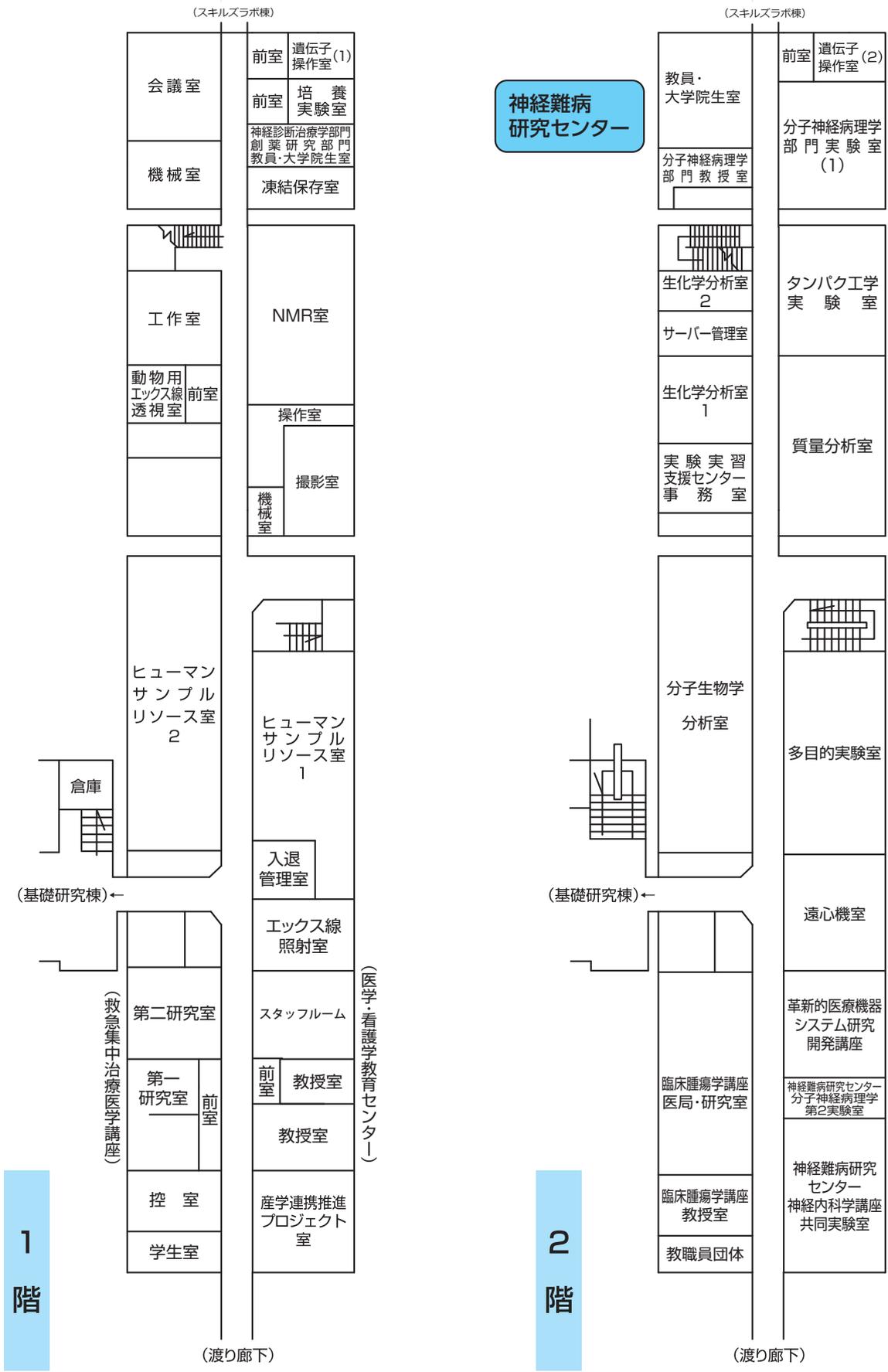
2
階



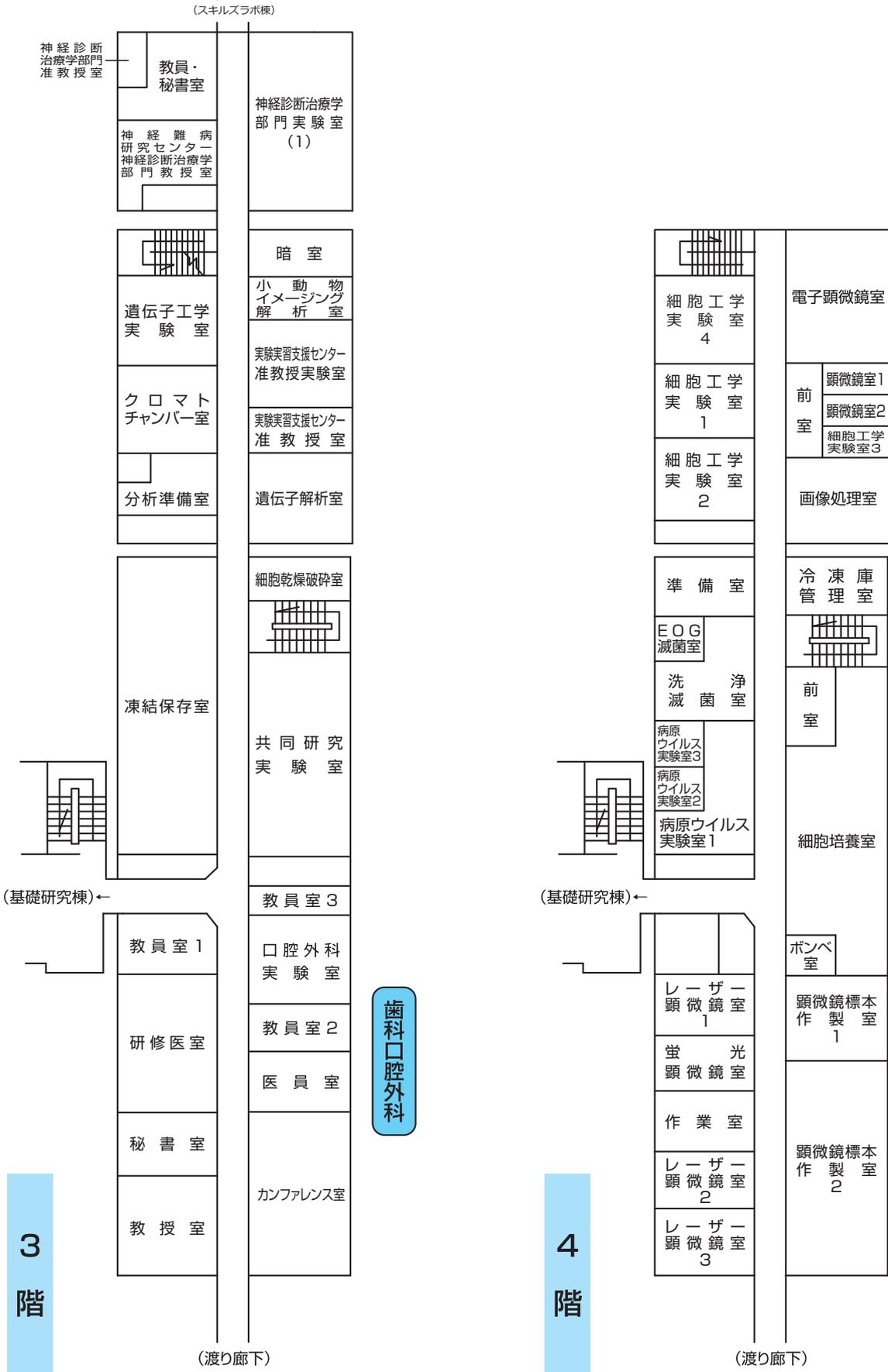
1
階



実験実習支援センター・神経難病研究センター

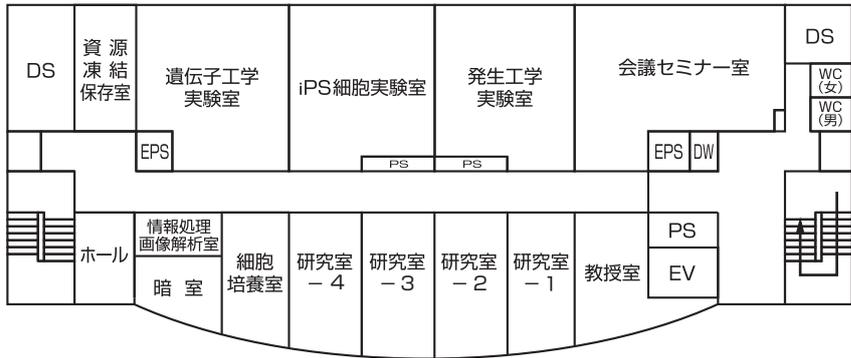


実験実習支援センター・神経難病研究センター



動物生命科学研究センター新棟

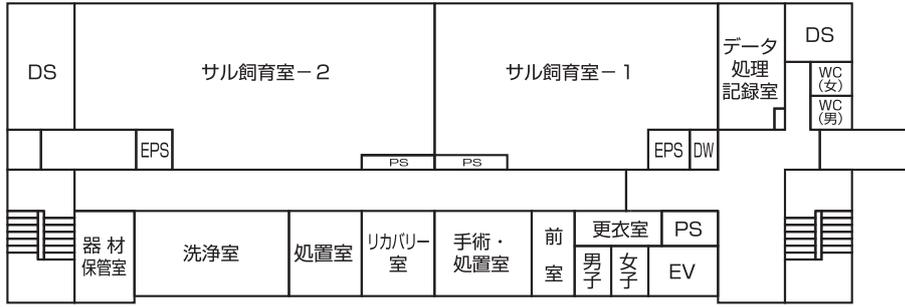
5階



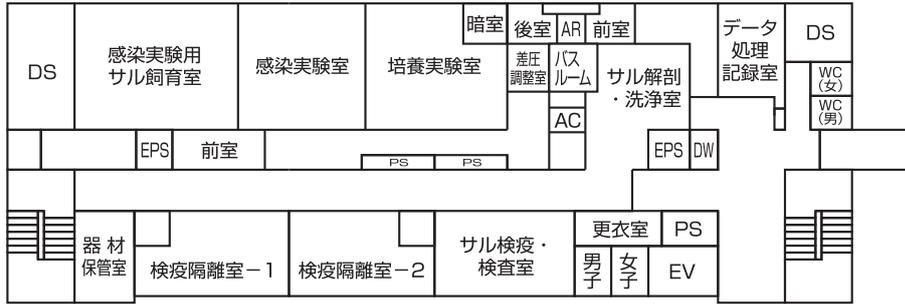
4階



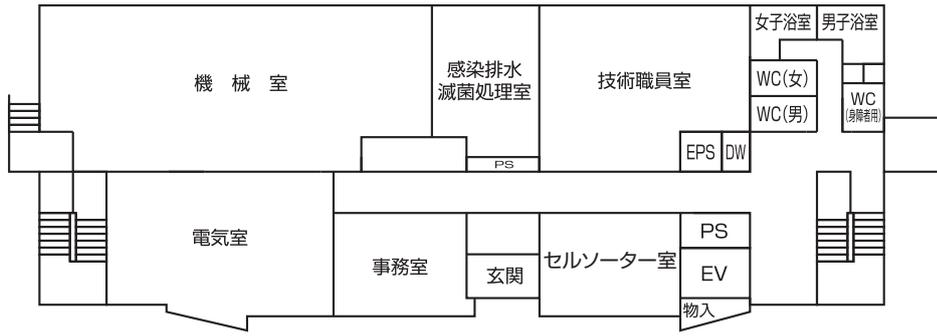
3階



2階

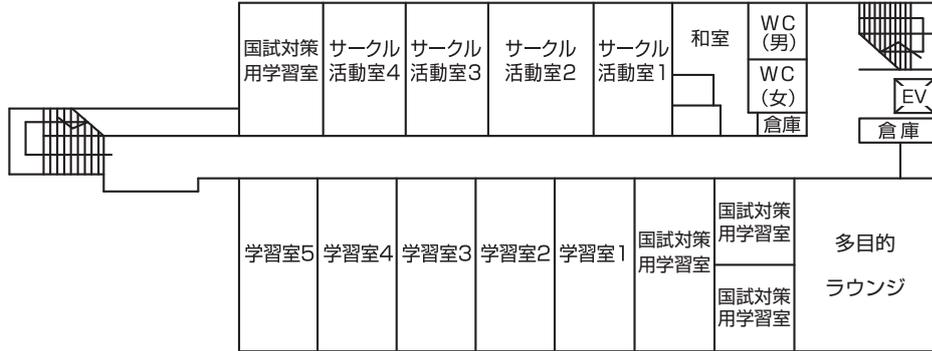


1階

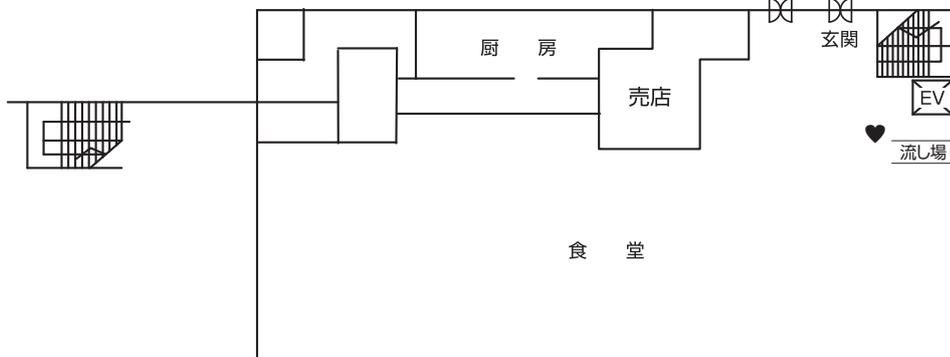


福 利 棟

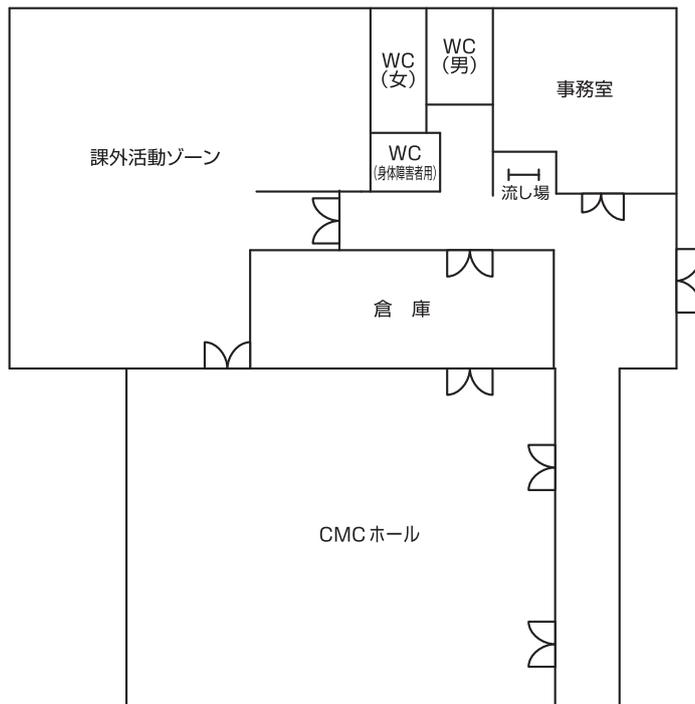
2
階



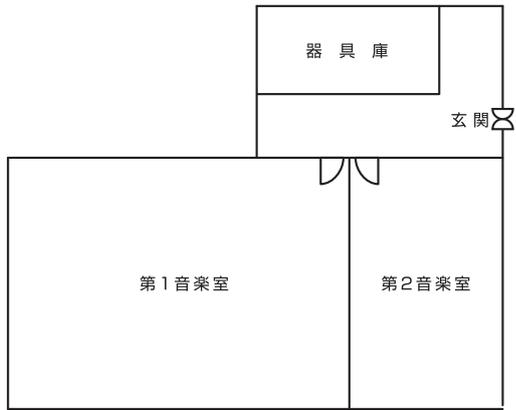
1
階



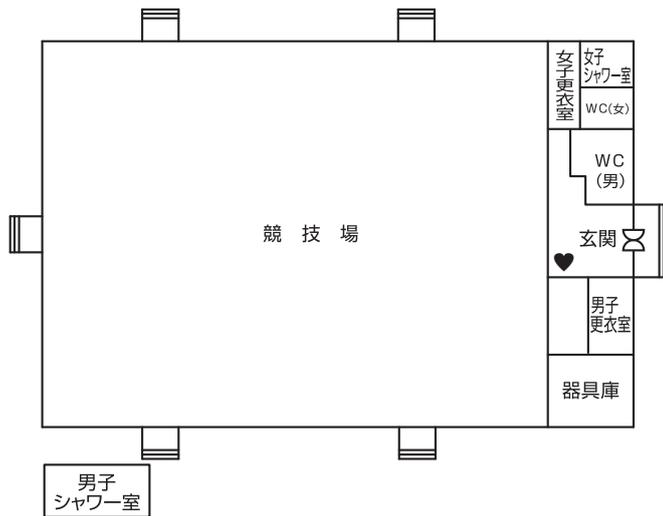
クリエイティブ モチベーションセンター



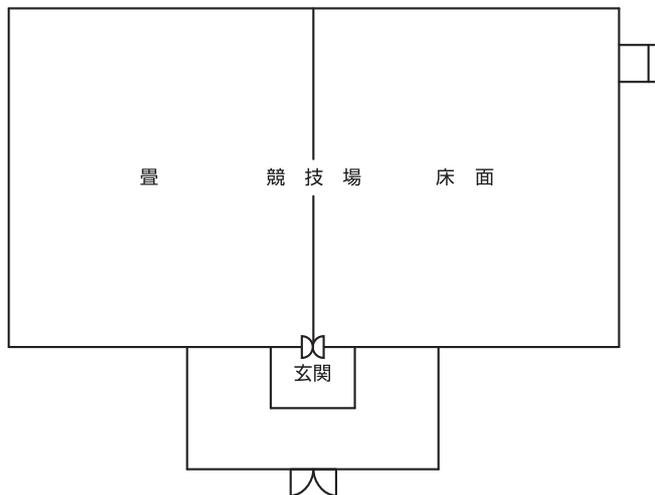
音 楽 棟



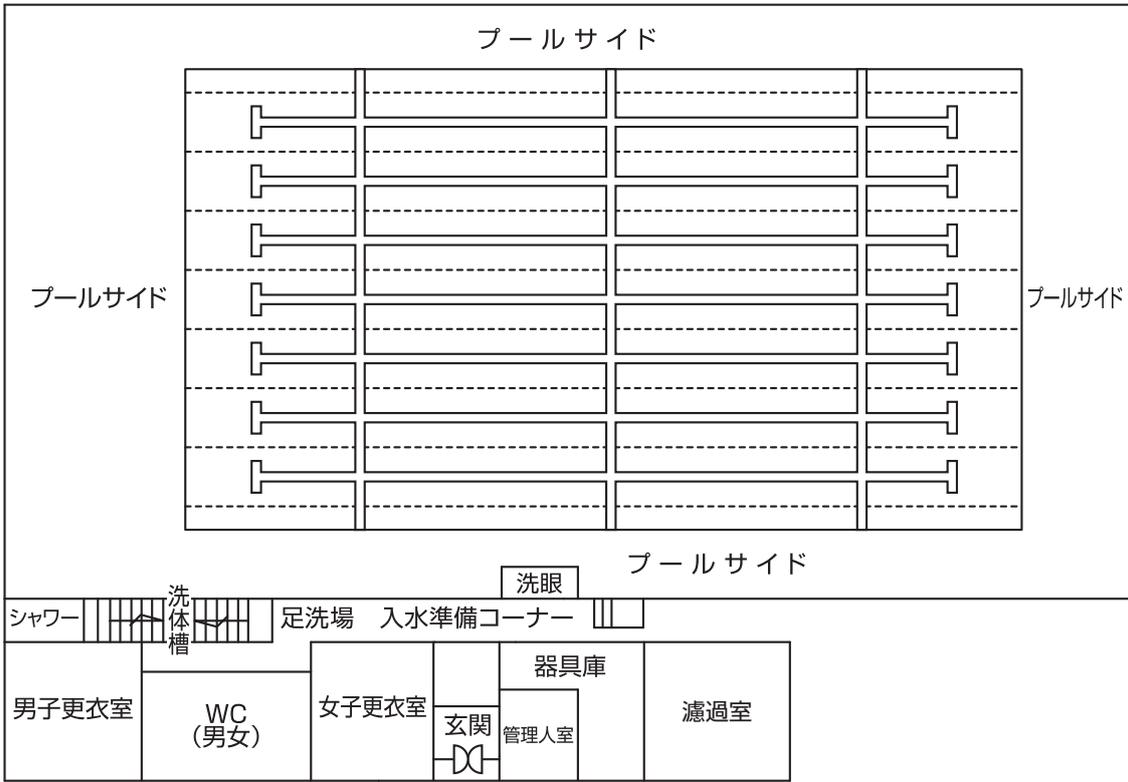
体 育 館



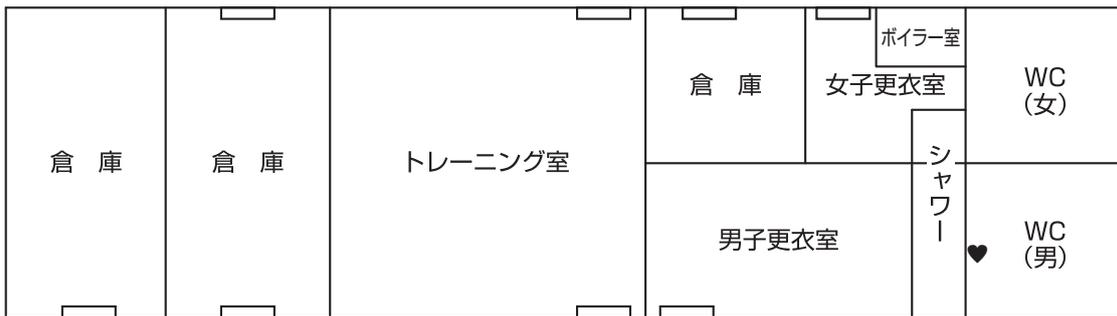
武 道 場



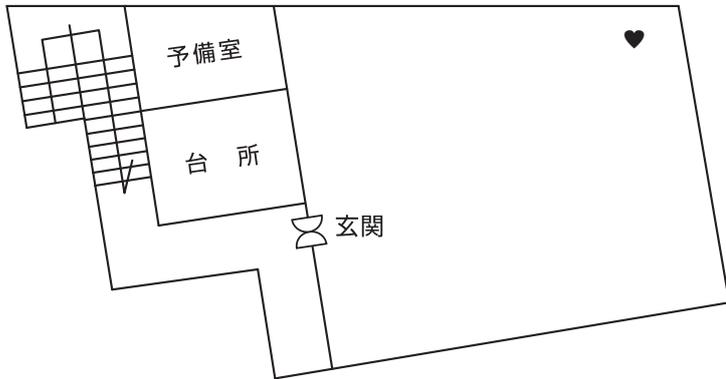
水泳プール



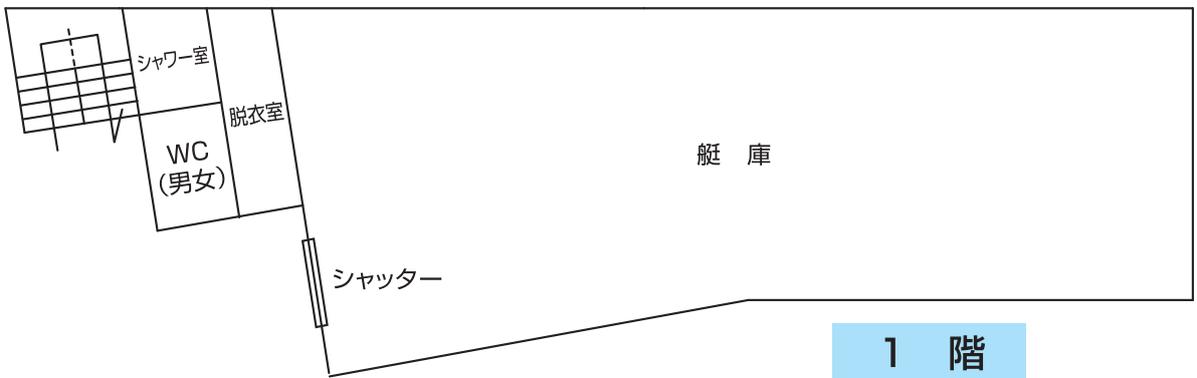
体育器具庫



ボート艇庫

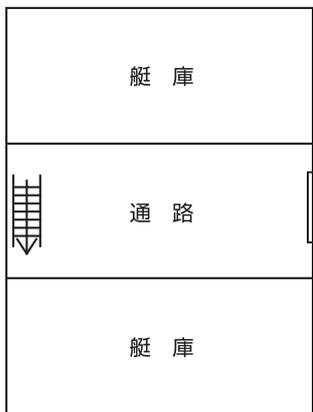


2 階

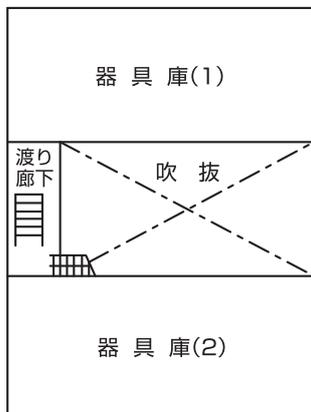


1 階

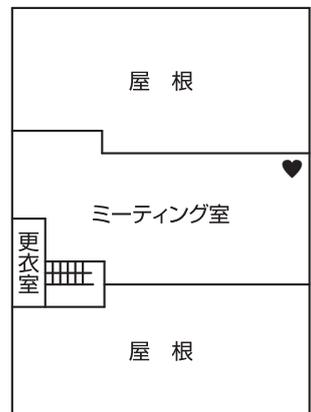
ヨット艇庫



1 階



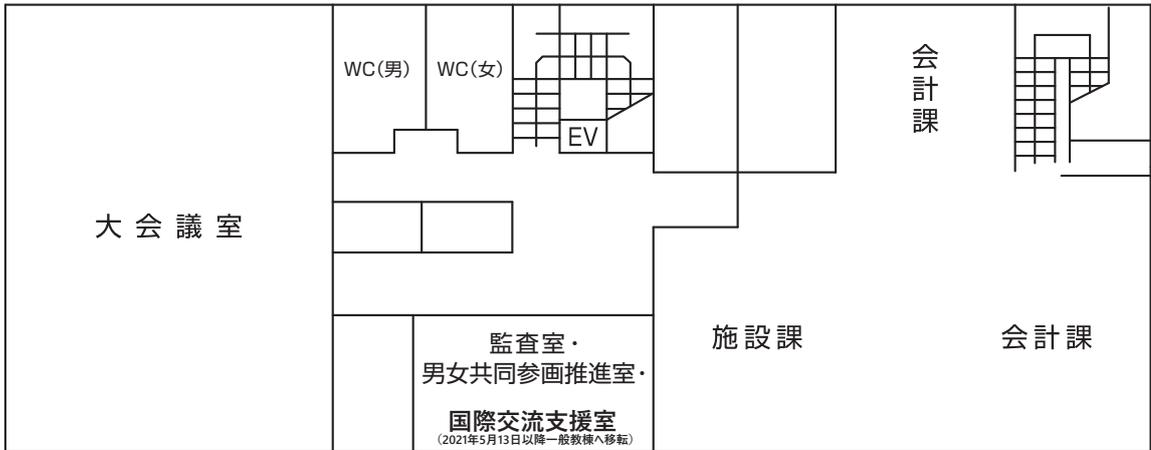
中2階



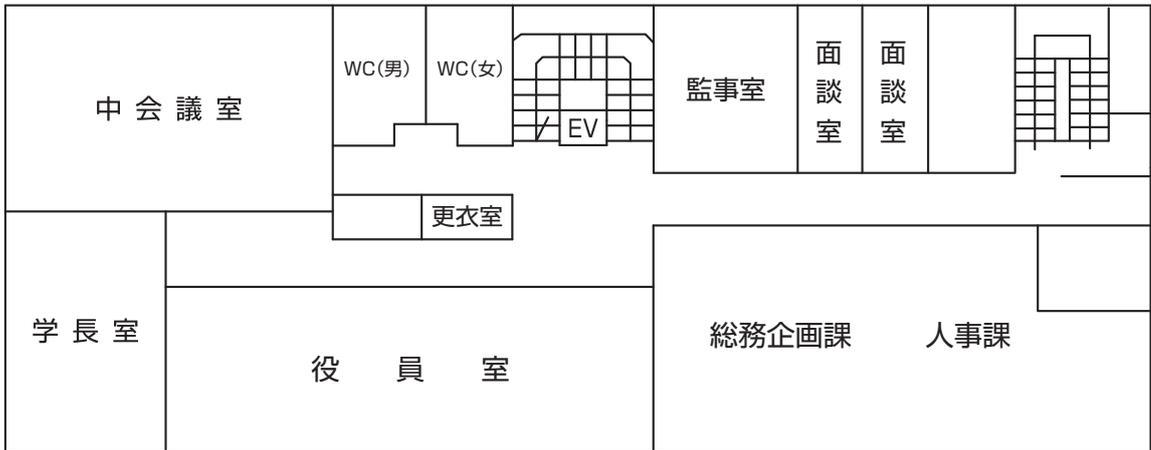
2 階

管 理 棟

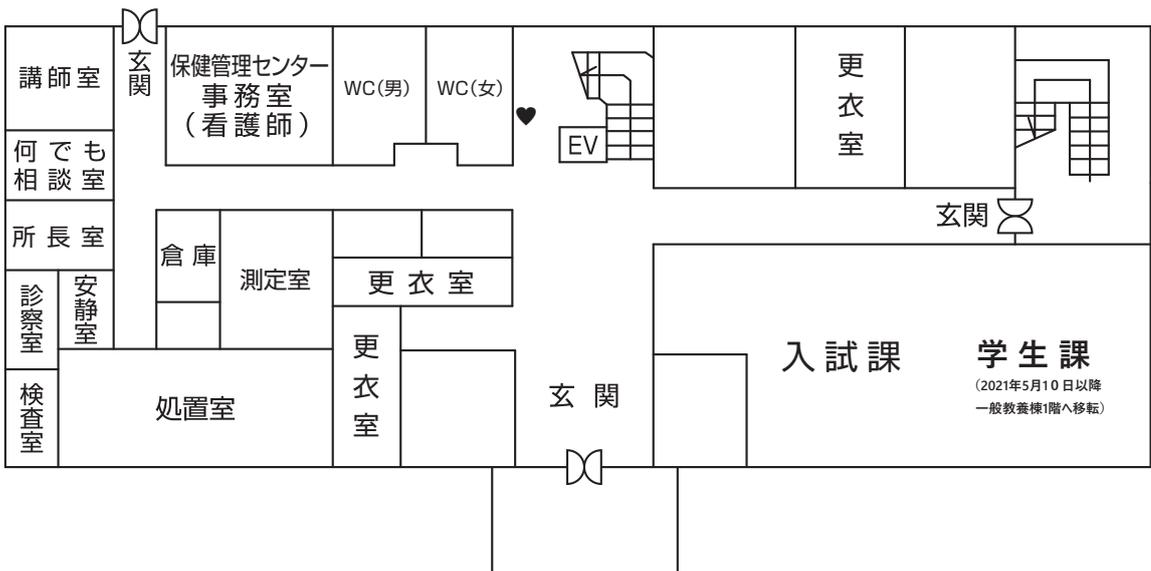
3
階



2
階

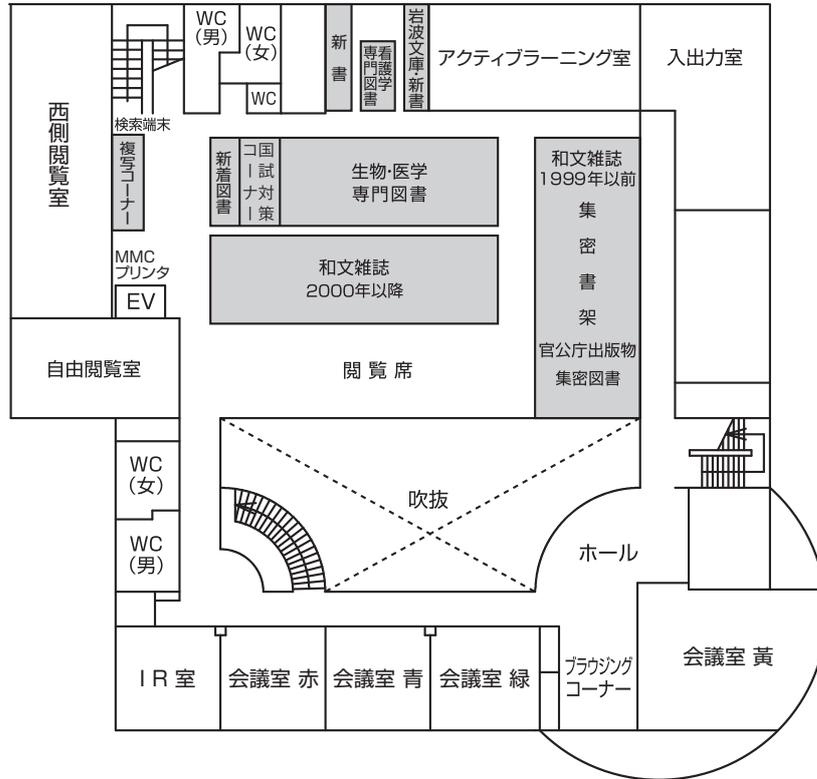


1
階

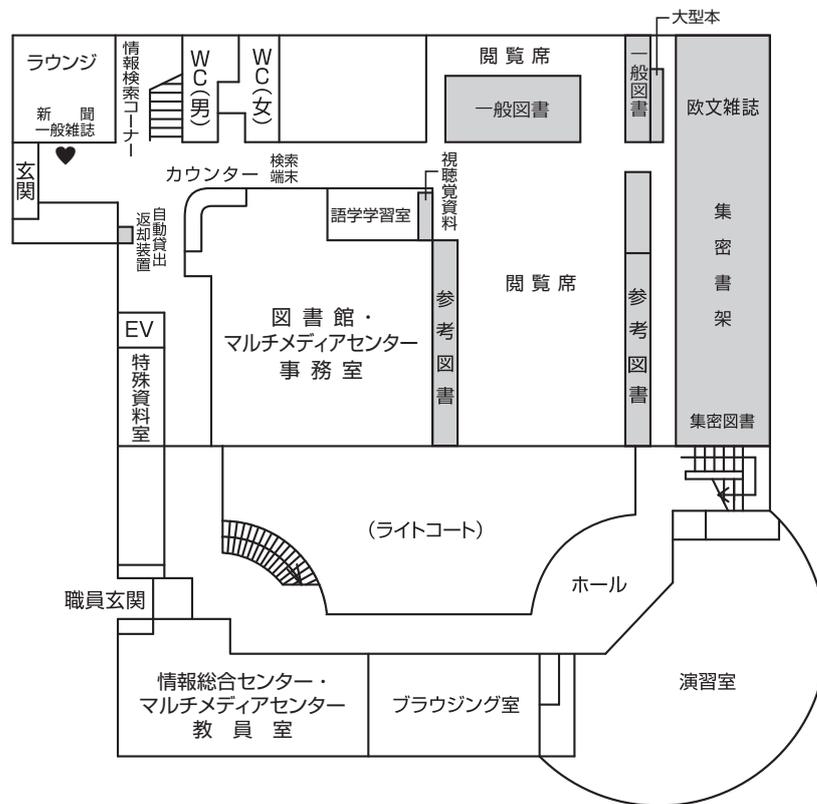


附属図書館・マルチメディアセンター

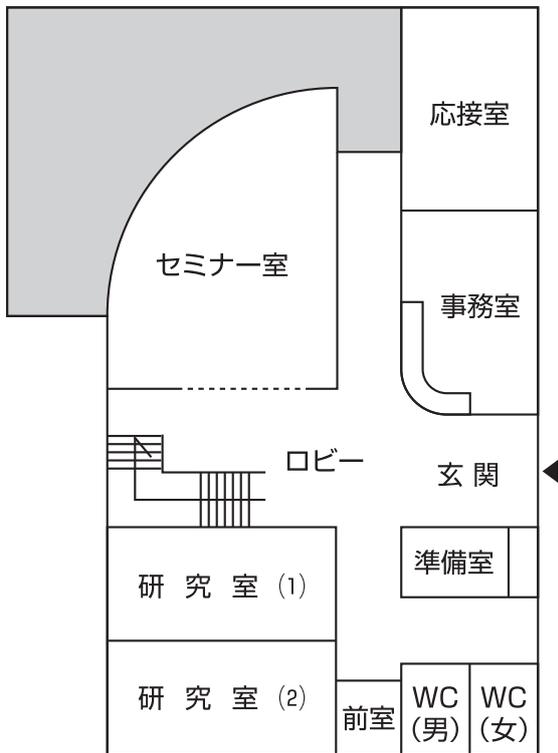
2階



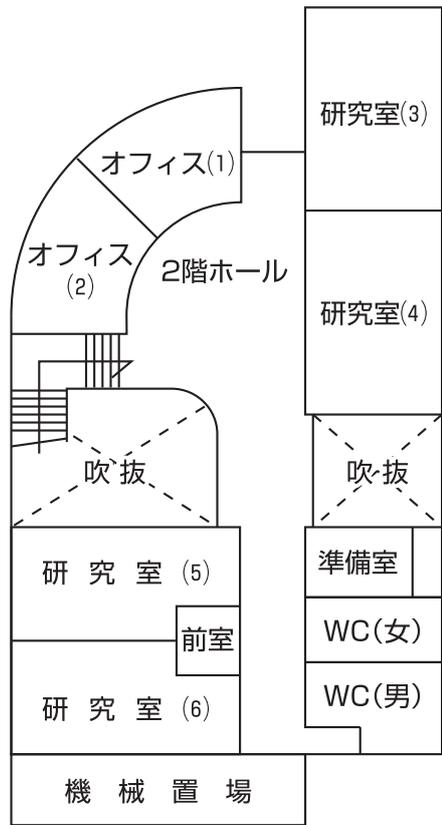
1階



バイオメディカル・イノベーション施設



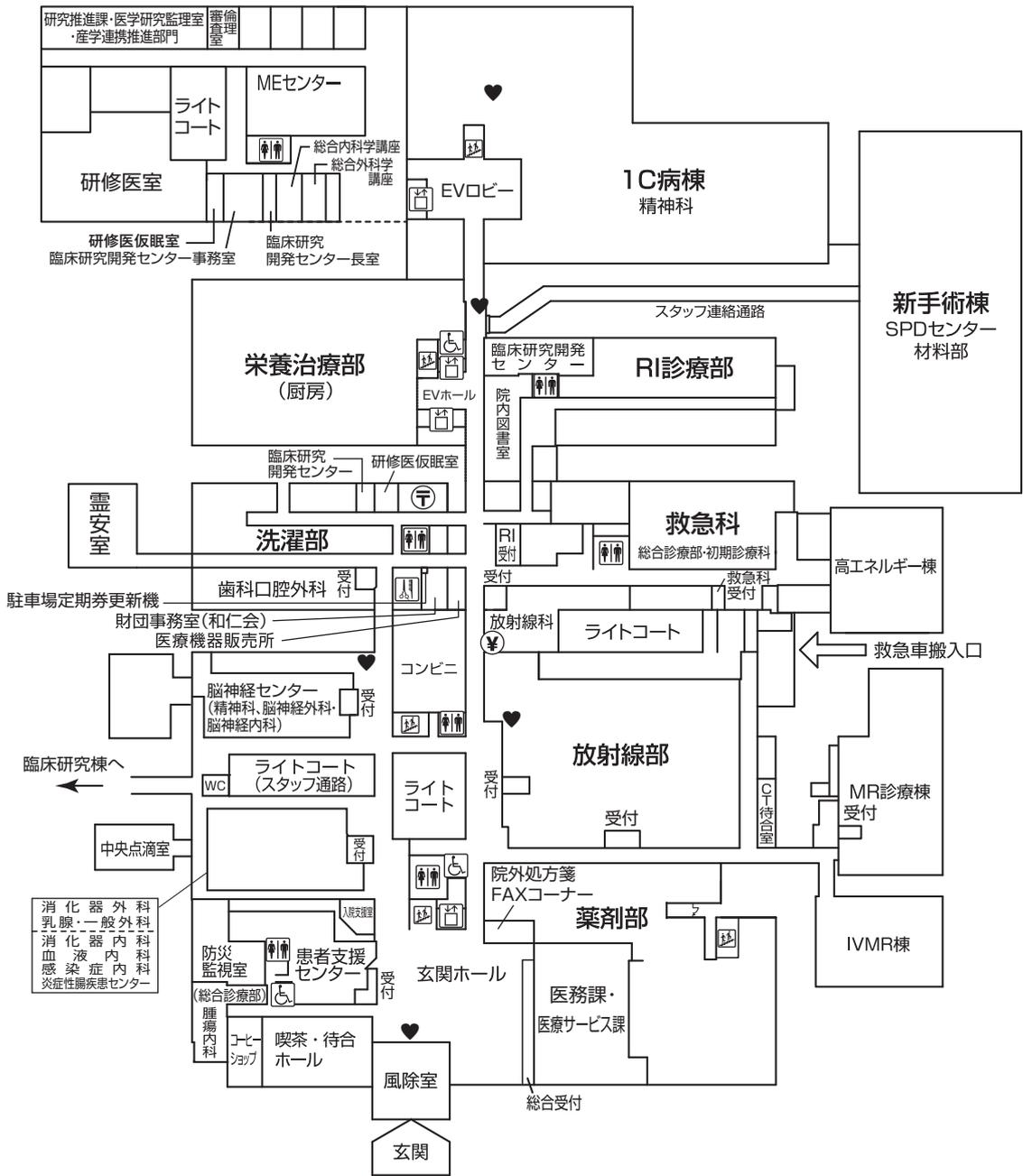
1 階



2 階

附属病院

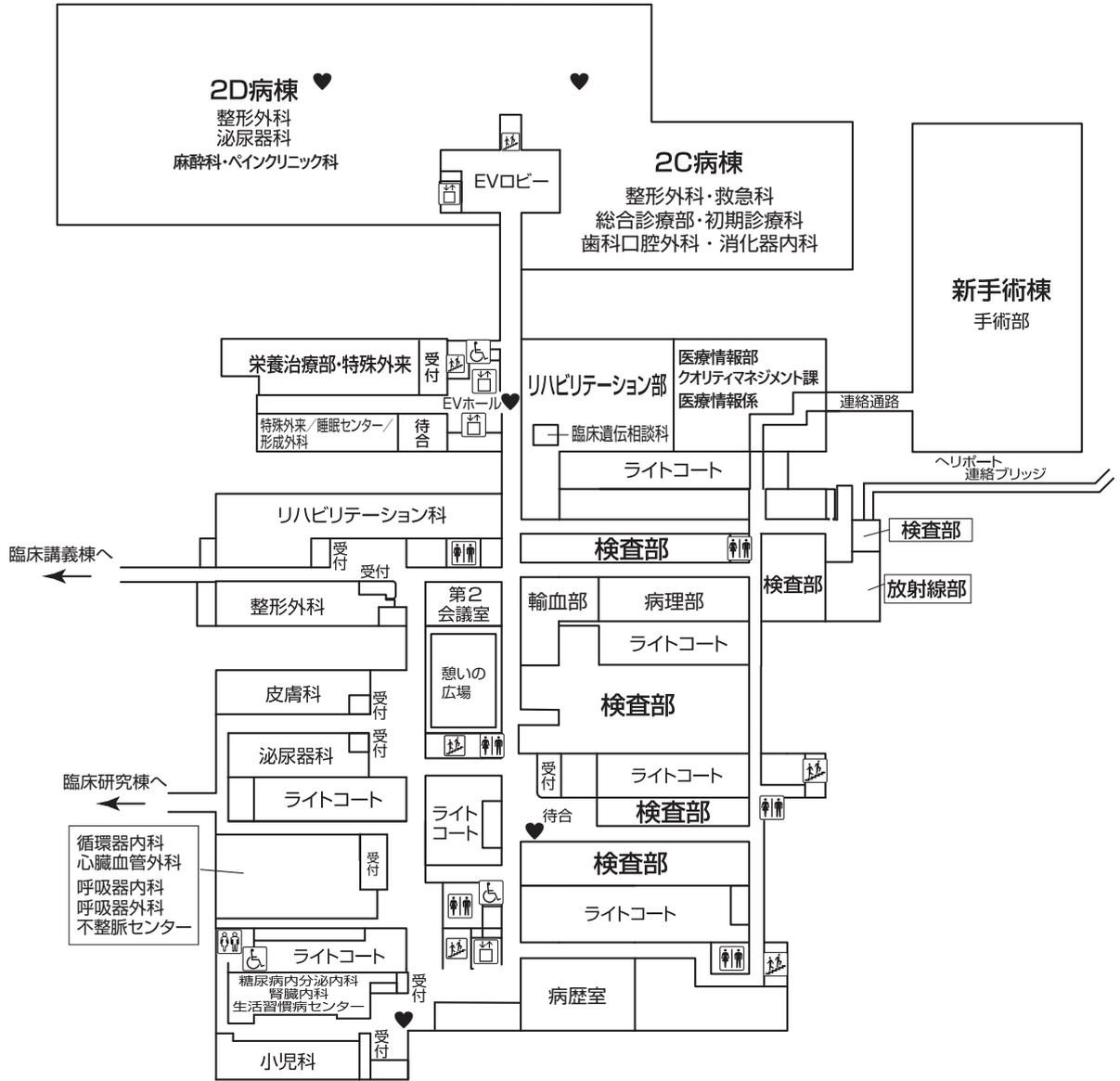
1階



	トイレ		小児用トイレ		エレベーター		ATM
	多目的トイレ		階段		理髪室		郵便局

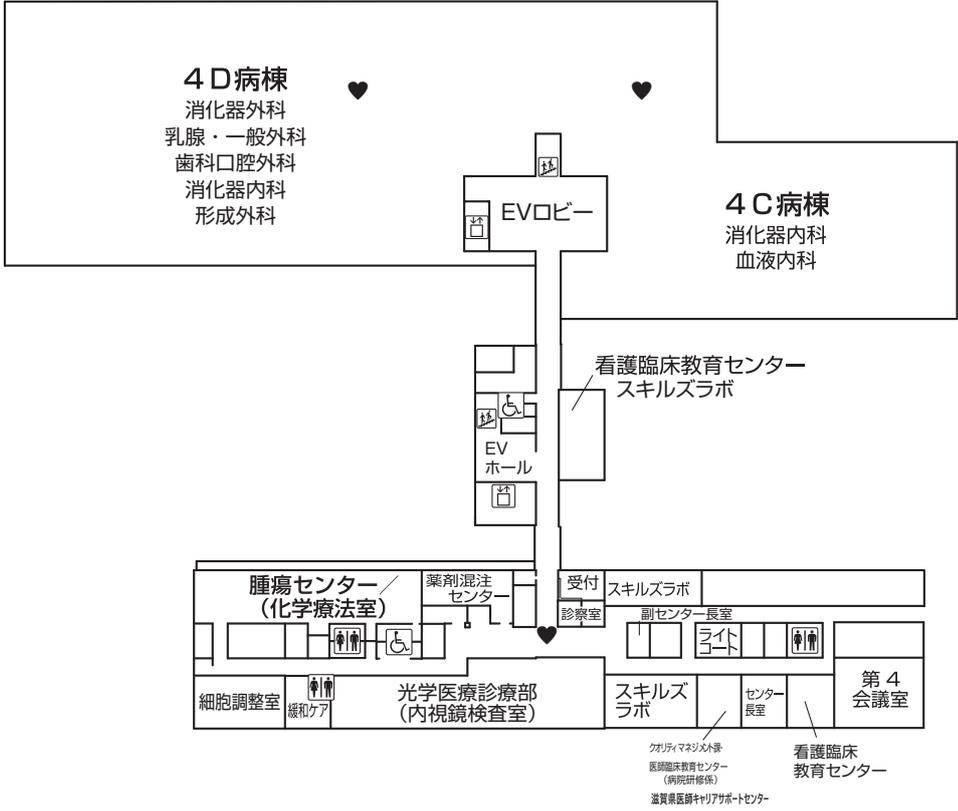
附属病院

2階



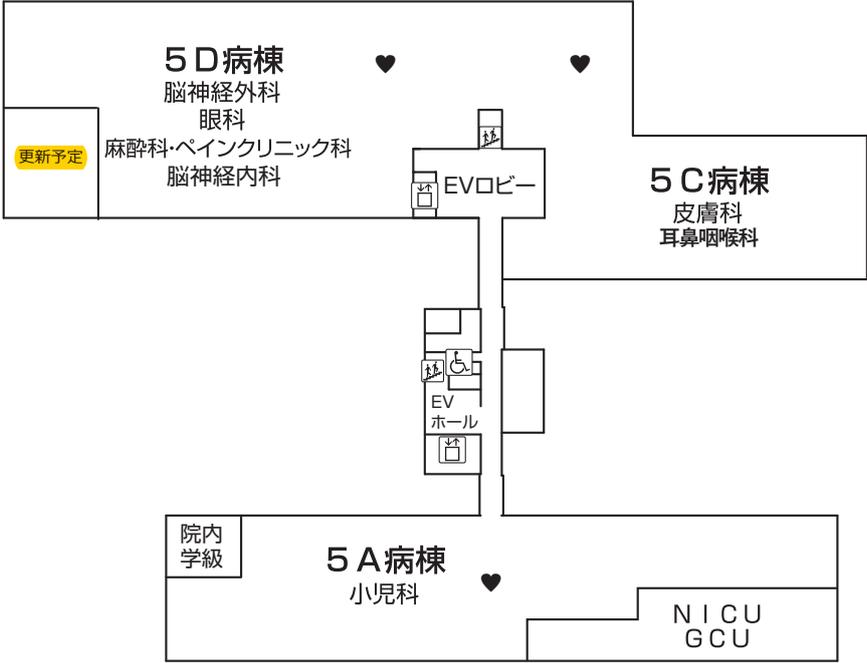
附属病院

4階

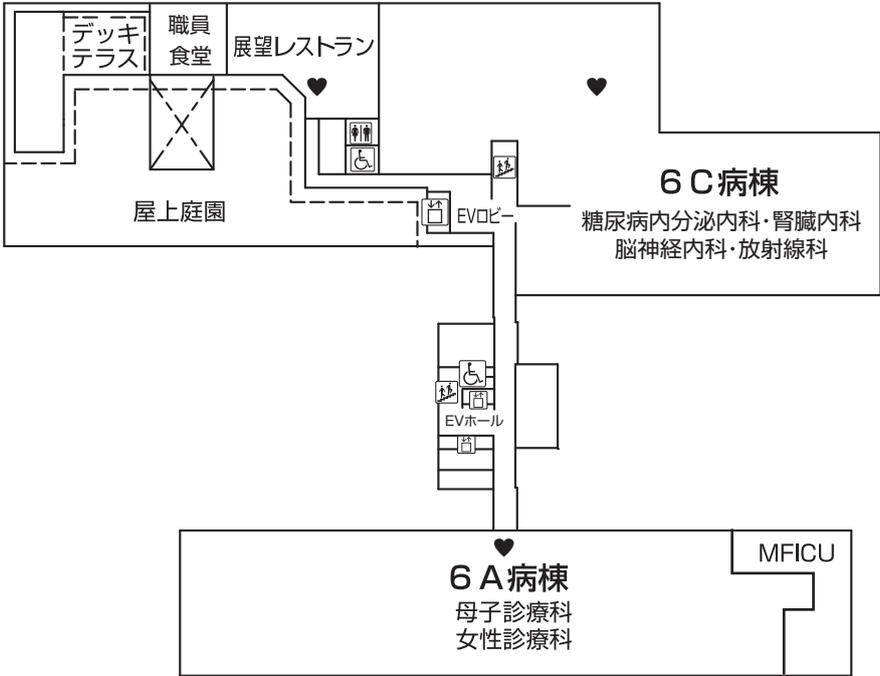


附属病院

5階

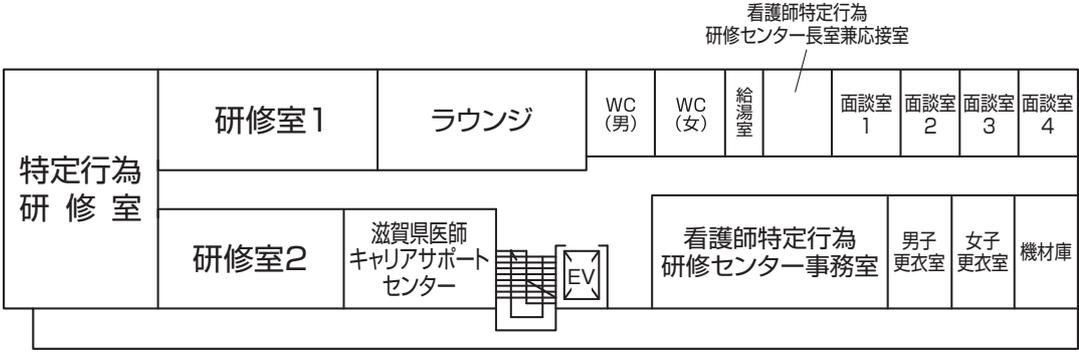


6階

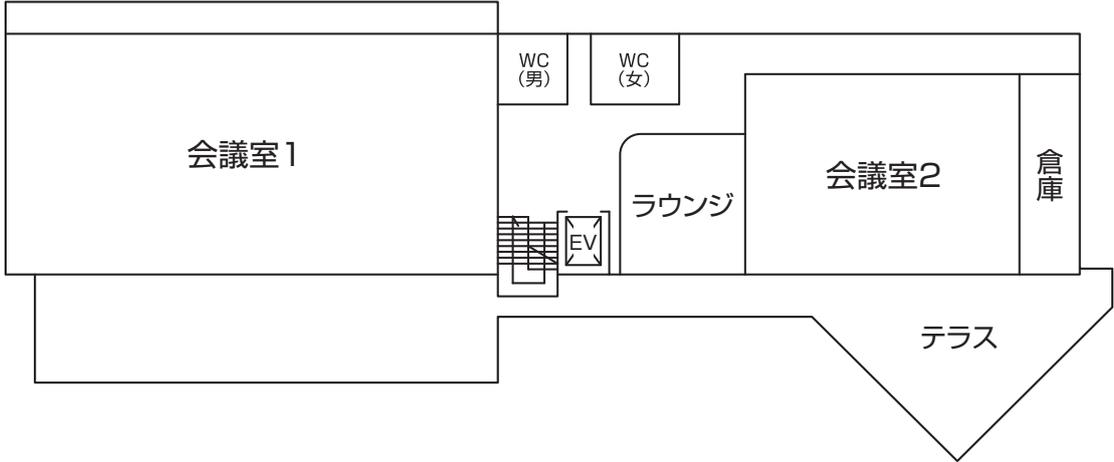


リップルテラス

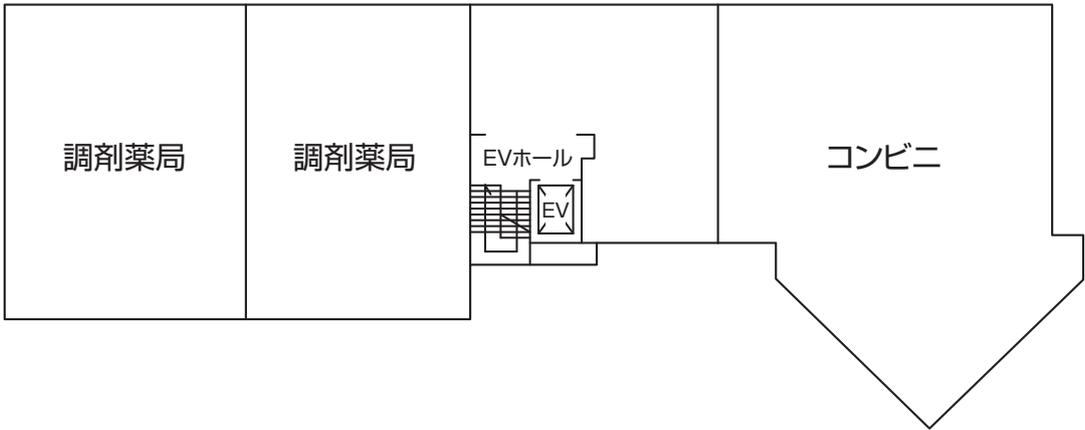
3階



2階



1階



③ 概略図 (交通機関)

